

平成七年二月三十日 衆議院会議録第十九号 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

議長の報告

一一

本案は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の国内における適用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認するものであります。

その主な内容は、確な実施を確保するための措置を講じようとするものであります。

第一に、化学兵器の製造、使用等を禁止すること、

第二に、化学兵器の製造に用いられる可能性の高いサリン等の特定物質の製造、使用、所持、譲渡等を規制すること、

第三に、国際機関による検査の受け入れを義務づけること

などであります。

本案は、昨二十九日参議院から送付され、同日当委員会に付託され、本日橋本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
〔本号末尾に掲載〕

委員長の報告を求めます。外務委員長三原朝彦さん。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔三原朝彦君登壇〕

○三原朝彦君 大だいま議題となりました化学兵器の禁止条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(三原朝彦君) 化学兵器に関することは、一九二五年のジュネーブ議定書により窒息性ガス等の戦争における使用が禁止されておりますが、平時における化学兵器の開発、生産、貯蔵等については禁止されておりませんでした。昭和四十一年の第二十一回の国連総会において、化学兵器、細菌兵器の使用を非難する決議が採択されたことを契機に、重要な軍縮問題として取り上げられるようになり、昭和五十五年から化学兵器禁止のための条約の交渉作業が開始されました。その結果、平成四年九月ジュネーブの軍縮会議における本条約案の採択を経て、本条約は平成五年一月十三日にパリで作成されたものであります。

○議長(土井たか子君) 三案を一括して採決いたしました。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
〔本号末尾に掲載〕

て承認すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

議長の報告	
出席国務大臣	外務大臣 河野洋平君 通商産業大臣 橋本龍太郎君
午後一時十三分散会	
(常任委員辞任及び補欠選任)	
一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。 〔報告書受領〕	
一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。 〔報告書受領〕	
一、去る二十九日、人事院總裁弥高啓之助君から、国家公務員法百三十二条第九項の規定に基づく平成六年の官利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。	
(通知書受領)	
一、昨二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、旨の通知書を受領した。	
（通知書受領）	
文教委員 辞任 小野晋也君 森博義君 西喜朗君 英次郎君 西博義君	上田清司君 山崎広太郎君 吹田憲君 上田勇君 上田清司君 土田龍司君 土田龍司君 小野晋也君 喜朗君 英次郎君 西博義君
補欠	

官報(号外)

農林水産委員会

辞任

木幡 弘道君

畠 英次郎君

山田 正彦君

北村 直人君

鮫島 宗明君

西 博義君

商工委員会

辞任

金田 英行君

森 喜朗君

和田 勇君

荒井 広幸君

小野 晋也君

上田 勇君

岩田 順介君

金田 英行君

和田 勇君

森 喜朗君

和田 勇君

金田 英行君

和田 勇君

森 喜朗君

和田 勇君

金田 英行君

和田 勇君

補欠

鮫島 宗明君

博義君

正彦君

木幡 弘道君

畠 英次郎君

山田 正彦君

北村 直人君

西 博義君

鮫島 宗明君

正彦君

木幡 弘道君

畠 英次郎君

山田 正彦君

北村 直人君

西 博義君

鮫島 宗明君

正彦君

木幡 弘道君

畠 英次郎君

山田 正彦君

北村 直人君

西 博義君

鮫島 宗明君

正彦君

木幡 弘道君

畠 英次郎君

山田 正彦君

北村 直人君

西 博義君

鮫島 宗明君

正彦君

木幡 弘道君

畠 英次郎君

山田 正彦君

北村 直人君

西 博義君

鮫島 宗明君

正彦君

木幡 弘道君

畠 英次郎君

山田 正彦君

北村 直人君

西 博義君

鮫島 宗明君

正彦君

木幡 弘道君

畠 英次郎君

内閣委員会

辞任

野田 佳彦君

鹿野 道彦君

野田 佳彦君

鹿野 道彦君

松下 忠洋君

山田 正彦君

渡辺浩一郎君

古賀 一成君

岡田 克也君

鹿野 道彦君

須藤 浩君

渡辺浩一郎君

古賀 一成君

岡田 克也君

渡辺浩一郎君

古賀 一成君

外務委員会

辞任

鈴木 宗男君

地方分権に関する特別委員会

辞任

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

石橋 一弥君

青木 宏之君

須藤 浩君

古賀 敬章君

若林 正俊君

を求めるの件

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認

を求めるの件

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し

た。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律

案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

案

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

案

(議案受領)

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員横光克彦君提出低用量ビルに関する質問に対する答弁書

質問に対する答弁書

平成七年三月六日提出

質問

第一号

低用量ビルに関する質問主意書

提出者

横光 克彦

平成五年十月に「低用量ビルに関する質問主意書」を、一、中央薬事審議会に関する件、二、エイズと避妊に関する件、三、人工妊娠中絶に関する件、四、避妊としてのビルに関する件の四項目十五の質問を提出し、更に、昨年六月にも同様の質問を国会の予算委員会の第四分科会にて行ってあるが、当局からの回答はいずれも中央薬事審議会で慎重に審議を継続しており未だ結論に至っていなかった。」

平成四年三月の「エイズ蔓延を懸念して、ビル解禁を凍結」との報道に接して以来、中央薬事審議会での審議内容の情報公開もなく、もはや三

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員会

安全委員会

航空委員会

商工委員会

外務委員会

<div data-bbox="25 480 40 64

年を経過している。また、昨年、日本で開催された「国際エイズ会議」やカイロでの「国際人口開発会議」で得られた成果から考えるに「低用量ピル」の認可をこれ以上上げにするのは、我が国女性のリプロダクティブ・ヘルスの見地から幾多の問題を残すことになるので、対策は緊急を要すと考える。

従つて次の事項について更なる質問をする。

一 中央薬事審議会に関する件

- 厚生省は経口避妊薬の医学的評価に関する研究班を設置し、「低用量ピルの有効性が確立されつある現在では、これを導入する」とが国民保健上からも望ましい」として、「経口避妊薬の臨床評価法に関するガイドライン」を発表しているが、これはいつのことか確認致したい。
- 実際に、いつ臨床試験が開始され、どれくらいの規模で試験が行われ、いつ試験が終了して申請されたかを確認致したい。また、その申請会社は何社であったのか。

- 低用量ピルについての中央薬事審議会(以下「審議会」という)での審議が、いつから開始されたかを確認致したい。
- 審議会で審議中ということであるが、その審議内容の情報の公開をここに求めいる。
- なぜなら、ピルの認可が遅れている理由として、「エイズ蔓延を懸念して」、「出生数の減少に拍車を掛ける恐れ」、「性的モラルの低下を懸念して」など様々な憶測が見られ、国民に正しい情報を提供し公正なる判断を仰ぐ必要があると考える。

- 平成五年五月十二日に、日本産科婦人科学会、日本母性保護産婦人科医会、日本家族計画協会、日本家族計画連盟の四団体から、厚生大臣に「ビルの早期認可を求めて」の要望書が提出され、「その趣旨を審議会に伝達している」との回答を得ているが、リプロダク

タイプ・ヘルスについての専門家の集まりである各団体に対し審議会はどのような回答をされたのか、その内容の公開を求める。

6 本年一月六日付けの東京新聞夕刊に当局の森課長補佐が「新しい薬剤を出すには臨床試験の成績だけではなく、エイズ問題など環境整備をしなければ出せない時代だ」とし添付文書などでエイズ予防対策がクリアできれば」とコメントしているが、その意味するところはなにかを確認したい。

7 医薬品としての有用性や安全性の評価はすでに終了し、「エイズ予防対策」が残された問題となっているのかを確認したい。

この問題は「性」に関するものであり、国民に妙な誤解などを与えることにより間違った方向で論議される恐れがあるので、正しい明確な情報の公開が必要と考える。

二 エイズと避妊に関する件

- 平成六年のエイズ患者を含むHIV感染者数(血液製剤による感染者を除く)は四百三十五名と報告され前年に対して十九・五%の伸び率であり、特に日本人感染者の増加が著しい。中でも、男性の感染者数が全体の五十二%を占めている事実と日本人女性は九・七%であるものの前年に比べ五十五・六%と、その伸び率が最も高いことが注目に値する。この現象は男性が海外、もしくは国内で感染者との接触、そして日本人女性へとビンボン感染の図式を提示しているようにうかがえる。この点について女性側の見地からどのように考えるかを問いたい。
- いずれにしても、エイズ対策については決して予断の許すところではない。
- 日本でもHIV感染者の妊娠・分娩が三十四例報告されており、そのうち母子感染が九例、二十六・五%の感染率である。
- 母子感染率がおよそ三十%と知りながら母

となるHIV感染女性の胎内に宿る生命への思ひはいかなるものであろうか。

信頼性の高い避妊法としてのピルを考慮する必要があるのではなかろうか。

先般の当方からの「エイズと避妊は別問題ではないか」との質問に対し、当局は「避妊は性行為に関して行われるものであり、その方法が性行為感染症としての性格を持つエイズの予防と関連する面があると考えられる」と回答されているが、昨年の国際エイズ会議のサテライトシンポジウムの「エイズ時代の家族計画—ピルか、コンドームか」においてピルは避妊方法の中で最も確実な手段であり、またコンドームはエイズ予防に欠かせないものとして「ピルも、コンドームも共に必要である」とのコンセンサスが得られたと聞く。

この点についてどのように考えるのか。

4 同シンポジウムで、神奈川県のある医師が「性産業従事者の調査ではコンドームの使用率が昭和六十二年で僅か十%であったのが平成五年では九十一%と七年間で著しく上昇し、梅毒は百%、淋病は八十%と大きく減少している。このような現状を見るにピルの認可は絶対に避けるべき」との発言があった。これはエイズ対策がハイリスクグループに対する啓蒙の成果だと考えられる。しかしながら、「彼女らのピル服用率も四十%以上に上っている」という実態から性感染症と避妊は別問題として捉えている女性がいるという事実をどのように考えるか。

5 同シンポジウムで、神奈川県のある医師が「性産業従事者の調査ではコンドームの使用率が昭和六十二年で僅か十%であったのが平成五年では九十一%と七年間で著しく上昇し、梅毒は百%、淋病は八十%と大きく減少している。このような現状を見るにピルの認可は絶対に避けるべき」との発言があつた。

これはエイズ対策がハイリスクグループに対する啓蒙の成果だと考えられる。しかしながら、「彼女らのピル服用率も四十%以上に上っている」という実態から性感染症と避妊は別問題として捉えている女性がいるという事実をどのように考えるか。

6 先の毎日新聞社の調査による「避妊法の実態」について見ると、既婚女性でコンドーム法が七十七・七%で、他の方法はすべて十%以下であった。未婚女性ではコンドーム法が九十二・七%と圧倒的にコンドームで避妊が行われている。次に、基礎体温法が十二・五%であり、他はすべて十%未満であり「避妊の選択肢」が局限されている実態が明らかにされている。

第十七条の六第一項中「受けているとき」の下に「又は第十七条の三第二項若しくは第十七条の四第三項の規定により揮発油、軽油若しくは灯油の分析の委託を受けているとき」を加え、「第十七条の四第一二号」を「第十七条の十三第二号」に改め、同条第一項中「指定分析機関が第十六条の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けている場合において、」を「前項に規定する場合において、指定分析機関が」に改め、同条を第十七条の十五とする。

第十七条の五第一項中「指定分析機関」を「分析機関の指定を受けた者(以下「指定分析機関」という。)」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の四中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第一号中「第十四条第一項に規定する通商産業省令で定める資格」を「通商産業省令で定める条件に適合する知識経験」に改め、同条第三号中「第十六条に規定する」を削り、同条を第十七条の十三とする。

第十七条の三中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第一号中「第十七条の十一を「第十七条の二十」に、「指定」を「分析機関の指定」に改め、同条を第十七条の十二とする。

第十七条の二第一項を次のように改める。

第十六条の二第一項、第十七条の三第二項(第十七条の八第一項又は前条第一項において同じ)又は第十七条の四第三項(第十七条の八第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七条の十五第一項において同じ。)の指定(以下この章において「分析機関の指定」という。)は、揮発油販売業者の委託を受けて行う揮発油の分野又は揮発油生産者、軽油生産者、灯油生産者、揮発

油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者若しくは第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者の委託を受け行う揮発油、軽油若しくは灯油の分析の業務(以下「分析業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

第十七条の二第二項中「申請は」の下に「、通商産業省令で定める区分に従い」を加え、同条を第十七条の十一とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章の二 指定分析機関

第三章中第十七条の次に次の五条及び一節を加える。

(揮発油販売業者に対する指示)

第十七条の一 通商産業大臣は、揮発油販売業者が第十三条の規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、その販売に係る揮発油の品質の確保に関する必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(揮発油生産業者の義務)

第十七条の二 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

することができる。

(揮発油輸入業者等の義務)

第十七条の四 挥発油の輸入の事業を行う者(以下「揮発油輸入業者」という。)は、輸入した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費し、したるときは、通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油」という。)に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者が当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

(標準揮発油の表示)

第十七条の六 挥発油販売業者は、標準的な品質の自動車の燃料用の揮発油の基準として通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)に適合することを確認した揮発油を販売するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油を販売する施設又は設備に、当該揮発油が標準揮発油の基準に適合することを示す表示を掲示することができる。

(標準揮発油の表示)

第十七条の七 通商産業大臣は、前項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

(揮発油輸入業者の表示)

第十七条の八 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の規定による表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（揮発油生産業者、揮発油輸入業者等に対する指示）

第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により確認を行うべき者がこれらの規定に違反した場合において、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(揮発油生産業者の表示)

第十七条の六 通商産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(揮発油輸入業者の表示)

第十七条の七 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の規定による表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(揮発油輸入業者の表示)

第十七条の八 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の規定による指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十七条の九 通商産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(経過措置)

第一二二条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十四条中「三十万円」を「一年以下の懲役又は百万円」に改め、第二号を削る。

第二十七条中「三万円」を「十万円」に改め、同一条第一号中「第十七条の五第一項又は第十七条の九」を「第十七条の十四第二項又は第十七条の十八」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十六条中「前二条」を「第二十四条から第一条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条中「十万円」を「二十万円」に改め、同一条第一号中「又は第三号」を「に掲げる給油所の所在地又は同項第三号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十九条の二第一項又は第二項」を「第十九条第一項から第五項まで」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十七条とする。

二 第十七条の四第四項(第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五項(第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

一 第十三条、第十七条の七第一項又は第七条の九第一項の規定に違反して販売した者

一 第十七条の三第一項(第十七条の八第一項又は第十七条の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七条の四第一項

二項又は第十七条の九第二項において準用する場合を含む。)又は第十七条の四第一項

二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して確認を行わずに販売又は消費した者。

第二十六条 第十七条の六第五項(第十七条の七第二項又は第十七条の九第二項において準用する場合を含む。)又は第十七条の十五第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条中石油備蓄法第六条、第十条の三及び第十六条の改正規定並びに附則第十条の三、第四条及び第八条の規定は、平成八年二月一日から施行する。

(特定石油製品輸入暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による廃止前の特定石油製品輸入暫定措置法第三条の規定による登録を受け、又は登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日に、当該登録に係る特定石油製品(同法第二条に規定する石油製品をいう。)について、石油業法に規定する石油製品を「石油業法」(以下「石油業法」)とし、石油業法の一部を次のように改正する。

第三条 第十二条第一項第一号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八条第一項の規定による変更登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日に、石油業法の一部を次のように改正する。

第四条 第二条第一項第一号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八条第一項の規定による変更登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日に、石油業法の一部を次のように改正する。

第五条 第二条第一項第一号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八条第一項の規定による変更登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日に、石油業法の一部を次のように改正する。

第六条 第二条第一項第一号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八条第一項の規定による変更登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日に、石油業法の一部を次のように改正する。

第七条 第二条第一項第一号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八条第一項の規定による変更登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日に、石油業法の一部を次のように改正する。

項の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十一箇月」とする。

2 平成八年二月一日から同年三月三十一日までの間は、新備蓄法第六条第一項及び第十条の三第一項の規定の適用については、これらの規定

のほか、旧備蓄法又は旧揮発油販売業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それ

ぞれ新備蓄法又は品質確保法の相当規定によつて」とする。

第四条 平成八年においては、通商産業大臣は、第一条の規定による改正前の石油備蓄法(以下「旧備蓄法」)という。第七条第一項及び第十条の四第一項の規定にかかるらず、これらの規定による基準備蓄量を通知しないものとする。

(揮発油販売業法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の揮発油販売業法(以下「旧揮発油販売業法」)という。第六条第二項の指定地区については、当該地区が指定を受けている期間内に限り、旧揮発油販売業法第五条、第六条第二項から第六項まで、第八条及び第十九条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧揮発油販売業法第六条第五項(旧揮発油販売業法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請を拒否する場合には、当該拒否は、第三条の規定による改正後の揮発油等の品質の確保等に係る法律(以下「品質確保法」)という。第二十二条の規定の適用については、品質確保法に基づいてなされた処分とみなす。

(石油業法の一部改正)

第六条 第十二条第一項第一号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八条第一項の一部を次のように改正する。

第七条 第十二条第一項第一号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八条第一項の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 この法律(附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした

行為に対する罰則の適用については、なお從前

の例による。

(石油業法の一部改正)

第九条 石油業法の一部を次のように改正する。

第十条 登録免許税法昭和四十一年法律第三十

五号の一部を次のように改正する。

別表第一第三十三号の二を削り、同表第三十

三号の三中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(昭和五十一年法律第八十八号)に改め、同号を同表第三十二号の二とする。

(地価税法の一部改正)

第十一條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

六条第二項の指定地区に係るものであるときは、この限りでない。

(処分等の効力の引継ぎ)

第七条 附則第三条から前条までに規定するもの

のほか、旧備蓄法又は旧揮発油販売業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それ

ぞれ新備蓄法又は品質確保法の相当規定によつてしたものとみなす。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第一百七十五号)の一部を次のように改正す

る。

第四条第九十号中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に改める。

理由

国内におけるより効率的なエネルギー供給への要請の高まり、国際石油市場の発達等の石油製品供給をめぐる経済的・社会的環境の変化に伴ながみ、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、緊急時における供給を確保するとともに、石油製品の品質を適正に管理しつつ、我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化を進めための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、緊急時における石油製品の供給を確保するとともに、石油製品の品質を適正に管理しつつ、我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化を進める措置として、特定石油製品輸入暫定措置法を廃止するとともに、石油備蓄法及び揮発油販売業法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定石油製品輸入暫定措置法の廃止

特定石油製品輸入暫定措置法(昭和六十年法律第九十五号)を廃止する。

2 石油備蓄法の一部改正

石油の基準備蓄量等

べき基準備蓄量は、毎月、その月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量等を

基礎として算定するものとする。

(2) 石油精製業者等は石油を備蓄するに当たり、通商産業省令で定める場合に、原

油をもって指定石油製品に代えることができるものとする。

その他

罰則について所要の改正を行うとともに、所要の規定の整備を行う。

3 挥発油販売業法の一部改正

(1) 法律の題名及び目的

題名を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に改める。

(2) 目的を「この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益の保護に資することを目的とする。」

二 挥発油販売業者の登録

指定地区に関する規定を廃止するとともに、給油設備の規模の変更についての登録を届出に改める。

3 挥発油等の品質の確保

(1) 自動車燃料用の揮発油及び軽油並びに屋内燃焼燃料用の灯油(以下「揮発油等」という。)についての規格を通商産業省令で定める。

(2) 挥発油等の販売業者は、規格に適合しない物を消費者に販売してはならない。

(3) 挥発油等の生産業者及び輸入業者は、生産又は輸入した物を販売又は消費しようとするときは、規格に適合することを確認しなければならないものとする。

(4) 挥発油等の販売業者は、標準的な品質の揮発油等の基準として通商産業省令で定めるものに適合することを確認した揮

發油等を販売する施設又は設備に、その基準に適合することを示す表示をするこ

とができるものとする。

四 その他の

罰則について所要の改正を行うとともに、所要の規定の整備を行う。

五 販売価格に関する勧告等に関する規定

を廃止するとともに、指定分析機関、帳簿の記載、報告収取及び立入検査等について所要の改正を行う。

四 附則

(1) この法律の施行期日は、平成八年四月一日とする。

(2) 指定地区等について所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

五 議案の可決理由

本案は、国内における一層の効率的なエネルギー供給への要請の高まり、国際石油市場の発達等の石油製品供給を巡る経済的・社会的環境の変化に伴ながみ、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年三月二十八日

衆議院議長 土井たか子殿 白川 勝彦

〔別紙〕

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

に対する附帯決議

右

電気事業法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成七年二月二十一日

内閣総理大臣 村山 富市

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

適切な措置を講すべきである。

一 我が国石油産業の体質強化等に積極的に取り組むとともに、本案施行後の推移も勘案して、

石油政策全般にわたる見直しを図ること。また、石油産業に係る物流、保安等の一層の規制緩和について幅広く検討すること。

二 我が国石油製品市場の国際化に伴う緊急時の対応力を確保するため、アジア地域全体の石油セキュリティを考慮した国際的な石油製品需給の連携体制の構築を推進するとともに、國家石油備蓄目標の達成を図る等石油備蓄の一層の充実に努めること。

三 小規模給油所の経営効率化・体質強化を図るために、転廃業に伴う相談事業等の対策の充実強化を図ること。

四 また、石油産業における規制緩和に伴う企業再編や合理化等の実施が、石油産業労働者の雇用及び労働条件の悪化を招くことのないよう十分配慮すること。

五 流通業における競争の激化が不良揮発油の流通等不公正な行為を誘発することのないよう、過剰な規制は避けつつ、品質の管理制度の実効性を高めるよう努めること。

六 挥発油給油所の経営の効率化については、消費者の選択肢の拡大等幅広い観点から取り組むとともに、保安面についても十分検討を行ってこと。

電気事業法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百七十九号)の一
部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業

第一節 事業の許可(第二条・第十七条)

第二節 業務

第一款 供給(第十八条・第二十七条)

第二款 広域的運営(第二十八条・第二十
九条)

第三款 監督(第三十条・第三十三条)

第三節 会計及び財務(第三十四条・第三十
七条)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合(第三十九条・
第四十一条)

第二款 自主的な保安(第四十二条・第四
十六条)

第三款 工事計画及び検査(第四十七条・
第五十五条)

第四章 土地等の使用(第五十八条・第六十六
一条)

第五章 指定検査機関、指定試験機関及び指定
調査機関

第一節 指定検査機関(第六十七条・第八十
一条)

第二節 指定試験機関(第八十二条・第八十
八条)

第三節 指定調査機関(第八十九条・第九十
二条の三)

第六章 電気事業審議会(第九十三条・第九十
九条)

第七章 雜則(第一百条・第一百四条)

第八章 訴則(第一百五条・第一百二十三条)

附則

第二条を次のように改める。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

卸電気事業 一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

特定電気事業 特定の供給地点における需

要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をい

う。

七 電気事業 一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業をいう。

八 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者をいう。

九 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、通商産業省令で定めるもののをいう。

十 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者

(一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。)をいう。

十一 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に

相当する量の電気を供給することをいう。

十二 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)をい

う。

一般電気事業者が他の一般電気事業者又は自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

三 卸電気事業者 一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をい

う。

五 特定電気事業 特定の供給地点における需

要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をい

う。

七 電気事業 一般電気事業、卸電気事業及び

特定電気事業をいう。

八 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者をいう。

九 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、通商産業省令で定めるもののをいう。

十 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者

(一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。)をいう。

十一 振替供給 他の者から受電した者が、同

時、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。

定電気事業」を、「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

二 その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その電気事業の計画が確実であること。

四 第六条第二項第三号中「又は供給」を「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

五 第七条の見出しを「(事業の開始の義務)」に改め、同条第一項中「八年」の下に「(特定電気事業者にあつては、三年)」を加え、「前条第二項第四号の電気工作物を設置し」を削り、同条第二項中

「若しくは供給の相手方若しくは供給地点又は前条第二項第四号の電気工作物」を「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」に改め、同条にあつては、同号を削り、同条第四項中「又は供給の相手方若しくは」を「供給事業及び特定電気事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

六 第四条第一項第二号中「又は供給」を「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

七 第五条中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「又は一般電気事業の」を「一般電気事業の需要又は供給地点における」に改め、同号第一号中「又は一般電気事業」を「前各号に掲げるもののほか、一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業」に、「その他公共」を「その他の公共」に、「であり、かつ」を「かつ適切であること、特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第九条の見出しを「(電気工作物等の変更)」に改め、同条中「あつた」の下に「とき、又は前項ただし書の通商産業省令で定める変更をした」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

九 電気事業者は、第六条第二項第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この

限りでない。

十 第十二条の見出しを「(一般電気事業者の兼業)」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

十一 ただし、通商産業省令で定める事業についておそれがないこと。

十二 第十三条第一項中「電気事業者」の下に「(特定電

第五条第二号中「一般電気事業」の下に「又は特

定電気事業」を、「供給区域」の下に「又は供給地

「電気事業者を除く。次項において同じ。」を加え、「電気事業の」を「その電気事業の」に改める。

第十五条第一項中「第六条第二項第四号の電気工作物を設置せず、又は」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、卸電気事業者の卸電気事業の用に供する電気工作物が第一項第一項第三号の通商産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

4 通商産業大臣は、第一項又は第二項に規定する場合を除くほか、特定電気事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はその供給地点を減少することができる。

一 その特定電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しなくなつたこと。

二 その特定電気事業の用に供する電気工作物の能力がその供給地点における電気の需要に応ずることができないものとなつたこと。

三 前二号に規定する場合を除くほか、その特定電気事業が公共の利益を阻害するものとなつたこと。

第十六条第一項中「規定による第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更」を削り、「第八条第四項」を「同条第三項」に、「おいて、若しくは」を「おいて、」に、「に対し、若しくは」を「たる一般電気事業者に対し、又は」に、「開始せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しない」と「開始しない」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「前二項」を「前二項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、特定電気事業者がその一部

の供給地点において特定電気事業を行つていな場合において、公共の利益を阻害すると認めるとときは、その供給地点を減少することができる。

第十七条を次のように改める。

(特定供給)

第十七条 電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者(一般電気事業者を除く。)は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専らの建物内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

二 一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気を供給するとき。

三 通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と通商産業省令で定める密接な関係を有すること。

二 供給する場所が一般電気事業者の供給区域内外又は特定電気事業者の供給地點内にあるものにつては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地點内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

第十八条に次の二項を加える。

第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加えることを命ずることができる。

2 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

3 一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気の供給を約しているときは、正当な理由がなければ、電気の供給を拒んではならない。

一般電気事業者がその供給区域内に供給地點を有する特定電気事業者と第二十四条の一「第一項の補完供給契約を締結しているときも、同様とする。

第十九条の見出しを「(一般電気事業者の供給約款等)」に改め、同条第一項中「供給規程」を「供給約款等」に改め、同条第二項中「各号に」を「各号のいづれにも」に改め、同条に次の二項を加える。

3 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用に資すると見込まれる場合には、料金及びその料金を適用するため必要となるその他の供給条件について第一項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の使用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により約款を定めたときは、通商産業省令で定めるところにより、その約款(以下「選択約款」という。)を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十九条の見出しを「(供給義務等)」に改め、同条第一項中「需要」の下に「(特定電気事業者が第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにあつては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地點内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと)」に改め、同条第二項に「(供給約款等による供給の義務)」に改め、同条中「供給規程」を「供給約款」に、「変更後の供給規程」を「その変更後のもの」又は第十九条第四項の「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は前条第四項の規定により選択約款の届出をしたとき」を加え、「供給規程」を「供給約款又は選択約款」に改める。

第二十一条の前の見出しを「(一般電気事業者の供給約款等による供給の義務)」に改め、同条中「供給規程」を「供給約款」に、「変更後の供給規程」を「その変更後のもの」又は第十九条第四項の「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は前条第四項の規定による届出をした選択約款」に改め、「供給規程」を「その変更後のもの」又は第十九条第四項の「又は」を「振替供給を行う」に、「供給規程」に「を」を「供給約款又は選択約款」に、「変更後の料金その他の供給条件」を「その変更後のもの」に改めることを命ずることができる。

第二十二条に見出しとして「(卸供給の供給条件)」を付し、同条第一項中「電気事業者は」を「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者は」に、「変更後の料金その他の供給条件」を「その変更後のもの」に、「一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給しては」を「卸供給を行つては」に改め、ただし書を次のように改める。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、

一般電気事業者が実施する入札(第三項)に規定による公表があつたものに応じて落札した供給条件により卸供給を行うとき。

供給条件を定め難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が期限を付して承認したとき。

第二十二条第二項後段を削り、同条に次の三項を加える。

卸供給を受けようとする一般電気事業者は、その旨を、通商産業省令で定めるその卸供給を行う者及びその供給条件を入札により決定しようとする場合において、その入札の実施の方法が通商産業省令で定める要件に該当するものであるときは、その旨を、通商産業省令で定めるところにより、公表することがべき。

一般電気事業者は、前項の規定による公表をしたときは、同項の通商産業省令で定める要件に該当する方法により、その入札を実施しなければならない。

一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者は、その供給条件を、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第一項第一号の場合は、その卸供給を行う一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者は、その供給条件を、通商産業省令で定めるとこにより、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第二十三条の見出しを「(供給約款等に関する命令及び処分)」に改め、同条第一項中「電気事業者」を「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者」に、「供給規程」を「供給約款」に、「変更後」を「供給約款」に改める。

第二十五条を削る。

第二十四条の見出しを「(供給区域外の供給)」に改め、同条第一項中「供給地点」を「供給する場所」に、「次条第一項の許可に係る契約により供給する」を「振替供給(一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気に係るものに限る。)」に行うに改め、同条第一項中「各号に」を「各号のいす

れにも」に改め、同項第二号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第二十五条とする。

三 その供給が特定電気事業者の事業開始地点における需要に応じ行われるものでないことを。

第二十三条の次に次の三条を加える。

(特定電気事業者の供給条件)

第二十四条 特定電気事業者は、電気の料金その他の供給条件を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

三 その供給が特定電気事業者に対する電気の供給に不足が生じた場合に、その不足する電気の供給(振替供給を除く。)を行ふことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結しようとするときは、その供給に係る料金その他の供給条件について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定電気事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 特定電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対する不当な差別的取扱いをすることではないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。

五 第二十三条の規定は、第一項の認可を準用する。

第二十九条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

ときは、この限りでない。

(補完供給契約)

第二十四条の二 一般電気事業者は、その供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と補完供給契約(事故その他他の通商産業省令で定める事由により、特定電気事業者がその特定電気事業の用に供する電気に不足が生じた場合に、その不足する電気の供給(振替供給を除く。)を行ふことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結しようとするときは、その供給に係る料金その他の供給条件について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

通商産業大臣は、前項の規定による届出をした振替供給約款以外の供給条件により振替供給を行ってはならない。ただし、振替供給約款により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

通商産業大臣は、公共の利益の増進に支障がないことを命ずることができる。

第二十九条第一項の規定は、第一項の規定による届出相当の期限を定め、その振替供給約款を変更する。

通商産業大臣は、補完供給契約に関して、一般電気事業者との供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者との間で協議をすることができる。

前項の規定による命令があつたときは、その供給地點の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般電気事業者及び特定電気事業者に対する料金その他の供給条件を指示して、補完供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた一般電気事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の認可を受けたものとみなす。

前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた一般電気事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の認可を受けたものとみなす。

前項の規定は、第一項の認可を受けた料金その他の供給条件(前項の規定により第一項の認可を受けたものとみなされたものを含む)に準用する。

第二十六条第一項中「一般電気事業者」を「電気事業者(卸電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「電気事業者(以下「指定電気事業者」という。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 通商産業大臣は、電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の通商産業省令で定める値に維持されないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、電気

事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条中「行なわなければ」を「行なけれ

べきこと」に改め、同条第一項中「供給地点」を「供給する場所」に、「次条第一項の許可に係る契約により供給する」を「振替供給(一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気に係るものに限る。)」に行うに改め、同条第一項中「各号に」を「各号のいすまでに、その供給地点において周知させるための措置をとらなければならない。

特定電気事業者は、第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件に供給してはならない。ただし、振替供給を行う

ないときは、その電気供給者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができ

電気供給者は、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する事項を記載し業務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。
前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

六条第一項若しくは第三項又は前条を第四十一条第一項、第五十二条第一項又は前条第一項に改め、同条に次の二項を加え、同条を第五十五条の二とする。

2 第五十条の規定は、指定検査機関が第四十九条第一項に規定する事業用電気工作物について準用する。この場合において、第五十条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「指定検査機関」と、「仮合格」とあることは「假合規」とすることができる」とあるのは「仮合規とする」とある。

改め、各号を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条第一項中「電気事業者は、電気事業の用に供する」を削り、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「しようとするとき」を「しようとするとする者」に改め、同条第一項中「電気事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、その」に改め、同条第三項中「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、第一号を削り、同項第二号中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「第四十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「電気工作

(調査業務の委託)
第五十七条の二 電気供給者は、通商産業大臣が
指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、

ができる。この場合において、当該指定検査を受けた者は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならぬ」と読み替えるものとする。

場合及び道面西美谷、一対と
りでない。

物」を「事業用電気工作物」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。
三 事業用電気工作物が電気事業の用に供され

当該指定調査機関に係る第八十九条第二項の調査区域(第九十一条第一項の認可又は同条第二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの)の全部又は一部におけるその電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査する」と並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとするべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること(以下「調査業務」という。)を委託することができる。

第四十七条中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラ、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する」を「耐圧工作物であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定耐圧工作物」といふ）並びに」に、「附属設備である」を「附属設備であつて」に改め、「ついては」の下に「これらを設置する者は」を加え、「なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え同条を第五十四条とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用の開始後遅滞なく（耐圧工作物がその使用の開始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合は、その該当することとなつた後

第四十四条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」とし、同項第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」とし、改め、同条を第五十条とする。

第四十三条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「電気工作物」を「事業用電気工作物」とし、「工作物」に改め、「除く。」の下に「であつて、通商産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程」と「を」と「するにより」に改め、同条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同項第一号中「第四十七条第一項」を「第四十九条第一項」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第一号中「第四十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

る場合にはあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

第四十一条第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条を第四十七条とし、同条の前に次の節名、一款及び款名を加える。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

電気供給者は、前項の規定により指定調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、

第四十七条中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラ、タービンその他の通産省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があつて、並びに電気事業の用に供する」を「耐圧工作物であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定耐圧工作物」という)。並びに「附屬設備であつて、それを設置する者は」を加え、「なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十四条とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用の開始の後遅滞なく(耐圧工作物がその使用の始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合は、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定め

第四十四条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」とし、同項第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同条を第五十条とする。

第四十三条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「電気工作物」を「事業用電気工作物」とし、「除く。」の下に「であつて、通商産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程」として「に」を「ところにより」に改め、同項第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項」を「第四十七条第一項」に、「行なわれた」に改め、同項第二号中「第四十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十二条第一項中「電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「変更

る場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

第四十一条第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条を第四十七条とし、同条の前に次の節名、二款及び款名を加える。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならぬ。

の業を通じて商業大口を握り出たのも勿論である。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

第四十七条中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラ、タービンその他の迺通を産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定めるもの（以下「特定耐圧工作物」という。）並びに「附屬設備」であつて、「を附屬設備であつて」に改め、「ついて」は「の下に」「これらを設置する者は」を加え、「行う」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十四条とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用の開始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合は、その該当することとなつた後遲滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定め る場合は、この限りでない。

第四十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「あつて溶接をするもの」の下に「又は耐圧

第四十四条第一項中「電気工作物」を事業用電気工作物に、「行なつた」を「行った」に改め、同条第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」と改め、同条を第五十条とする。

第四十三条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「除く。」の下に「であつて、通商産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程」に「に」を「ところにより」に改め、同条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項」を「第四十七条第一項」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第二号中「第四十八条第一項」を第三十九条第一項に改め、同条を第四十九条とする。

第四十二条第一項中「電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「変更する工事」の下に「(前条第一項の)通商産業省令で定めるものを除く。」を加え、「前条第一項の」及び「以外のものを」を削り、「ときは「者は」に改め、

る場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

第四十一条第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条を第四十七条とし、同条の前に次の節名、一款及び款名を加える。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならぬ。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするこ

前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規定により指定調査機関に調査業務を委託して

第四十七条中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラ、タービンその他の通産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する」を「耐圧工作物」に改め、「は」の下に「これらを設置する者は」を加え、「は」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。同条を第五十四条とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用開始の後遅滞なく(耐圧工作物がその使用の開始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合は、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない)。

第四十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「あつて溶接をするもの」の下に「又は耐圧工作物について溶接をしたボイラ等若しくは溶接した格納容器等であつて輸入したもの」を加える。

第四十四条第一項「電気工作物」を事業用電気工作物」と改め、同条第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同条を第五十条とする。

第四十三条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十七条第一項」、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「除く。」の下に「であつて、通産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程」に「を」と「によるにより」に改め、同条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項」を「第四十七条第一項」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第二号中「第四十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十二条第一項中「電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「変更の工事」の下に「(前条第一項の通商産業省令で定めるものを除く。)」を加え、「前条第一項の」及び「以外のもの」を削り、「ときは」を「者は」に改め、同条第三項中「規定に適合して」を「いすれにも適合して」に改め、同条第四項中「規定に適合して

二 事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を生じ、又は物件に損傷を与えないようにする。

い。 2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

（事業用電気工作物の維持）

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

（事業用電気工作物の認可）

第四十一条 第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条を第四十七条とし、同条の前に次の節名、二款及び款名を加える。

二 電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

いるときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

第四十七条中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラー、タービンその他の通産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する」と「耐圧工作物」という。並びに「附屬設備」があつて、「を附屬設備であつて」に改め、「ついて」はの下に「これらを設置する者は」を加え、「行う」を「行う」に改め、同条に次の二項を加えなう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加え同条を第五十四条とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用開始の後遅延なく(耐圧工作物がその使用の開始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合はあつては、その該当することとなつた後遅延なく)、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定した場合は、この限りでない。

第四十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「あつて溶接をするもの」の下に「又は耐圧工作物について溶接をしたボイラー等若しくは溶接した格納容器等であつて輸入したもの」を加え、「溶接の工程」として「を」ところにより」に改め、「第三項に定める場合及び」を削り、同条第二項「次の各号」を「通商産業省令で定める技術基準」

第四十四条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同項第二項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同条を第五十条とする。
第四十三条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「除く。」の下に「であつて、通商産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程」に「を」と「こころにより」に改め、同条第一項中「電気工作物」を「事業用電気工作物」に、「各号に」を「号のいすれにも」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項」を「第四十七条第一項」に、「行なわれた」に改め、同項第二号中「第四十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。
第四十二条第一項中「電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、「変更する」の下に「(前条第一項の通商産業省令で定めた工事)の下に「(前条第一項の通商産業省令で定めたものを除く。)」を加え、「前条第一項の」及び「以外のものを削り、「ときは」を「者は」に改め、同条第三項中「規定に適合して」を「いずれにも適合して」に改め、同条第四項中「規定に適合して」に、「電気事業者」を「いずれかに適合して」に改め、「電気事業者」を「その届出をした者」に改め、同条を第四十八条条とする。

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、人体に危害を及ぼさないよう、又は物件に損傷を与えないようにする。

二 事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようすること。

三 事業用電気工作物の損壊により電気事業者

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようとすること。

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、人体に危害を及ぼさないよう、又は物件に損傷を与えないようする。

第一款 技術基準への適合

〈事業用電気工作物の維持〉

第四十一条 第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条を第四十七条とし、同条の前に次の節名「款及び款名を加える。

第二節 事業用電気工作物

の電気の供給に著しい支障を及ぼさないよう
にすること。

四 事業用電気工作物が電気事業の用に供され
る場合にあつては、その事業用電気工作物の
損壊によりその電気事業に係る電気の供給に
著しい支障を生じないようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十条 通商産業大臣は、事業用電気工作物が
前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に
適合していないと認めるときは、事業用電気工
作物を設置する者に対し、その技術基準に適合
するように事業用電気工作物を修理し、改造
し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時
停止すべきことを命じ、又はその使用を制限す
ることができる。

(費用の負担等)

第四十一条 事業用電気工作物が他の者の電気的
設備その他の物件の設置(政令で定めるものを
除く。)により第三十九条第一項の通商産業省令
で定める技術基準に適合しないこととなつたと
きは、その技術基準に適合するようにするため
必要な措置又はその措置に要する費用の負担の
方法は、当事者間の協議により定める。ただし
し、その費用の負担の方法については、政令で
定める場合は、政令で定めるところによる。

2 第三十二条及び第三十三条の規定は、前項の
協議をすることができず、又は協議が調わない
場合に準用する。

3 通商産業大臣は、前項において準用する第三

十二条第一項の裁定をしようとするときは、政
令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣
に協議しなければならない。

第一款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、
事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する
保安を確保するため、通商産業省令で定める
ところにより、保安規程を定め、事業用電気工

作物の使用の開始前に、通商産業大臣に届け出
なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程
を変更したときは、速やかに、変更した事項を
通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、事業用電気工作物の工事、
維持及び運用に関する保安を確保するため必要
があると認めるときは、事業用電気工作物を設
置する者に対し、保安規程を変更すべきことを
命ずることができる。

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業
者は、保安規程を守らなければならない。

(主任技術者)

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、
事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関す
る保安の監督をさせるため、通商産業省令で定
めるところにより、主任技術者免状の交付を受
けている者のうちから、主任技術者を選任しな
ければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規
定にかかるらず、通商産業大臣の許可を受け
て、主任技術者免状の交付を受けない者を
主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術
者を選任したとき(前項の許可を受けて選任し
た場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を通商産
業大臣に届け出なければならない。これを解任
したときも、同様とする。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維
持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に從
事する者は、主任技術者がその保安のためにす
ることとする。

(主任技術者免状)

第五条 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に從
事する者は、主任技術者がその保安のためにす
ることとする。

2 第二種電気主任技術者免状

3 第二種ダム水路主任技術者免状

4 第二種ボイラーエネルギー主任技術者免状

5 第二種電気主任技術者試験の試験科目、受験手続そ
の他電気主任技術者試験の実施細目は、通商産業省令
(定期自主検査)

6 第二種耐圧工作物免状

7 第二種電気主任技術者免状

8 第二種電気主任技術者試験の試験科目、受験手続そ
の他電気主任技術者試験の実施細目は、通商産業省令
(定期自主検査)

能について、通商産業大臣が行う。

2 通商産業大臣は、その指定する者(以下「指定
試験機関」という。)に、電気主任技術者試験の
実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を
行わせることができる。

3 電気主任技術者試験の試験科目、受験手続そ
の他電気主任技術者試験の実施細目は、通商産業省令
(定期自主検査)

4 第一百五十五条第一項中「十万円」を「百万円」に改
め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改
め、同条第三項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

5 第一百六十六条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

6 第一百七十七条第一項中「二十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「又は第三項」を「から第三項まで」に
改め、同条第三項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

7 第一百八十六条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

8 第一百八十七条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

9 第一百八十八条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

10 第一百八十九条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

11 第一百九十条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

12 第一百九十四条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

13 第一百九十五条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

14 第一百九十六条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

15 第一百九十七条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

16 第一百九十八条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

17 第一百九十九条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

18 第一百一〇〇条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

19 第一百一〇一〇条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

20 第一百一〇二〇条第一項中「三十万円」を「一百万円」に改
め、同条第二項中「第十八条第二項又は第四項」
を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

四 第七十九条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
五 第八十二条第一項(第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通商産業大臣が検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
六 第八十七条又は第九十二条の三において準用する第七十九条の規定により指定を取り消したとき。
七 第九十二条第一項の認可をしたとき。
第五章を第七章とする。
第九十二条及び第九十四条から第九十九条までを削る。
第四章中第九十三条を第九十九条とし、第九十条を第九十八条とし、第八十七条から第九十条までを七条ずつ繰り下げる。
第八十六条の前の見出しを削り、同条を第九十三条とする。
第四章の章名中「及び電気主任技術者資格審査委員等」を削り、同章を第六章とする。
第八十五条の二第一項中「第四十七条の二(第七十四条第三項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)を「第五十五条第一項に、「第四十三条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)を「第四十九条第一項に、「第四十六条第一項若しくは第三項」を「第五十二条第一項」に、「第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)を「第五十四条第一項」に改め、同条第一項中「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、第三章の二第一節を第六十七条とする。
第八十五条の三中「一に」を「いずれかに」に、「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、

同条第二号中「第八十五条の十四」を「第七十九条に改め、同条第三号ロ中「第八十五条の十一」を「第七十七条」に改め、同条を第六十九条とする。

第八十五条の四中「第四十七条の二」を「第五条第一項」に、「各号に」を「各号の」いずれにも改め、同条を第六十九条とする。

第八十五条の五を第七十条とし、第八十五条の六を第七十二条とし、第八十五条の七を第七十三条とし、第八十五条の八を第七十三条とする。

第八十五条の九第一項中「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第七十四条とする。

第八十五条の十を第七十五条とし、第八十五条の十一を第七十六条とし、第八十五条の十二を第七十七条とする。

第八十五条の十三中「第八十五条の四第一号から第四号まで」を「第六十九条第一号から第四号まで」に改め、同条を第七十八条とす。

第八十五条の十四中「一に」を「いずれかに」に、「第五十五条第一項」に改め、同条を第七十七条とする。

第八十五条の二」を「第五十五条第一項」に改め、同条第一号中「第八十五条の三第一号」を「第六十八条规定第一号」に改め、同条第三号中「第八十五条の七第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第四号中「第八十五条の七第三項、第八十五条の十一」を「第七十二条第三項、第七十六条」に改め、同条第五号中「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第七十九条とする。

第八十五条の十七を削る。

第八十五条の十八中「第五十六条第三項」を「第十四条第二項」に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、第三章の二第二節中同条を第八十二条とする。

第八十五条の十九を削る。

第八十五条の二十一及び第八十五条の二十二を削る。

第八十五条の二十三第一項中「特定試験事務」を「試験事務」に、「第三種電気主任技術者免状」を「第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状」に改め、同条第四項を削り、同条を第八十四条とする。

第八十五条の二十四中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十五条の二十六の見出しを「(指定の取消し)」に改め、同条第一項中「第八十五条の二十第十各号」を「第八十三条各号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十五条の二十七を削る。

第八十五条の二十八第一項中「第八十五条の八から第八十五条の十まで、第八十五条の十二及び第八十五条の十五」を「第六十八条、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条」に削り、同条を第八十七条とする。

第八十五条の二十九を次のように改める。

この場合において、第七十六条中「検査員」とあるのは「試験員」と、第七十七条中「職員は」とあるのは「職員(試験員を含む)は」と、第七十九条第四号中「前条」とあるのは「第八十六条」と読み替えるものとする。

第八十五条の二十八第二項中「第八十五条の十六」を「第八十二条」に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十八条とし、第三章の二同条の次に次の一節を加える。

(指定)

第三節 指定調査機関

第八十九条 第五十七条の二第一項の指定は、電気供給者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、調査業務を行おうとする区域（以下「調査区域」という。）を定めてしなければならない。

(指定の基準)

第九十条 通商産業大臣は、第五十七条の二第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 調査区域における調査業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調査業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(調査区域の変更)

第九十一条 指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定調査機関は、調査区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条(第二号及び第三号を除く。)の規定は、第一項の認可に準用する。

(調査の義務)

第九十二条 指定調査機関は、第五十七条の二第二項の規定による調査業務の委託を受けているときは、第五十七条第一項の通商産業省令で定めるところにより、その調査業務を行わなければ

ばならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、指定調査機関が第五十七条の二第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その調査業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査業務の廃止)

第九十二条の二 指定調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産大臣に届け出なければならない。

(準用)

第九十二条の三 第六十八条第三号(口を除く)、第七十二条及び第七十八条から第八十条までの規定は、指定調査機関に關し準用する。この場合において、第七十八条中「第六十九条第一号から第四号まで」とあるのは「第九十条各号」と、第七十九条中「取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」とあるのは「取り消すこと」と、同条第二項中「第七十二条第三項、第七十六条又は前条」とあるのは「第九十二条第二項又は第九十二条の三において準用する第七十二条第三項若しくは第七十八条」と読み替えるものとする。

第三章の二の章名中「及び指定試験機関」を「、指定試験機関及び指定調査機関」に改め、同章を第五章とする。

第六十三条第二項中「第三十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第三十四条の二」を「第三十三条の二」に、「第三十四条第三項」を「第三十三条第三項」に改める。

第六十五条第一項中「電気事業者」の下に「又は卸供給事業者」を加え、「みそ」を「溝」に改め、「に電気事業」の下に「又は卸供給を行う事業」を加え、同条第一項及び第三項中「電気事業者」の下に

「又は卸供給事業者」を加え、同条第五項第二号中の「が電気事業」を「又は卸供給事業者が電気事業又は卸供給を行う事業」に、「附した」を「付した」に改める。

第五十八条の前の節名を削り、同条の前に次の章名を付する。

第四章 土地等の使用

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(卸電気事業者)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の電気事業法(以下「旧法」という)第一条第三項の卸電気事業に係る旧法第三条第一項の許可を受けていた者が営む一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業が、該当するときは、その者が受けている旧法第三条第一項の許可は、新法第三条第一項の規定によりて改正後の電気事業法(以下「新法」という)第一条第三号の通商産業省令で定める要件に該当するときは、その者が受けている旧法第三条第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

第五条 旧法第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月以内に、通商

産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新法第二十一条ただし書の認可を受けたものとみなす。

第六条 旧法第二十二条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、前項の事務

を行なうほか、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣の求めに応じ、意見を述べることができる。

第七条 新法第四十五条第一項の電気主任技術者試験に関する事務(第三種電気主任技術者

試験に係る電気主任技術者試験の実施に関する事務

は、新法第四十五条の規定に基づいて行われたものとみなす。

第八条 旧法第五十六条の規定に基づいて行われた電気主任技術者国家試験に合格している者

は、新法第四十五条の規定に基づいて行われたものとみなす。

てしたものとみなす。ただし、新法第二条第三項及び第二十九条の適用については、この限りでない。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の認可を受けている供給規程は、新法第十一条第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

第五条 旧法第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月以内に、通商

産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新法第二十一条ただし書の認可を受けたものとみなす。

第六条 旧法第二十二条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、前項の事務

を行なうほか、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣の求めに応じ、意見を述べることができる。

第七条 新法第四十五条第一項の電気主任技術者試験に関する事務(第三種電気主任技術者

試験に係る電気主任技術者試験の実施に関する事務

は、新法第四十五条の規定に基づいて行われたものとみなす。

第八条 旧法第五十六条の規定に基づいて行われた電気主任技術者国家試験に合格している者

は、新法第四十五条の規定に基づいて行われたものとみなす。

第九条 新法第四十五条第一項の電気主任技術者試験に関する事務(第三種電気主任技術者

試験に係る電気主任技術者試験の実施に関する事務

は、新法第四十五条の規定に基づいて行われたものとみなす。

第十条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為で

あつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則別段の定め

があるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十一条 施行日前に旧法第三条第一項第一項の規定によつてしたものとみなす。

第十二条 施行日前に旧法第三条第一項第一項の認可を受けたものとみなす。

第十三条 施行日前に新法第二条第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給を行うこと及びその料金その他の供給条件を約して、その者が受けている

電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、新法第二条第一項第三号の卸電気事業とみなし、その者が受けている

電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、新法第二条第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給を行うこと及びその料金その他の供給条件を約して、その者が受けている

(罰則の適用)
第十一條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第三十四条第三項第十七号中「第二

条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項

第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第十四条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「第二条第七項」を「第一条第一項第十二号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号へ中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加える。

(気象業務法の一部改正)

第十六条 気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「第一条第五項」を「第二条第一項第七号」に改める。

(道路法の一部改正)

第十七条 道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)の一部を次のように改める。

第三十六条第一項中「これらのうち」の下に「、電気事業法に基づくものにあつては同法第

二条第一項第八号に規定する電気事業者がその事業の用に供するものに」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

(農地法の一部改正)

第十八条 農地法(昭和二十七年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「第二条第六項」を「第二

条第一項第八号」に改める。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第十九条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「第二条第六項」を「第一条第一項第八号」に改める。

(卸電気事業法の一部改正)

第二十条 卸電気事業法(昭和三十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項第七号に規定する電気事業又は同項第九号に規定する卸供給を行う事業」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「第二条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項第七号に規定する電気事業又は同項第九号に規定する卸供給を行う事業」に改め、「一般電気事業」の下に「若しくは同

第五号に規定する特定電気事業」を加える。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十二条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第一百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に「第七十四条第二項において準用する同法第四十八条第一項」を「第三十九条

第一項」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十三条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第一百三十四号)の四を第三十四号の五とし、第三十四号の三を第三十四号の四とし、

第三十四号の一の次に次のように加える。

(特定電気事業の許可又は電気の供給地点の変更の許可)

許可件数	一件につき一万五千円

又は同項第三号に規定する卸電気事業」に改める。

(電気工事士法の一部改正)

第二十二条第一項第一号中「第六十六条第一項」を「第二十八条第一項第一号」に改める。

(電気工事士法(昭和三十五年法律第一百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第六十六条第一項」を「第三

条第一項第八号」に、「第六十六条第二項」を「第二

条第五十四条第四項」に、「第二条第七項」を「第二

条第一項第十二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十八条第一項に「第六十七条第一項」を「第五

条第二条第一項」に改め、同条第二項中「第六十六

条第一項」を「第三十八条第四項」に、「第二条第

七項」を「第二条第一項第十一号」に改める。

(法人税法(昭和四十年法律第三十四

号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「第二条第五項」を「第二十二条第一項第七号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条第一項に「第六十七条第一項」を「第五

条第二条第一項」に改め、「第七十四条第二項において準用する同法第三条第一項」を

第一項に「第七十四条第一項」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十二条第一項に「第六十七条第一項」を「第五

条第二条第一項」に改め、「第七十四条第二項において準用する同法第三条第一項」を

第一項に「第七十四条第一項」に改める。

(大気汚染防止法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第

七項」を「第二条第一項第十二号」に改める。

一大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十

七号)第二十七条第一項

二騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)

三水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第一百三

十八号)第二十二条第一項

四振動規制法(昭和五一年法律第六十四号)

五湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法

律第六十一号)第十二条第一項

第二十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一百一十九号)の一部を

第五号に規定する特定電気事業」を加える。

第五十七条の二第一項中「第一条第五項」を

「第二条第一項第七号」に改める。

第五十七条の三第一項及び第五十七条の四第一

項中「第一条第五項に規定する電気事業」を

「第二条第一項第一号に規定する一般電気事業」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第二十七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第一条第五項」を「第一条第一項第七号」に改める。

第三十条第一項中「第一条第二項」を「第一条第一項第二号」に改める。

第三十一条第一項中「第一条第六項」を「第一条第一項第八号」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十八条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第一項又は第二項を第二条第一項第一号又は第二号」に改め、同条項第八号に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十九条中「第一条第五項」を「第一条第一項第七号」に改める。

第三十一条第一項中「第一条第六項」を「第一条第一項第八号」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第二十九条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「第五十二条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一十六号中「第一条第六項」を「第二条第一項第八号」に、「同条第五項」を「同項第七号」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一一部改正)

第三十一条 電線共同溝の整備等に関する特別措

置法(平成七年法律第号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、「第一条第二項」を「第一条第一項第二号」に改め、「一般電気事業者」の下に「又は供給

地点」を加え、「第一条第二項」を「第一条第一項第六号」に規定する特定電気事業者」を加え同項第六号に規定する特定電気事業者」を加え

第二項第三号中「電線」の下に「電気事業法に基づくものにあっては同法第一条第一項第七号に規定する電気事業の用に供するものに」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第九条第三号中「電線」の下に「電気事業法に基くものにあっては同法第一条第一項第七号に規定する電気事業の用に供するものに」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

理由

近年の電力需要の増大、電気に係る技術の進歩等の電気事業をめぐる諸情勢の変化を踏まえて、電気の使用者の利益の一層の増進を図るため、効率的な電力供給が実現するよう電気事業に係る参入規制を緩和し、電源設備の効率的な使用を促進するよう料金規制を改善することも、保安規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書)

本案は、近年の電気需要の増大、電気に係る技術の進歩等の電気事業をめぐる諸情勢の変化を踏まえて、電気の使用者の利益の一層の増進を図るため、効率的な電力供給が実現するよう電気事業に係る参入規制を緩和し、電源設備の効率的な使用を促進するよう料金規制を改善することも、保安規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

本案は、近年の電気需要の増大、電気に係る技術の進歩等の電気事業をめぐる諸情勢の変化を踏まえて、電気の使用者の利益の一層の増進を図るため、効率的な電力供給が実現するよう電気事業に係る参入規制を緩和し、電源設備の効率的な使用を促進するよう料金規制を改善することも、保安規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

する電気工作物が通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

(二) 「特定電気事業」とは、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

(三) 「卸供給」とは、一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業をいう。

(四) 「卸供給」とは、一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く)であつて通商産業省令で定めるものをいう。

(五) 「卸供給事業者」とは、卸供給を行う事業者を営む者(一般電気事業者及び卸電気事業者を除く)をいう。

(六) 「振替供給」とは、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。

(七) 「通商産業大臣が特定電気事業について許可をする場合の許可基準を定める。

(八) 一般電気事業者が一般電気事業以外の事業を行う場合において、通商産業省令に定める事業を行なうときは、通商産業大臣の許可を要さないものとする。

(九) 一般電気事業者以外の者が許可を要さず電気を供給する事業を営むことができる場合として、専ら一の建物内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給する場合を加える。

(十) 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応じ電気の供給を拒んではならない。

(十一) 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用に資するとともに、保安規制を合理化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(一) 「卸電気事業」とは、一般電気事業者にそ的一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供

件について、通商産業大臣の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の使用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。この場合において、その約款を通商産業大臣に届け出なければならない。

(二) 「特定電気事業」とは、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をい

う。おける需要に応じ電気を供給する事業をい

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第二十七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改

正する。

第二十九条中「第一条第五項」を「第一条第一項第七号」に改める。

第三十条第一項中「第一条第二項」を「第一条第一項第八号」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十八条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二条第一号中「第二条第一項又は第二項を第二条第一項第一号又は第二号」に改め、同条

項第八号に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十九条中「第一条第五項」を「第一条第一項第七号」に改める。

第三十一条第一項中「第一条第六項」を「第一条第一項第八号」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第二十九条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十年法律第七十三号)の一部を次のように改

正する。

第八条第一項第五号中「第五十二条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改める。

別表第一第一十六号中「第一条第六項」を「第二条第一項第八号」に、「同条第五項」を「同項第七号」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一一部改正)

第三十一条 電線共同溝の整備等に関する特別措

官報号外

い。ただし、特定耐圧工作物(耐圧工作物であつて通商産業省令で定めるものをいう。)については、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。

四 使用前検査について原則として工程ごとの検査を廢止するとともに、工事計画において、通商産業大臣の認可を受け、又は通商産業大臣に届け出た事業用電気工作物であつて、通商産業省令で定めるものを検査対象とする。

五 溶接をするものの検査について、あらかじめ行うべき溶接の方法の認可を廢止する。

六 評議院議長 土井たか子殿
商工委員長 白川 勝彦
衆議院議長 土井たか子殿
商工委員長 白川 勝彦

(別紙)
電気事業法の一部を改止する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、引き続き電力の安

定供給の確保を図るとともに、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 本案成立後における関係省令等の策定及び電気事業をめぐる諸制度の運用に当たっては、制度改革が真に実効性のあるものとなるよう積極的に取り組むこと。

二 新電気料金制度の策定に当たっては、効率向上の目標となる指標の設定等において電気事業者の生産性向上意欲を極力引き出すものとし、規制緩和等の成果が十分反映されるものとなるよう努めること。また、料金改定申請・査定の理由、根拠等の情報公開を行うこと。

三 電力の卸供給に対する広範囲な事業参入機会を確保するため、入札制度の対象、条件等に配慮するとともに、入札制度が各電気事業者の業務の効率化に活用されるよう制度導入を進めること。なお、分散型電源の導入が都市環境への負荷を高めることとならないよう配慮するとともに、廃棄物発電等価格競争力の低い電源についても、環境特性等を考慮した評価がなされるよう検討すること。

四 年間負荷率の平準化を図るために、需要対策面からの負荷管理を促進し、需給調整契約等料金面からのピーク需要移行対策を有効に活用しつつ、負荷移行機器のさらなる開発・導入に積極的に取り組むこと。

五 保安実績を踏まえつつ今後とも保安規制の動的な見直しを図るとともに、保安規制における許認可の削減等行政改革の実効が十分確保されるよう新制度の運用に取り組むこと。

六 島嶼部を主たる供給区域とする電力会社に対しては、その特殊性を配慮しつつ、新制度を適用すること。

切に運用すること。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月二十九日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

(小字及び一は修正)
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 化学兵器の製造等の禁止(第三条)
第三章 特定物質の製造等の規制(第四条—第一二十三条)

第四章 指定物質の製造等に係る届出(第一二四条—第一二九条)

第五章 國際機関による検査等(第三十条・第三十一条)

第六章 雜則(第三十二条—第三十七条)

第七章 剽則(第三十八条—第四十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

第二条 この法律において「毒性物質」とは、人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らぬ附帯決議の一部を改止する法律案に対する別紙の内容である。

第三条 この法律において「国際機関」とは、条約により設立される化学兵器の禁止のための機関をい

しめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質(以下「毒性」という。)を有する物質であつて、条約の規定に即して政令で定めるものをいう。

2 この法律において「化学兵器」とは、砲弾、ロケット弾その他の政令で定める兵器であつて、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を充てんしたもの(その他の物質を充てんしたものであつて、その内部で化学的変化を生ぜしめ、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質)といふ。

3 この法律において「特定物質」とは、毒性物質及び毒性物質の原料となる物質(以下「原料物質」という。)のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「指定物質」とは、特定物質以外の毒性物質及び原料物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において「第一種指定物質」とは、指定物質のうち化学兵器以外の用途に使用されることが少ないものとして政令で定めるものをいい、「第二種指定物質」とは、第一種指定物質以外の指定物質をいう。

6 前三項の政令は、条約の規定に即して定めるものとする。

7 この法律において特定物質又は指定物質の製造には、他の物質の製造工程において特定物質又は指定物質を一時的に生成させることが含まれるものとし、特定物質又は指定物質の使用には、当該一時に生成された特定物質又は指定物質を他の物質に変化させることが含まれるものとする。

8 この法律において「国際機関」とは、条約によ

第二章 化学兵器の製造等の禁止

(禁止行為)

第三条 何人も、化学兵器を製造してはならない。

2 何人も、化学兵器を持し、譲り渡し、又は譲り受けはならない。

3 何人も、化学兵器の製造の用に供する目的をもって、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けはならない。

4 何人も、専ら化学兵器に使用される部品又は専ら化学兵器を使用する場合に用いられる機械器具であつて、政令で定めるものを製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けはならない。

5 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

四 禁治産者

6 前項の規定による届出があつたときは、第四

7 第二項の許可は、その効力を失う。

8 許可製造者は、特定物質の製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出があつたときは、第四

10 第二項の許可は、第一項の許可に準用する。

11 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

12 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

13 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

14 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

15 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

16 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

17 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

18 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

19 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

20 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

21 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

22 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

23 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

24 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

25 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

26 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

27 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

28 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

29 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき。

行を終わり、又は執行を受けることがなく
なった日から三年を経過しない者
二 第九条第一項の規定により許可を取り消さ
れ、その取消しの日から三年を経過しない者
三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に
処せられ、その執行を終わり、又は執行を受
けることがなくなった日から三年を経過しな
い者で、その情状が特定物質の製造をする者
として不適当なもの

四 禁治産者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前各号の一に該当する者があるもの

六 前項の規定による届出があつたときは、第四

七 第二項の許可は、第一項の許可に準用する。

八 許可製造者は、特定物質の製造を廃止し
たときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に
届け出なければならない。

九 前項の規定による届出があつたときは、第四

十 第二項の許可は、その効力を失う。

十一 第二項第一号に掲げる事項に変更が
あつたとき。十二 使用をしようとする特定物質及びその数量
を記載した使用許可証を交付しなければならぬ。

十三 使用の目的及び方法

十四 使用の時期及び場所

十五 その他通商産業省令で定める事項

十六 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 製造をしようとする事業所の所在地

三 製造をしようとする特定物質

四 製造の方法及びこれに用いる器具、機械又
は装置

五 その他通商産業省令で定める事項

六 (欠格事由)

第七条 次の各号の一に該当する者は、前条第一
項の許可を受けることができない。八 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執く、その旨を通商産業大臣に届け出なければな
らない。一 第四条第二項第一号に掲げる事項に変更が
あつたとき。二 第一項ただし書の通商産業省令で定める軽
微な変更をしたとき。三 通商産業大臣は、第一項の許可をしたとき
は、その許可に係る特定物質及びその数量を記
載した使用許可証を交付しなければならない。

四 使用の目的及び方法

五 使用の時期及び場所

六 その他通商産業省令で定める事項

七 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名二 使用をしようとする特定物質及びその数量
を記載した使用許可証を交付しなければならぬ。三 通商産業大臣は、第一項の許可をしたとき
は、その許可に係る特定物質及びその数量を記
載した使用許可証を交付しなければならない。

四 使用の目的及び方法

五 使用の時期及び場所

六 その他通商産業省令で定める事項

七 一 特定物質が条約で認められた目的に使用さ
れることが確実であること。二 その数量の特定物質が製造又は輸入される
ことにより、我が国全体の当該年における製
造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が國
に存する特定物質の総量が条約で定める限度
を超えることとならないこと。三 その他の条約の適確な実施に支障を及ぼすお
それがないこと。四 第十四条第一項の規定に違反して特定物質
の製造をしたとき。五 第十九条第一項の規定により第四条第一項
の許可に付された条件に違反したとき。六 不正の手段により第四条第一項又は第七条
第一項の許可を受けたとき。七 第七条第一項の規定により許可を受けなければなら
ねばならない事項を同項の許可を受けないで
変更したとき。八 第十四条第一項の規定に違反して特定物質
の製造をしたとき。九 第十九条第一項の規定により第四条第一項
の許可に付された条件に違反したとき。一〇 第五条の規定は、前条第一項の許可に準用す
る。この場合において、第五条第一号中「第九
条第一項」とあるのは、「第十二条」と読み替え
るものとする。一一 その他の条約の適確な実施に支障を及ぼすお
それがないこと。一二 その数量の特定物質が製造又は輸入される
ことにより、我が国全体の当該年における製
造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が國
に存する特定物質の総量が条約で定める限度
を超えることとならないこと。一三 その他の条約の適確な実施に支障を及ぼすお
それがないこと。一四 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一五 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一六 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一七 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一八 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一九 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二〇 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二一 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二二 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二三 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二四 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二五 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二六 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二七 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。二八 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。く、その旨を通商産業大臣に届け出なければな
らない。一 第四条第二項第一号に掲げる事項に変更が
あつたとき。二 使用をしようとする特定物質及びその数量
を記載した使用許可証を交付しなければならぬ。三 通商産業大臣は、第一項の許可をしたとき
は、その許可に係る特定物質及びその数量を記
載した使用許可証を交付しなければならない。

四 使用の目的及び方法

五 使用の時期及び場所

六 その他通商産業省令で定める事項

七 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名二 使用をしようとする特定物質及びその数量
を記載した使用許可証を交付しなければならぬ。三 通商産業大臣は、第一項の許可をしたとき
は、その許可に係る特定物質及びその数量を記
載した使用許可証を交付しなければならない。

四 使用の目的及び方法

五 使用の時期及び場所

六 その他通商産業省令で定める事項

七 一 特定物質が条約で認められた目的に使用さ
れることが確実であること。二 その数量の特定物質が製造又は輸入される
ことにより、我が国全体の当該年における製
造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が國
に存する特定物質の総量が条約で定める限度
を超えることとならないこと。三 その他の条約の適確な実施に支障を及ぼすお
それがないこと。四 第十四条第一項の規定に違反して特定物質
の製造をしたとき。五 第十九条第一項の規定により第四条第一項
の許可に付された条件に違反したとき。六 不正の手段により第四条第一項又は第七条
第一項の許可を受けたとき。七 第七条第一項の規定により許可を受けなければなら
ねばならない事項を同項の許可を受けないで
変更したとき。八 第十四条第一項の規定に違反して特定物質
の製造をしたとき。九 第十九条第一項の規定により第四条第一項
の許可に付された条件に違反したとき。一〇 第五条の規定は、前条第一項の許可に準用す
る。この場合において、第五条第一号中「第九
条第一項」とあるのは、「第十二条」と読み替え
るものとする。一一 その他の条約の適確な実施に支障を及ぼすお
それがないこと。一二 その数量の特定物質が製造又は輸入される
ことにより、我が国全体の当該年における製
造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が國
に存する特定物質の総量が条約で定める限度
を超えることとならないこと。一三 その他の条約の適確な実施に支障を及ぼすお
それがないこと。一四 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一五 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一六 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一七 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一八 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。一九 通商産業大臣は、第十一条第一項の許可
を受けた者(以下「許可使用者」という)が次の
各号の一に該当する場合において、その許可に
係る特定物質の使用を終えていないときは、そ
の許可を取り消すことができる。

官報(号外)

一 前条第一項において準用する第五条第一号又は第三号から第五号までの二に該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第十条第一項の許可を受けたとき。

三 第十九条第一項の規定により第十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

(輸入の承認)

第十三条 特定物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(製造及び輸入の制限)

第十四条 許可製造者は、許可使用者に譲り渡すためにその使用の許可に係る特定物質(その使用の許可に係る数量の範囲内のものに限る。以下同じ。)の製造をする場合(自らが許可使用者である場合において、その使用の許可に係る特定物質の製造をしてはならない。ただし、通常産業省令で定める場合は、この限りでない。)

2 前条の輸入の承認は、許可使用者に譲り渡すために、又は許可使用者自らが、その使用の許可に係る特定物質を輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

3 許可使用者に譲り渡すために特定物質の製造又は輸入をしようとする者は、その使用の許可に係る特定物質を使用許可証によって確認するものとする。

(譲渡及び譲受けの制限)

第十五条 何人も次の各号の一に該当する場合のほか、特定物質を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 許可製造者が、許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合

二 第十三条の輸入の承認を受けた者(以下「承認輸入者」という。)が、許可使用者にその使

用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合

三 許可使用者が、その使用の許可に係る特定物質を許可製造者又は承認輸入者から譲り受ける場合

2 許可製造者又は承認輸入者は、その製造又は輸入に係る特定物質を許可使用者に譲り渡した場合には、運送なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(所持の制限)

第十六条 何人も、法令に基づく場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、特定物質を所持してはならない。

一 許可製造者が、その製造した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

2 可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

3 許可使用者が、特定物質を使用するまでの間所持する場合

4 第十八条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者が、廃棄するまでの間所持する場合

5 前各号に掲げる者から運搬又は廃棄を委託された者が、その委託に係る特定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場合

六 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上特定物質を所持する場合

2 前項各号に掲げる者は、その所持する特定物質を、かぎをかけた堅固な設備内に保管しなければならない。

(運搬)

第十七条 許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は次条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者は、特定物質を運搬しようとする場合(他に委託して運搬する場合を含み、船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)は、國家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」と

3 用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合

三 許可使用者が、その使用の許可に係る特定物質を許可製造者又は承認輸入者から譲り受ける場合

2 許可製造者又は承認輸入者は、その製造又は輸入に係る特定物質を許可使用者に譲り渡した場合には、運送なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(所持の制限)

第十六条 何人も、法令に基づく場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、特定物質を所持してはならない。

一 許可製造者が、その製造した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

2 可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合

3 許可使用者が、特定物質を使用するまでの間所持する場合

4 第十八条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者が、廃棄するまでの間所持する場合

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

6 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

6 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

6 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

6 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

6 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

6 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があ

った場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。

6 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があ

用をした場合には、通商産業省令で定めるところにより、使用をした数量その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(記録)

第二十二条 許可製造者は、日誌を備え、その製造に係る特定物質に関する次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 製造をした数量

二 他の者に譲り渡した場合にあっては、譲り渡した者及び数量

三 自ら使用した場合にあっては、使用した数量及び用途

四 保有量

五 その他通商産業省令で定める事項

2 前項の日誌は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(事故届)

第二十三条 許可製造者、承認輸入者、許可使用者若しくは廃棄義務者又はこれらの者から運搬若しくは廃棄を委託された者は、その所持する特定物質が盗取され、又は所在不明となつたときは、連絡なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

第四章 指定物質の製造等に係る届出

(第一種指定物質の製造等の予定数量)

第二十四条 第一種指定物質の製造又は抽出若しくは精製(以下「製造等」という。)をする者は、翌年において製造等をしようとする第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が通常産業省令で定める数量を超えると見込まれるときは、通商産業省令で定めるところにより、翌年に当該事業所において製造等をしようとするとする。2 第一種指定物質の製造等をする者は、その年において製造等をする第一種指定物質のその事

業所ごと及び物質ごとの数量が前項の通商産業省令で定める数量を超えるときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、その旨並びにその年に当該事業所において製造等をしなければならない。

3 第一種指定物質の数量について同項の規定による届出がされている場合は、この限りでない。

4 前年のいづれかの年において製造等をした者及びその年のその事業所における製造等に係る第一種指定物質の数量について前二項の規定による届出をした者は、通商産業省令で超えた者及びその年のその事業所における製造等に係る第一種指定物質の数量について前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

5 前項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

6 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

7 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

8 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

9 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

10 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

11 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

12 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

13 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

14 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

15 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

16 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

17 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

18 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

19 前二項の規定による届出をした者は、前二項の規定による届出をした者と同一の届出をした者である。

20 その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(第一種指定物質等の使用への準用)

第二十六条 前二条の規定は、第一種指定物質(第一種指定物質を含む物であつて、通商産業省令で定めるもの含む。)の使用であつて、通商産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第一種指定物質の数量(第一種指定物質を含む物であつて、これに含まれる第一種指定物質の数量)に準用する。

(第二種指定物質の製造への準用)

第二十七条 第二十四条及び第二十五条の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。

この場合において、第二十四条第三項中「前三年のいづれかの年」とあるのは、「前年」と読み替えるものとする。

(指定物質等の輸出入の実績数量)

第二十八条 指定物質(指定物質を含む物であつて、通商産業省令で定めるものを含む。)の輸出又は輸入をした者は、通商産業省令で定めるものをする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。

この場合において、毎年、前年に輸出又は輸入をした指定物質の数量(指定物質を含む物であつて、これに含まれる指定物質の数量)を通商産業大臣に届け出なければならない。

(有機化学物質の製造の実績数量の区分)

第二十九条 特定物質及び指定物質以外の有機化学物質であつて、政令で定めるもの(以下単に「有機化学物質」という。)の製造(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)をする者は、前年に製造した有機化学物質の数量について同様に、前項の規定により検査等に立ち会う職員

は、当該検査等が条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならぬ。

4 第二項の規定により検査等に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(封印又は監視装置の取付け)

第三十一条 國際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約

あつて、政令で定めるもの(以下「特定有機化学物質」という。)の製造をする者は、前年に製造をした特定有機化学物質のその事業所ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨並びに前年に当該事業所において製造等をした者と同一の届出をしなければならない。

旨及び前年に当該事業所において製造等をした者と同一の届出をしなければならない。

は、通商産業省令で定めるところにより、その旨並びに前年に当該事業所において製造等をした者と同一の届出をしなければならない。

臣に届け出なければならない。

(國際機関による検査等)

第三十条 國際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員(政令で定める場合にあっては、通商産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員)の立会いの下に、条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であつて、國際機関が指定するものに立ち入り、必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

この場合において、國際機関が指定する他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

で定める範囲内で、許可製造者の工場その他の事業場内において、特定物質の製造又は移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により封印又は装置の取付けに立ち会う職員に準用する。

3 何人も、第一項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに取り外し、又はき損してはならない。

4 許可製造者は、第一項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置について、滅失、破損その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第六章 雜則

(報告徴収)

第三十二条 通商産業大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(都道府県公安委員会にあっては、第十七条第二項の規定)の施行に必要な限度において、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄物業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、国際機関又は締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、毒物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関する説明を行ふために必要な限度において、毒物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関する説明を行ふことができる。

3 通商産業大臣は、第三十条第一項の規定による検査等が行われた場合にあっては、国際機関に対する説明を行ふために必要な限度において、毒物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う者その他の者に対し、当該検査等の対象となつた活動に關し報告させることができる。

(立入検査)

第三十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に

必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄物業者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 都道府県公安委員会は、第十七条第二項の規定の施行に必要な限度において、警察職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄物業者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前条第二項の規定により職員が立ちに入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定施設についての特例)

第三十四条 特定施設 国の施設であつて、特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究(以下「特定研究」という。)のために特定物質の製造をする施設として、一限り政令で指定するものをいう。以下同じ。)において国が行う政令で定める数量の範囲内の特定物質の製造は、第三十六条の規定により読み替えられた第四条第一項の承認を受けて行うものとみなし、特定施設において国が行う当該政令で定める数量の範囲内の特定物質の特定研究のための使用を受けたものとみなす。

2 第十八条第一項並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用の承認を受けたものとみなされる特定物質及び当該特定物質に係る事項については、適用しない。

3 國際機関の指定する者が特定施設に立ち入り、検査等を行う場合及び国際機関の指定する者が特定施設において封印をし、又は装置を取り

り付ける場合には、第三十条第一項及び第三十一条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「特定施設に係る行政機関の長」とする。

2 第三十九条 第三条第一項の規定に違反した者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 第三十一条 第二項の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 前三项の未遂罪は罰する。

2 第四十一条 第三十八条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 第四十二条 第三十九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

2 警察官又は海上保安官は、第二十三条の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に通知しなければならない。

3 通商産業大臣及び国家公安委員会は、特定物質が盜取され、又は所在不明となることを防ぐことについて、相互に協力するものとする。

(国に対する適用)

第三十六条 この法律の規定は、次章の規定を除き、國に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 調則

第三十八条 化学兵器を使用して、当該化学兵器に充てんされ、又は当該化学兵器の内部で生成された毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 第三十九条 第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第四十一条 第二項の規定に違反して特定物質の使用をした者は、一年以下の懲役若しくは四十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第四十五条 次の各号又は第四号に掲げる事項を変更した者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十四条第一項の規定に違反して特定物質の製造をした者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第十五条第一項、第十六条规定又は第十

<p>4 第一項及び第二項の規定は、第二種指定物質の製造をした者及びその製造をした第一種指定物質の数量に準用する。この場合において、第一項中「前三年のいずれかの年」とあるのは「前年」と、「当該前三年」とあるのは「当該年」と読み替えるものとする。</p> <p>第五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	
<p>一 附則第二条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 附則第二条第五項において準用する第十八条第三項の規定による命令に違反して特定物質を廃棄した者</p> <p>三 附則第二条第三項において準用する第十六条第二項の規定に違反した者</p> <p>四 附則第二条第五項において準用する第十八条第二項又は前条第一項(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。</p> <p>(通商産業省設置法の一部改正)</p> <p>第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第六十三号の次に次の一号を加える。</p> <p>六十三の二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第二号)の施行に関すること。</p>	
<p>6 特定物質の輸入の承認</p> <p>特定物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外國貿易管理法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。</p> <p>7 特定物質の譲渡し及び譲受けの制限</p> <p>何人も、4の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。)が、5の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡す場合等一定の要件に該当する場合のほか、特定物質を譲り渡し、又は譲り受けではないものとする。</p> <p>8 特定物質の所持の制限</p> <p>何人も、法令に基づく場合又は一定の要件に該当する場合のほか、特定物質を所持してはならないものとする。</p> <p>9 特定物質の運搬</p> <p>許可製造者、6の承認を受けた承認輸入者、許可使用者等は、特定物質を運搬しようとする場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出、届出を証明する文書の交付を受けなければならないものとする。</p> <p>10 特定物質の廃棄</p> <p>許可製造者が、製造の廃止の届出をしたとき等一定の要件に該当する場合において、許可製造者等は、その特定物質を廃棄しなければならないものとする。</p> <p>11 第一種指定物質の製造等の予定数量及び実績数量</p> <p>第一種指定物質の製造又は抽出若しくは精製(以下「製造等」という。)をする者は、翌年ににおいて製造等をしようとする第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えると見込まれるときは、あらかじめ、予定数量等を通商産業大臣に届け出るとともに、その届出に係る年に製造等をした実績数量等を通商産業大臣に届け出なければならないものとする。</p>	
<p>12 第二種指定物質の製造への準用</p> <p>11の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第一種指定物質の数量に準用するものとする。</p> <p>13 國際機関の指定する者の検査等</p> <p>國際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員(政令で定める場合における職員)の立合いの下に、条約で定める範囲内で、國際機関が指定する場所に立ち入り、検査等を行うことができるものとする。</p> <p>14 執行期日</p> <p>この法律は、一部を除いて、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。</p> <p>15 その他</p> <p>特定物質の製造又は使用に係る数量等の届出、国際機関による封印又は監視装置の取付け、報告徴収、立入検査等について規定するものとする。</p> <p>16 施行理由</p> <p>本法の規定に違反した者に対する罰則を定めることによる。</p> <p>17 議案の可決理由</p> <p>本法は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認められ、これを可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本法に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>右報告する。</p>	
<p>平成七年三月三十日</p> <p>衆議院議長 土井たか子殿</p> <p>商工委員長 白川 勝彦</p>	

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

〔別紙〕

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、サリン又はそれに類する物質が不正に使用され、多数の人命が奪われる事件が発生したことから、本法がかかる事件の再発防止に実効をあげ、特定物質の製造、使用、所持、譲渡し、譲受け及び運搬に関する厳格な管理がなされるよう、本法を厳正に運用するとともに、施行前にかんがみ、本法がかかる事件の再発防止に適切に行われるよう関係者に対し指導を行うこと。

右
官報(号外)
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 河野 洋平
平成七年三月十日

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件

国会に提出する。

右
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 河野 洋平

けた国際協力を促進するとの見地から有意義である。よって、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約

前文

この条約の締約国は、

化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲及び使用の完全かつ効果的な国際管理の下における全面的国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを希望し、

国際連合総会が、一千九百二十五年六月十七日に

ジユネーヴで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用的の禁止に関する議定書(以下「一千九百二十五条のジユネーヴ議定書」という。)の原則及び目的に反するすべての行為を繰り返し非難してきたことを想起し、

この条約は、一千九百一十五年のジユネーヴ議定書並びに一千九百七十二年四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名された細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の原則及び目的並びに承認を求める。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件

この条約は、厳かに効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に向けての効果的な進展を図るべく、化学兵器の生産、使用等の禁止及び化学兵器の廃棄について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための検証措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、化学兵器の完全な廃絶に向ることを認識し、

理由

この条約は、厳かに効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に向けての効果的な進展を図るべく、化学兵器の生産、使用等の禁止及び化学兵器の廃棄について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための検証措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、化学兵器の完全な廃絶に向ることを認識し、

化学の分野における成果は人類の利益のためにのみ使用されるべきであることを考慮し、すべての締約国の経済的及び技術的発展を促進するため、この条約によって禁止されていない目的のために、化学に関する活動の分野における国際協力並びに科学的及び技術的情報の交換並びに化学物質の自由な貿易を促進することを希望し、これが、これらの共通の目的を達成するために必要な措置であることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) 化学兵器を開発し、生産その他の方法によつて取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に委託すること。

(b) 化学兵器を使用すること。

(c) 化学兵器を使用するための軍事的な準備活動を行ふこと。

(d) この条約によって締約国に對して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。

(e) 化学兵器を開発し、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の原則及び目的並びに

止並びに廃棄に関する条約の原則及び目的並びに

5 締約国は、暴動鎮圧剤を戦争の方法として使用しないことを約束する。

第二条 定義及び基準

この条約の適用上、

この条約によつて禁止されていない目的のためのものであり、かつ、種類及び量が当該目的に適合する場合を除く。

(a) 毒性化学物質及びその前駆物質。ただし、この条約によつて禁止されていない目的のためのものであり、かつ、種類及び量が当該目的に適合する場合を除く。

(b) 弾薬類及び装置であつて、その使用の結果放出されることとなる(a)に規定する毒性化学物質の毒性によつて、死その他の害を引き起こすように特別に設計されたもの

1 「化学兵器」とは、次の物を含ませたもの又は次の物を個別にいう。

この条約によつて禁止されていない目的のためのものであり、かつ、種類及び量が当該目的に適合する場合を除く。

(b) 弾薬類及び装置であつて、その使用の結果放出されることとなる(a)に規定する毒性化学物質の毒性によつて、死その他の害を引き起こすように特別に設計されたもの

物質と速やかに反応する前駆物質をいう。

「老朽化した化学兵器」とは、次のものをい

う。(a) 千九百二十五年より前に生産された化学兵

器(b) 千九百二十五年から千九百四十六年までの間

間に生産された化学兵器であって、化学兵器

として使用することができなくなるまでに劣

化したもの

「遺棄化学兵器」とは、千九百二十五年一月一

日以降にいずれかの国が他の国の領域内に当該

他の国の同意を得ることなく遺棄した化学兵器

(老朽化した化学兵器を含む。)をいう。

「暴動鎮圧剤」とは、化学物質に関する附属書

の表に掲げていない化学物質であって、短時間

で消失するような人間の感覚に対する刺激又は

行動を困難にする身体への効果を速やかに引き

起こすものをいう。

8 「化学兵器生産施設」とは、

(a) 千九百四十六年一月一日以降のいずれかの

時に、次の(i)に該当するものとして又は次の

(ii)のために設計され、建造され又は使用され

た設備及びこれを収容する建物をいう。

(i) 化学物質の生産段階(「技術の最終段階」)

の一部であつて、当該設備が稼働している

時に物質の流れが次のいずれかの化学物質

を含むもの

(1) 化学物質に関する附属書の表1に掲げ

る化学物質

(2) 化学兵器のために使用され得る他の化

学物質であつて、締約国の領域内又はそ

の管轄若しくは管理の下にあるその他の

場所において、この条約によつて禁止さ

れていない目的のためには年間一トンを

超える用途がないもの

(ii) 化学兵器の充填(特に、化学物質に関する附属書の表1に掲げる化学物質の弾薬類、装置又はばらの状態で貯蔵するための

容器への充填、組立て式の二成分型弾薬類及び装置の部分を構成する容器への充填、

組立て式の单一成分型弾薬類及び装置の部

分を構成する化学物質充填子爆弾弾薬類へ

の充填並びに充填された容器及び化学物質

充填子爆弾弾薬類の弾薬類及び装置への搭

載を含む。)

(b) もっとも、次のものを意味するものではな

い。

(a)(i)に規定する化学物質を合成するため

の生产能力を有する施設であつて当該能力

が一トン未満のもの

(ii) (a)(i)に規定する化学物質をこの条約に

よつて禁止されていない目的のための活動

の不可避の副産物として生産し又は生産し

た施設。ただし、当該化学物質が総生産量

の三パーセントを超えないこと並びに当該

施設が実施及び検証に関する附属書(以下

「検証附属書」という。)に従つて申告及び査

察の対象となることを条件とする。

(iii) この条約によつて禁止されていない目的

のために化学物質に関する附属書の表1に

掲げる化学物質を生産する検証附属書第六

部に規定する単一の小規模な施設

の条約によつて禁止されていない目的」と

は、次のものをいう。

(a) 工業、農業、研究、医療又は製薬の目的そ

の他の平和的目的

(b) 防護目的、すなわち、毒性化学物質及び化

学兵器に対する防護に直接関係する目的

(c) 化学兵器の使用に関連せず、かつ、化学物

質の毒性を戦争の方法として利用するもので

はない軍事的目的

(d) 国内の暴動の鎮圧を含む法の執行のための

目的

(i) 「生産能力」とは、関係する施設において実際

に使用されている技術的工程又はこの工程がまだ機能していない場合には使用される予定の技

術的工程に基づいて特定の化学物質を一年間に

製造し得る量をいう。生産能力は、標示された

能力又はこれが利用可能でない場合には設計上

の能力と同一であるとみなす。標示された能力

は、生産施設にとっての最大量を生産するため

の最適な条件の下における生産量であつて、一

又は二以上の実験によつて証明されたものとする。設計上の能力は、標示された能力に対応する理論的に計算された生産量とする。

11 「機関」とは、第八条の規定に基づいて設立する化学兵器の禁止のための機関をいう。

12 第六条の規定の適用上、

(a) 化学物質の「生産」とは、化学反応により化

学物質を生成することをいう。

(b) 化学物質の「加工」とは、化学物質が他の化

学物質に転換することのない物理的な工程

(例えば、調合、抽出、精製)をいう。

(c) 化学物質の「消費」とは、化学物質が化学反

応により他の化学物質に転換することをい

う。

第三条 申告

1 締約国は、この条約が自國について効力を生

じた後三十日以内に、機関に對して申告を行う

ものとし、當該申告において、

(a) 化学兵器に關し、

(i) 自國が化学兵器を所有するか否か若しく

は占有するか否か又は自國の管轄若しくは

管理の下にある場所に化学兵器が存在する

か否かを申告する。

(ii) 檢証附屬書第四部(A)の1から3までの規

定に従い、自國が所有し若しくは占有する

化学兵器又は自國の管轄若しくは管理の下

にある場所に存在する化学兵器の正確な所

在地、総量及び詳細な目録を明示する。た

だし、(iii)に規定する化学兵器を除く。

(iv) 檢証附屬書第四部(A)4の規定に従い、他

学兵器であつて、自國の領域内にあるものを報告する。

13 千九百四十六年一月一日以後自國が直接

又は間接に化学兵器を移譲したか否か又は受領したか否かを申告し、及び検証附屬書

第四部(A)5の規定に従つて化学兵器の移譲又は受領について明示する。

14 檢証附屬書第四部(A)6の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器又は

自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器の廃棄のための全般的な計画を提出する。

15 老朽化した化学兵器及び遺棄化学兵器に關する

自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器の廃棄のための全般的な計画を提出する。

16 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

17 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

18 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

19 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

20 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

21 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

22 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

23 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

24 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

25 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

26 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

27 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

28 「機関」は、第八条の規定に基づいて設立する

化学兵器の禁止のための機関をいう。

平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

一一一

器生産施設又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に存在し若しくは存在していなかった化学兵器生産施設を明示する。ただし、(iii)に規定する化学兵器生産施設を除く。

(iv) 檢証附屬書第五部2の規定に従い、千九百四十六年一月一日以降のいずれかの時百四十六年一月一日以降のいずれかの時に、他の国が所有し及び占有し又は所有していた及び占有していた化学兵器生産施設であって、他の国の管轄又は管理の下にある場所に存在し又は存在していたもの(自國の領域内にあるものに限る。)を報告する。

(v) 千九百四十六年一月一日以降自国が直接又は間接に化学兵器の生産のための設備を移譲したか否か又は受領したか否かを申告し、及び検証附屬書第五部の3から5までの規定に従って当該設備の移譲又は受領について明示する。

(vi) 檢証附屬書第五部6の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器生産施設又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設の廃棄のための全般的な計画を提出する。

(vii) 檢証附屬書第五部1(i)の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器生産施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設の閉鎖設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設を一時的

に化学兵器の廃棄施設に転換する場合に

は、そのための全般的な計画を提出する。

(d) 他の施設に関し、自國が所有し若しくは占有する施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する施設であって、千九百四十六年一月一日以降主に化学兵器の開発のために設計され、建設され又は使用されたもの正確な所在地並びに活動の性質及び全般的な範囲を明示する。この申告には、特に、実験施設及び試験評価場を含める。

(e) 暴動鎮圧剤に関し、暴動鎮圧のために保有する化学物質の化学名、構造式及びケミカル・アブストラクト・コード(以下「CAS」という。)登録番号が付されている場合は当該番号を明示する。この申告は、その内容に変更が生じた後三十日以内に改定する。この条の規定及び検証附屬書第四部の関連規定は、千九百七十七年一月一日前に締約国の領域内に埋められた化学兵器であって引き続き埋められたままであるもの又は千九百八十五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器については、当該締約国の裁量により適用しないことができる。

第四条 化学兵器

1 この条の規定及びその実施のための詳細な手続は、締約国が所有し若しくは占有するすべての化学兵器又はその管轄若しくは管理の下にある場所に存在するすべての化学兵器について適用する。ただし、検証附屬書第四部(b)の規定が適用される老朽化した化学兵器及び遺棄化学兵器を除く。

2 この条の規定を実施するための詳細な手続

は、検証附屬書に定める。

3 1に規定する化学兵器が貯蔵され又は廃棄されるすべての場所は、検証附屬書第四部(A)の規定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。

4 締約国は、現地査察を通じた申告の体系的な検証のため、前条1の規定に基づく申告を行った後直ちに1に規定する化学兵器へのアクセスを認める。締約国は、その後、当該化学兵器のいずれも移動させてはならないものとし(化学兵器の廃棄施設への移動を除く。)、体系的な現地検証のため、当該化学兵器へのアクセスを認める。

5 締約国は、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証のため、自國が所有し若しくは占有する化学兵器の廃棄施設及びその貯蔵場所又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器の廃棄施設を認める。

6 締約国は、検証附屬書並びに合意された廃棄についての比率及び順序(以下「廃棄の規律」という。)に従い、1に規定するすべての化学兵器を廃棄する。廃棄は、この条約が自國について効力を生じた後二年以内に開始し、この条約が効力を生じた後十年以内に完了する。締約国は、当該化学兵器をより速やかに廃棄することを妨げられない。

7 締約国は、次のことを行う。

8 締約国は、廃棄の過程が完了した後三十日以内に、1に規定するすべての化学兵器を廃棄したことの計画の実施状況に関する申告を毎年、各年

は、廃棄期間中に廃棄するすべての貯蔵されている化学兵器を含めるものとする。
当該年の廃棄期間中に廃棄するすべての貯蔵されている化学兵器を含めるものとする。
(b) 1に規定する化学兵器の廃棄のための自國の計画の実施状況に関する申告を毎年、各年

は、廃棄期間の満了の後六十日以内に行うこと。

(c) 廃棄の過程が完了した後三十日以内に、1に規定するすべての化学兵器を廃棄したことの計画の実施状況に関する申告を毎年、各年

は、安全及び排出に関する自國の基準に従って、化学兵器の輸送、試料採取、貯蔵及び廃棄を行う。

9 化学兵器に関する冒頭申告の後に締約国がその存在を知った化学兵器については、検証附屬書第四部(A)の規定に従って、報告し、保全し及び廃棄する。

10 締約国は、化学兵器の輸送、試料採取、貯蔵及び廃棄に当たっては、人の安全を確保し及び環境を保護することを最も優先させる。締約国は、安全及び排出に関する自國の基準に従つて、化学兵器の輸送、試料採取、貯蔵及び廃棄を行う。

11 締約国は、他の国が所有し若しくは占有する化学兵器又は他の国(管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器を自國の領域内に有する場合には、この条約が自國について効力を生じた後一年以内にこれらの化学兵器が自國の領域から撤去されることを確保するため、最大限度の努力を払う。これらの化学兵器が一年

(a) 檢証附屬書第四部(A)29の規定に従い、1に規定する化学兵器の廃棄のための詳細な計画を各年の廃棄期間の開始の遅くとも六十日前までに提出すること。その詳細な計画には、

以内に撤去されない場合には、当該締約国は、機関及び他の締約国に対し、これらの化学兵器の廃棄のために援助を提供するよう要請することができる。

12 締約国は、二国間で又は技術事務局を通じて化学兵器の安全かつ効率的な廃棄のための方法及び技術に関する情報又は援助の提供を要請する他の締約国に対して協力することを約束する。

機関は、この条の規定及び検証附属書第四部(A)の規定に従って検証活動を行うに当たり、化学兵器の貯蔵及び廃棄の検証に関する締約国間の二国間又は多数国間の協定との不必要的重複を避けるための措置を検討する。

このため、執行理事会は、次のことを認める場合には、当該二国間又は多数国間の協定に従って実施する措置を補完する措置に検証を限定することを決定する。

(a) 当該二国間又は多数国間の協定の検証に関する規定がこの条及び検証附属書第四部(A)の検証に関する規定に適合すること。

(b) 当該二国間又は多数国間の協定の実施によってこの条約の関連規定の遵守が十分に確保されること。

(c) 当該二国間又は多数国間の協定の締約国がその検証活動について機関に対し當時十分な情報を提供を行うこと。

14 執行理事会が13の規定に従って決定する場合には、機関は、13に規定する二国間又は多数国間の協定の実施を監視する権利を有する。

15 13及び14のいかなる規定も、締約国が前条、この条及び検証附属書第四部(A)の規定に従って

13 化学兵器の貯蔵及び廃棄のための方法及び技術に関する情報又は援助の提供を要請する他の締約国に対する協力を除くは、

14 行理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、

15 申告を行いう義務に影響を及ぼすものではない。

16 締約国は、自國が廃棄の義務を負う化学兵器の廃棄の費用を負担する。また、締約国は、執行理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、

17 当該化学兵器の貯蔵及び廃棄の検証の費用を負担する。執行理事会が13の規定に従い機関の検証措置を限定することを決定した場合には、機関が行う補助的な検証及び監視の費用については、第八条7に規定する国際連合の分担率に従って支払う。

18 この条の規定及び検証附属書第四部の関連規定は、千九百七十七年一月一日前に締約国の領域内に埋められた化学兵器であつて引き続き埋められたままであるもの又は千九百八十五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器については、当該締約国の裁量により適用しないことができる。

第五条 化学兵器生産施設

1 この条の規定及びその実施のための詳細な手続は、締約国が所有し若しくは占有するすべての化学兵器生産施設又はその管轄若しくは管理の下にある場所に存在するすべての化学兵器生産施設について適用する。

2 この条の規定を実施するための詳細な手続は、検証附属書に定める。

3 1に規定するすべての化学兵器生産施設は、検証附属書第五部の規定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証のために当該施設へのアクセスを認めること。

4 締約国は、閉鎖のために必要な活動を除くほどの検証の対象とする。

5 いかかる締約国も、化学兵器の生産又はこの条約によって禁止されているその他のすべての活動のため、新たな化学兵器生産施設を建設してはならず、又は既存の施設を変更してはならない。

6 締約国は、現地査察を通じた申告の体系的な検証のため、第三条1(c)の規定に基づく申告を行つた後直ちに1に規定する化学兵器生産施設へのアクセスを認める。

7 締約国は、次のことを行う。

(a) この条約が自國について効力を生じた後九十日以内に1に規定するすべての化学兵器生産施設を検証附属書第五部の規定に従つて閉鎖し、その旨を通報すること。

(b) 1に規定する化学兵器生産施設の閉鎖の後、当該施設が引き続き閉鎖されていること及びその後に廃棄されることを確保するため、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証のために当該施設へのアクセスを認めること。

8 締約国は、検証附属書並びに合意された廃棄についての比率及び順序(以下「廃棄の規律」という)に従い、1に規定するすべての化学兵器生産施設並びに関連する施設及び設備を廃棄する。廃棄は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に開始し、この条約が効力を生じた後十年以内に完了する。締約国は、当該化学兵器生産施設並びに関連する施設及び設備をより速やかに廃棄することを妨げられない。

9 締約国は、次のことを行う。

(a) 1に規定する化学兵器生産施設の廃棄のための詳細な計画を各施設の廃棄の開始の遅く

10 締約国は、8に規定する十年の廃棄のための期間が経過した後にこの条約を批准し又はこの条約に加入する場合には、1に規定する化学兵器生産施設をできる限り速やかに廃棄する。当該締約国がための廃棄の規律及び厳重な検証の手続きについては、執行理事会が決定する。

11 締約国は、化学兵器生産施設の廃棄に当たっては、人の安全を確保し及び環境を保護する手続については、執行理事会が決定する。

12 1に規定する化学兵器生産施設は、検証附属書第五部の18から25までの規定に従つて化学兵器の廃棄のために一時的に転換することができると最も優先させる。締約国は、安全及び排出に関する自國の基準に従つて化学兵器生産施設を廃棄する。

13 締約国は、やむを得ず必要となる例外的な場合には、この条約によって禁止されていない目的のために1に規定する化学兵器生産施設を使用するための承認を要請することができる。締約国会議は、検証附属書第五部Dの規定に従い、執行理事会の勧告に基づき、当該要請を承認する。

平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

認するか否かを決定し、及び承認のための条件を定める。

14 化学兵器生産施設は、工業、農業、研究、医療又は製薬の目的その他の平和的目的のために使用する施設であつて、化学物質に関する附属書の表1に掲げる化学物質に関するものよりも、化学兵器生産施設に再転換する可能性が高くならないよう転換する。

15 すべての転換した施設は、検証附属書第五部Dの規定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。

16 機関は、この条の規定及び検証附属書第五部の規定に従つて検証活動を行うに当たり、化学兵器生産施設及びその廃棄の検証に関する締約国間の一国間又は多数国間の協定との不必要な重複を避けるための措置を検討する。

このため、執行理事会は、次のことを認める場合には、当該一国間又は多数国間の協定に従つて実施する措置を補完する措置に検証を限定することを決定する。

(a) 当該二国間又は多数国間の協定の検証に関する規定がこの条及び検証附属書第五部の検証に関する規定に適合すること。

(b) 当該二国間又は多数国間の協定の実施によってこの条約の関連規定の遵守が十分に確保されること。

(c) 当該二国間又は多数国間の協定の締約国がその検証活動について機関に対し常時十分な情報の提供を行うこと。

17 執行理事会が16の規定に従つて決定する場合には、機関は、16に規定する一国間又は多数国

間の協定の実施を監視する権利を有する。

18 16及び17のいかなる規定も、締約国が第三条、この条及び検証附属書第五部の規定に従つて申告を行う義務に影響を及ぼすものではない。

19 締約国は、自國が廃棄の義務を負う化学兵器生産施設の廃棄の費用を負担する。また、締約国は、執行理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、この条の規定に基づく検証の費用を負担する。執行理事会が16の規定に従い機関の検証措置を限定することを決定した場合には、機関が行う補完的な検証及び監視の費用については、第八条7に規定する国際連合の分担率に従つて支払う。

第六条 この条約によつて禁止されている活動

1 締約国は、この条約に従い、この条約によつて禁止されていない目的のため毒性化学物質及びその前駆物質を開発し、生産その他の方法によつて取得し、保有し、移譲し及び使用する権利を有する。

2 締約国は、毒性化学物質及びその前駆物質が、自國の領域内又は自國の管轄若しくは管理の下にあるその他の場所においてこの条約によつて禁止されていない目的のためのみ開発され、生産その他の方法によつて取得され、保有され、移譲され及び使用されることを確保するため必要な措置をとる。このため及びこれららの活動がこの条約に規定する義務に適合したこととを検証するため、締約国は、化学物質に関する附属書の表1から表3までに掲げる毒性化学物質及びその前駆物質並びにこのような

化学物質に関する施設及び検証附属書に規定するその他の施設であつて、自國の領域内又は自國の管轄若しくは管理の下にあるその他の場所に存在するものを検証附属書に規定する検証措置の対象とする。

3 締約国は、化学物質に関する附属書の表1に掲げる化学物質(以下「表1の化学物質」という。)を検証附属書第六部に規定する生産、取得、保有、移譲及び使用の禁止の対象とする。

4 締約国は、検証附属書第七部の規定に従い、化学物質及び同附屬書第六部に規定する施設を現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。

5 締約国は、検証附属書第八部の規定に従い、化学物質に関する附属書の表2に掲げる化学物質(以下「表2の化学物質」という。)及び検証附屬書第七部に規定する施設を資料による監視及び現地検証の対象とする。

6 締約国は、検証附属書第九部22の規定に従つて締約国会議が別段の決定を行う場合を除くか、同附屬書第九部の規定に従い、同附屬書第九部に規定する施設を資料による監視及び最終的には現地検証の対象とする。

7 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に、検証附属書に従い、関連する化学物質及び施設に関する冒頭申告を行ふ。

8 締約国は、検証附属書に従い、関連する化学物質及び施設に関する年次申告を行う。

9 締約国は、現地検証のため、検証附属書に従つて査察員に対して施設へのアクセスを認めることを含む。

10 技術事務局は、検証活動を行うに当たり、この条約によつて禁止されていない目的のための活動の分野における国際協力(この条約によつて禁止されない目的のための化学物質の生産、加工又は使用に関する科学的及び技術的情報、化学物質並びに装置の国際的な交換を含む。)を妨げないように実施する。

11 この条の規定について、締約国の経済的又は技術的発展及びこの条約によつて禁止される目的のための化学に関する活動の分野における国際協力(この条約によつて禁止されない目的のための化学物質の生産、加工又は使用に関する科学的及び技術的情報、化学物質並びに装置の国際的な交換を含む。)を妨げないように実施する。

第七条 国内の実施措置

一般的約束

1 締約国は、自國の憲法上の手続に従い、この条約に基づく自國の義務を履行するために必要な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 自國の領域内のいかなる場所又は国際法によつて認められる自國の管轄の下にあるその他のいかなる場所においても、自然人及び法人がこの条約によつて締約国に対して禁止されている活動を行うことを禁止する。(当該活動に対する罰則を規定する法令を制定することを含む。)

(b) 自國の管理の下にあるいかなる場所において

官報(号外)

ても、この条約によって締約国に対して禁止されている活動を認めないこと。

(c) 自国の国籍を有する自然人が行った活動（場所のいかんを問わない。）であつてこの条約によつて締約国に対して禁止されているものに対し、国際法に従い、(a)の規定に従つて制定する罰則を規定する法令を適用すること。

2 締約国は、1の規定に基づく義務の履行を容易にするため、他の締約国と協力し、及び適当な形態の法律上の援助を与える。

締約国と機関との関係

3 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たっては、人の安全を確保し及び環境を保護することを最も優先させるものとする。

4 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するため、機関及び他の締約国との効果的な連絡のための国内の連絡先となる国内当局を指定し又は設置する。締約国は、この条約が自國について効力を生ずる時に自國の国内当局を機関に通報する。

5 締約国は、この条約を実施するために立てる立法措置及び行政措置を機関に通報する。

6 締約国は、この条約の実施に関連して機関から秘密のものとして受領する情報及び資料を秘密情報として取り扱い、並びに当該情報及び資料に対し特別の取扱いを行う。締約国は、当該情報及び資料を、この条約に基づく自國の権利及び義務との関連においてのみ利用するものとし、秘密扱いに関する附屬書に定める規定に従つて取り扱う。

7 締約国は、機関のすべての任務の遂行に当たつて機関に協力すること及び特に技術事務局に対する援助を提供することを約束する。

第八条 機関

A 一般規定

1 締約国は、この条約の趣旨及び目的を達成し、この条約の規定（この条約の遵守についての国際的な検証に関する規定を含む。）の実施を確保し並びに締約国間の協議及び協力のための場を提供するため、この条約により化学兵器の禁止のための機関を設立する。

2 すべての締約国は、機関の加盟国となる。締約国は、機関の加盟国としての地位を奪われることはない。

3 機関の本部の所在地は、オランダ王国ヘーベルトスホーフである。

4 機関の内部機関として、締約国会議、執行理事会及び技術事務局をこの条約により設置する。

B 締約国会議

5 機関は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、検証活動の目的の適時の及び効果的な達成に合致する方法で、この条約に規定する検証活動を行う。機関は、この条約に基づく自己の責任を果たすために必要な情報及び資料のみを要請する。機関は、この条約の実施を通じて知るに至つた非軍事上及び軍事上の活動及び施設に関する情報の秘密を保護するためにすべての措置をとるものとし、特に、秘密扱いに関する附屬書に定める規定を遵守する。

6 機関は、その検証活動を行うに当たり、科学及び技術の進歩を利用するための措置を検討する。

7 機関の活動に要する費用は、国際連合と機関との間の加盟国との相連を考慮して調整される国際連合の分担率に従い並びに第四条及び第五条に定めるところにより、締約国が支払う。準備委員会に対する締約国の財政的負担については、適切な方法により、機関の通常予算に対する当該締約国の分担金から控除する。機関の予算は、運営費その他の費用に関連するもの及び検証の費用に関連するものの二の別個の項目から成る。

8 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の加盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に当該加盟国から支払われるべきであつた分担金の額に等しい場合又はこれを超える場合には、機関において投票権を有しない。ただし、締約国会議は、支払の不履行が当該加盟国にとってやむを得ない事情によると認めるときは、当該加盟国に投票を許すことができる。

9 締約国会議（以下「会議」という。）は、機関のすべての加盟国により構成する。各加盟国は、会議において一人の代表を有するものとし、その代表は、代表代理及び随員を伴うことができない。

10 会議の第一回会期は、この条約が効力を生じた後三十日以内に寄託者が招集する。

11 会議は、別段の決定を行う場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。

12 会議の特別会期は、次のいずれかの場合に開催される。この場合において、(b)に規定する場合を除くほか、開催の要請において別段の明示がない限り、技術事務局の事務局長がその要請を受領した後三十日以内に開催される。

(b) 執行理事会が要請する場合

(c) いずれかの加盟国が要請し、かつ、加盟国が決定する場合

(a) 会議が決定する場合

13 会議は、また、第十五条2の規定に従つて改正会議として開催される。

14 会議の会期は、会議が別段の決定を行つ場合を除くほか、機関の所在地で開催される。

15 会議は、その手続規則を採択する。会議は、各通常会期の始めに、議長及び他の必要な役員を選出する。これらの者は、次の通常会期において新たな議長及び他の役員が選出されるまで在任する。

16 会議の定足数は、機関の加盟国の過半数とする。

17 機関の各加盟国は、会議において一の票を有する。

18 会議は、出席しかつ投票する加盟国の単純多数による議決で手続事項についての決定を行う。実質事項についての決定は、できる限りコンセンサス方式によって行うべきである。決定に当たりコンセンサスが得られない場合には、あらゆる努力を行い、及び当該二十四時間の終了の前に会議に対して報告する。当該二十四時間の終了の時にコンセンサスが得られない場合

には、会議は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する加盟国の三分の一以上の多数による議決で別段の決定を行なう。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、会議が実質事項についての決定に必要な多数による議決で別段の決定を行わない限り、実質事項として取り扱う。

権限及び任務

19 会議は、機関の主要な内部機関であり、この条約の範囲内のいかなる問題又は事項(執行理事会及び技術事務局の権限及び任務に関するもの)を含む)も検討する。会議は、締約国が提起し又は執行理事会が注意を喚起するこの条約に関するいかなる問題又は事項についても、勧告及び決定を行うことができる。

20 会議は、この条約の実施を監督し、並びにその趣旨及び目的を推進するために行動する。会議は、この条約の遵守状況を検討する。会議は、執行理事会及び技術事務局の活動も監督するものとし、この条約に従いこれらのいずれの内部機関に対してもその任務の遂行に関し指針を与えることができる。

21 会議は、次のことを行う。

(a) 執行理事会が提出する機関の報告、計画及び予算を通常会期において検討し及び採択し並びに他の報告を検討すること。

(b) 7の規定に従って締約国が支払う分担金の率につき決定すること。

(c) 執行理事会の理事国を選出すること。

(d) 技術事務局の事務局長(以下「事務局長」という。)を任命すること。

(e) 執行理事会が提出する執行理事会の手続規則を承認すること。

則を承認すること。

(f) この条約に従い会議がその任務を遂行するため必要と認める補助機関を設置すること。

(g) 平和的目的のために、化学に関する活動の分野における国際協力を促進すること。

(h) この条約の適用に影響を及ぼし得る科学的及び技術的発展を検討すること。このため、執事務局長がその任務の遂行に当たり会議、執行理事会又は締約国に対してこの条約に関する科学的及び技術的分野における専門的な助言を行うことができるようにするために、科学諮問委員会を設置することを事務局長に指示すること。科学諮問委員会は、会議が採択する付託事項に従つて任命される独立した専門家で構成する。

(i) 第一回会期において、準備委員会が作成する協定案、規則案及び指針案を検討し及び承認すること。

(j) 第一回会期において、第十条の規定による援助のための任意の基金を設置すること。

(k) 第十二条の規定に従い、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、必要な措置をとること。

会議は、この条約が効力を生じた後五年及び十年が経過した後一年以内に並びに会議が決定する場合にはその期間内の他の時期に、この条約の運用について検討するため特別会期を開催する。その検討においては、関連する科学的及び技術的発展を考慮する。その後は、別段の決定が行われる場合を除くほか、同様の目的を有する会議の特別会期は、五年ごとに開催され

る。

C 執行理事会

23 執行理事会は、四十一の理事国により構成する。

締約国は、輪番の原則に従い、理事国としての任務を遂行する権利を有する。理事国は、二年の任期で会議が選出する。特に、衡平な地

理的配分、化学産業の重要性並びに政治上及び安全保障上の利益に十分な考慮を払い、この条約が効果的に機能することを確保するため、執行理事会の構成は、次とのおりとする。

(a) アフリカ地域の締約国が指名する九のアフリカの締約国。この指名の基礎として、これら九の締約国の中、三の国は、原則として、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。更に、当該地域の集団は、これで、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。

(b) ラテン・アメリカ及びカリブ地域の締約国。この指名の基礎として、これらの七の締約国うち、三の国は、原則として、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。更に、当該地域の集団は、これら三の理事国を指名するに当たり、他の地域の締約国。この指名の基礎として、これらの七の締約国うち、三の国は、原則として、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。

(c) 西欧及び他の国(西ヨーロッパ諸国)の地域の締約国。この指名の基礎として、これらの五の国は、原則として、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。更に、当該地域の集団は、これら五の理事国を指名するに当たり、他の地域の締約国。この指名の基礎として、これらの五の国は、原則として、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。

(d) アジア地域の締約国が指名する九のアジアの締約国。この指名の基礎として、これらの九の締約国うち、四の国は、原則として、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。更に、当該地域の集団は、これらの五の理事国を指名するに当たり、他の地域の要素も考慮することに同意する。

(e) アジア地域及びラテン・アメリカ及びカリブ地域の締約国が連続して指名する更に一の締約国。この指名の基礎として、当該締約国は、両地域から交互に選出されるものとする。

(f) アジア地域及びラテン・アメリカ及びカリブ地域の締約国が連続して指名する更に一の締約国。この指名の基礎として、当該締約国は、両地域から交互に選出されるものとする。

(g) 東欧地域の締約国が指名する五の東欧の締約国。この指名の基礎として、これらの五の締約国うち、一の国は、原則として、国際的に報告され及び公表されている資料によって当該地域において最も重要なと決定される国内化学産業を有する締約国とするものとする。更に、当該地域の集団は、これらの四の理事国を指名するに当たり、他の地域の要素も考慮することに同意する。

24

執行理事会の第一回の選挙においては、23に

官報(号外)

規定する定められた理事国の中二十の理事国の任期を一年とする。	25
第四条及び第五条の規定が完全に実施された後、会議は、執行理事会の理事国の中半数の要請により、執行理事会の構成を規律する23に規定する原則に関する進展を考慮し、その構成を再検討することができる。	26
執行理事会は、その手続規則を作成し、承認のためこれを会議に提出する。	27
執行理事会は、その議長を理事国より選出する。	28
執行理事会は、通常会期として会合するはか、通常会期と通常会期との間においては、その権限及び任務の遂行のため必要に応じて会合する。	29
執行理事会の各理事国は、一の票を有する。	30
執行理事会は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、すべての理事国の中三分の二以上の多数による議決で実質事項についての決定を行ふ。執行理事会は、すべての理事国の中単純多数による議決で手続事項についての決定を行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、執行理事会が実質事項についての決定に必要な多数による議決で別段の決定を行わない限り、実質事項として取り扱う。	31
執行理事会は、機関の執行機関である。執行理事会は、会議に対して責任を負う。執行理事会は、この条約によって与えられる権限及び任務並びに会議によって委任される任務を遂行する。執行理事会は、これらを遂行するに当たる。	32
規定する定められた理事国の中二十の理事国の中二十の理事のうち二十の理事の任期を一年とする。	33
執行理事会は、その手続規則を作成し、承認のためこれを会議に提出する。	34
執行理事会は、通常会期として会合するはか、通常会期と通常会期との間においては、その権限及び任務の遂行のため必要に応じて会合する。	35
執行理事会は、その議長を理事国より選出する。	36
執行理事会は、この条約の実施に関する機関の報告案及び活動を監督し、締約国の国内当局と協力し、並びに締約国の要請に応じて締約国間の協議及び協力を促進する。	37
執行理事会は、次のことを行う。	38
(a) 機関の計画案及び予算案を検討し及び会議に提出すること。	39
(b) この条約の実施に関する機関の報告案、執行理事会の活動に関する報告及び執行理事会が必要と認める特別報告又は会議が要請する場合に提出すること。	40
(c) 会議の会期のための準備(議題案の作成を含む。)を行うこと。	
(d) この条約の実施に関する機関の報告案及び評価(化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質及び掲げていない化学物質の評価を含む。)を締約国に對して提供すること。	
(e) この条約の実施に当たり、技術上の援助及び評価(化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質及び掲げていない化学物質の評価を含む。)を締約国に對して提供すること。	
(f) 執行理事会が承認することを条件として、執行理事会は、次のことを行う。	
(g) 執行理事会は、特に重大かつ緊急な場合には、問題又は事項(関連する情報及び判断を含む。)につき、直接に、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。執行理事会は、同時に、すべての締約国に對しこの措置を通報する。	
(h) 第十条の規定に関連して機関に代わって締約国と協定を締結し及び同条に規定する任意の基金を監督すること。	
(i) 技術事務局が締約国と交渉する検証活動の実施に関する協定又は取決めを承認すること。	
(j) 執行理事会は、機関に代わって国及び国際機関と協定又は取決めを締結すること。	
D 技術事務局	
技術事務局は、会議及び執行理事会が任務を遂行するに当たり、会議及び執行理事会を補佐する。技術事務局は、この条約に規定する検証措置を実施する。技術事務局は、この条約によって与えられるその他の任務並びに会議及び執行理事会によって委任される任務を遂行する。	
(a) 機関の計画案及び予算案を作成し及び執行理事会に提出すること。	
(b) この条約の実施に関する機関の報告案及び会議又は執行理事会が要請する場合には他の報告を作成し及び執行理事会に提出すること。	
(c) 会議、執行理事会及び補助機関に對し、運営上及び技術上の援助を提供すること。	
(d) この条約の実施に関する事項につき、機関に代わり、締約国に對し通報及び締約国からの通報を受けること。	
(e) この条約の実施に当たり、技術上の援助及び評価(化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質及び掲げていない化学物質の評価を含む。)を締約国に對して提供すること。	
(f) 執行理事会が承認することを条件として、執行理事会は、次のことを行う。	
(g) 執行理事会は、特に重大かつ緊急な場合には、問題又は事項(関連する情報及び判断を含む。)につき、直接に、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。執行理事会は、同時に、すべての締約国に對しこの措置を通報する。	
(h) 第十条の(b)及び(c)の規定に基づき、締約国による緊急の及び人道上の援助の常設的な備蓄の設置及び維持について調整すること。	
(i) 技術事務局は、常備されている援助が使用に供し得ることを検査することができる。	
(j) 第十条に規定する任意の基金を管理し、締約国が行う申告を取りまとめ及び、要請がある場合には、同条の規定の実施のために締約国間で締結する二国間協定又は締約国と機関との間で締結する協定を登録すること。	
技術事務局は、任務の遂行に關連して生じた影響を及ぼすもの(この条約の遵守についての	

問題(検証活動の実施に当たり知るに至ったことの条約の遵守についての疑義、あいまいな点又は不確かな点であつて、当該締約国との間の協議により解消することができなかつたものを含む。)を執行理事会に通報する。

41 技術事務局は、技術事務局の長でありかつ首席行政官である事務局長、査察員及び科学要員、技術要員その他の必要な人員により構成する。

42 査察部は、技術事務局の一の組織であり、事務局長の下で行動する。

43 事務局長は、執行理事会に基づき四年の任期で会議が任命する。その任期は、一回に限り更新することができる。

44 事務局長は、技術事務局の職員の任命、組織及び任務の遂行につき会議及び執行理事会に対して責任を負う。職員の雇用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。締約国の国民のみが、事務局長、査察員並びに他の専門職員及び事務職員となる。できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。職員の採用に当たっては、技術事務局の責任を適切に遂行するために職員を必要な最小限度に保つという原則を指針とする。

45 事務局長は、21(b)に規定する科学諮問委員会の組織及び任務について責任を負う。事務局長は、締約国と協議の上、個人の資格において職務を遂行する科学諮問委員会の委員を任命する。当該委員は、この条約の実施に関連する特定の科学の分野における専門的知識に基づいて

任命する。事務局長は、また、適當な場合に、科学諮問委員会の委員と協議の上、特定の問題について勧告を行うための科学専門家の暫定的な作業部会を設置することができる。これに関連して、締約国は、事務局長に対して専門家の名簿を提出することができる。

46 事務局長及び査察員その他の職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め又は受けではない。これらの者は、会議及び執行理事会に対してのみ責任を有する国際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。

47 締約国は、事務局長及び査察員その他の職員の責任の専ら國際的な性質を尊重するものとして、これらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

E 特権及び免除

48 機関は、締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、機関の任務の遂行のために必要な法律上の能力並びに特権及び免除を享受する。

49 締約国の代表、その代表代理及び随員並びに執行理事会のために任命された代表、その代表代理及び隨員並びに事務局長及び機関の職員は、機関に関連する自己の任務を独立して遂行するため必要な特権及び免除を享受する。

50 この条に規定する法律上の能力、特権及び免除については、機関と締約国との間の協定及び機関と機関の本部が所在する国との間の協定で定める。これらの協定は、21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

51 48及び49の規定にかかわらず、検証活動が行われている間事務局長及び技術事務局の職員が享受する特権及び免除については、検証附屬書第二部Bに定める。

第九条 協議、協力及び事実調査

1 締約国は、この条約の趣旨及び目的又は実施に関連して問題が生ずる場合には、当該問題について、締約国間で直接に又は機関を通じて若しくは他の適當な國際的手続(国際連合の枠内で及び国際連合憲章に従つて行われる手続)を含む。)により、協議し及び協力する。

2 締約国は、この条約の遵守について疑惑を引き起こす問題又はあいまいと認められる問題を引き起こす問題を、まずその他の問題を明瞭化するための説明を當該他の締約国から得るよう執行理事会に要請する権利及び解決するため、可能なときはいつでもあらゆる努力を払うべきである。もともと、すべての締約国間の情報交換及び協議により明らかにして疑惑を引き起こす事態を明瞭化するための説明を當該他の締約国から得るよう執行理事会に要請する権利を有する。この場合において、

3 締約国は、あいまいと認められる事態又は他の締約国によるこの条約の違反の可能性について疑惑を引き起こす事態を明瞭化するための説明を當該他の締約国から得るよう執行理事会に要請する権利を有する。執行理事会は、このような疑惑に關連する自己の保有する適當な情報を提供する。

4 締約国は、あいまいと認められる事態又は他の締約国によるこの条約の違反の可能性について疑惑を引き起こす事態を明瞭化するための説明を當該他の締約国から得るよう執行理事会に要請する権利を有する。この場合において、

(a) 執行理事会は、事務局長を通じ、説明の要請の受領の後二十四時間以内に当該他の締約国に対しこれを送付する。

(b) 執行理事会は、事務局長を通じ、説明の要請の受領の後二十四時間以内に当該他の締約国に対しこれを送付する。

(c) 執行理事会は、(b)の規定に従つて行われた説明に留意し、当該説明の受領の後二十四時間以内に、説明の要請を行つた締約国に対しこれを送付する。

(d) 説明の要請を受けた締約国は、できる限り速やかに、いかなる場合にも要請の受領の後十日以内に、執行理事会に説明を行う。

(e) 執行理事会は、(d)の規定に従つて行われた説明に留意し、当該説明の受領の後二十四時間以内に、説明の要請を行つた締約国に対しこれを送付する。

(f) 説明の要請を行つた締約国が(d)の規定に従つて行われた説明が十分でないと認める場合には、当該締約国は、説明の要請を受けた締約国から更に説明を得るよう執行理事会に要請する権利を有する。

(g) (d)の規定により更に説明を得るために、執行

理事会は、事務局長に対し、懸念を引き起こす事態に関連するすべての利用可能な情報及び資料を検討するために、技術事務局の職員により構成される専門家の会合又は技術事務局において適当な職員を利用することができます。専門家の会合は、その検討結果に基づく車両関係についての報告を執行理事会に提出する。専門家の会合は、その検討結果に基づく車両関係についての報告を執行理事会に提出する。
(f) 説明の要請を行った締約国が(i)及び(ii)の規定に基づいて得た説明が十分でないと認める場合には、当該締約国は、執行理事会の理事国でない関係締約国が参加することのできる執行理事会の特別会期を要請する権利を有する。執行理事会は、当該特別会期において、この問題を検討し、及び事態を解決するために適当と認める措置を勧告することができる。
5 締約国は、また、自国についてあいまいと認められた事態又は自国によるこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こした事態について明らかにするよう執行理事会に要請する権利を有する。執行理事会は、これに対し、適当と認める援助を提供する。
6 執行理事会は、この条に規定する説明の要請について締約国に通報する。
7 締約国は、この条約の違反の可能性について自国が提起した疑義又は懸念が、説明の要請を執行理事会に提出した後六十日以内に解消されなかつた場合又はこのような疑義が緊急な検討を正当化するに足りるものであると信ずる場合には、前条12(c)の規定に基づき、会議の特別会
8 締約国は、この条約の違反の可能性についての問題を明らかにし及び解決することのみを目的として他の締約国の領域内又は他の締約国管轄若しくは管理の下にあるその他の場所におけるいかなる施設又は区域に対しても申立てによる現地査察を要請する権利並びにこの査察がいかなる場所においても事務局長が指名する査察団により遅滞なく、かつ、検証附属書に従って行われることを求める権利を有する。
9 締約国は、査察の要請をこの条約の範囲内で行う義務を負い、及びこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こす基礎となつたすべての適切な情報を検証附属書に従つて当該査察の要請の中で提供する義務を負う。締約国は、査察用を避けるために注意を払い、根拠のない査察の要請を憲まなければならない。申立てによる査察は、この条約の違反の可能性に関する事実を決定することのみを目的として行う。
10 この条約の遵守の検証のため、締約国は、技術事務局が8の規定に従い申立てによる現地査察を行うことを認める。
11 被査察締約国は、施設又は区域に対する申立てによる査察の要請及び検証附属書に規定する手続に従い、次の権利を有し、又は義務を負う。
(a) 自国によるこの条約の遵守を証明するため
12 オブザーバーについては、次の規定を適用する。
(a) 要請締約国は、被査察締約国の同意を得て、自國又は第三の締約国のいずれか一方の国民である代表者を申立てによる査察の実施に立ち会わせるために派遣することができるとする。
(b) (a)の場合において、被査察締約国は、検証附属書に従つてオブザーバーに対してもアクセスを認める。
(c) 被査察締約国は、原則として、提案されたオブザーバーを受け入れる。ただし、被査察締約国が拒否する場合には、その事実は、最終報告に記録される。
13 要請締約国は、執行理事会に対し申立てによる現地査察のための査察の要請を行い、また、速やかな手続の開始のために同時に事務局長に対して当該要請を行う。
14 事務局長は、直ちに、査察の要請が検証附屬書第十部4に定める要件を満たすことを確認し及び、必要な場合には、要請締約国が当該要件
15 事務局長は、被査察締約国に対する申立てによる査察の要件を満たす場合には、申立てによる査察のための準備を開始する。
16 執行理事会は、査察の要請を受領した後、当該要請に基づいて事務局長がとる措置に留意して、要請される施設又は区域内へのアクセスを認める義務
17 執行理事会は、査察の要請が根拠がなく、権利を濫用するものであり又は8に定めるこの条約の範囲を超えると認める場合には、査察の要請を受領した後十二時間以内に、執行理事会のすべての理事国四分の三以上の多数による議決で、申立てによる査察の実施に反対することを決定することができる。その決定には、要請締約国及び被査察締約国は参加してはならない。執行理事会が申立てによる査察について反対することを決定する場合には、査察のための準備は停止され、査察の要請に基づく新たな措置はとられず、及び関係締約国に対しその旨の通報が行われる。
18 事務局長は、申立てによる査察の実施のための査察命令を与える。査察命令は、8及び9に規定する査察の要請を遂行するためのものであり、かつ、査察の要請に適合するものとする。
19 申立てによる査察は、検証附属書第十部の規定に従い又は化学兵器の使用若しくは戦争の方針としての暴動鎮圧剤の使用の疑いがある場合

には同附属書第十一部の規定に従つて行う。査察団は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、任務の効果的な及び適時の遂行に合致する方法で申立てによる査察を行うとの原則を指針とする。

20 被査察締約国は、申立てによる査察が行われる間を通じて、査察団を援助し、及びその任務の遂行を容易にする。被査察締約国は、検証附属書第十部Cの規定に従い、この条約の遵守を証明するための措置であつて十分かつ包括的なアクセスに代わるもの提案する場合には、この条約の遵守を証明することを目的として事実を確認する方法について合意に達するため、査察団との協議を通じてあらゆる合理的な努力を払う。

21 最終報告には、事実関係の調査結果並びに申立てによる査察の十分な実施のために認められたアクセス及び協力の程度及び性質についての査察団による評価を含める。事務局長は、要請締約国、被査察締約国、執行理事会及び他のすべての締約国に対し、査察団の最終報告を速やかに送付する。事務局長は、更に、執行理事会に対する防護(特)、探知装置及び警報装置に対する防護(特)、除染装置及び除染剤、解毒剤及び治療並びにこれらの防護手段に関する助言を含む)につき調整し及び締約国に対しその防護を提供することをいう。

22 執行理事会は、その権限及び任務に従い、査察団の最終報告が提出された後直ちに当該最終報告を検討し、及び次の事項について検討する。

(a) 違反があったか否か。

(b) 査察の要請がこの条約の範囲内で行われたか否か。

(c) 申立てによる査察を要請する権利が濫用されたか否か。

23 執行理事会は、その権限及び任務に従い、22 の規定に関して更に措置が必要となるとの結論に到達する場合には、事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための適切な措置(会議に対する具体的な勧告を含む)をとる。要請する権利が濫用された場合には、執行理事会は、要請締約国が申立てによる査察の財政的負担の一部を負うべきであるか否かについて検討する。

24 要請締約国及び被査察締約国は、22 に規定する検討に参加する権利を有する。執行理事会は、このような検討の結果につき、締約国に對し及び次の会期において会議に対し報告する。

25 執行理事会が会議に対して具体的な勧告を行った場合には、会議は、第十二条の規定に従つて措置を検討する。

第十一条 援助及び化学兵器に対する防護

1 この条の規定の適用上、「援助」とは、化学兵器に対する防護(特)、探知装置及び警報装置に対する防護(特)、除染装置及び除染剤、解毒剤及び治療並びにこれらの防護手段に関する助言を含む)につき調整し及び締約国に対しその防護を提供することをいう。

2 この条約のいかなる規定も、締約国が、この条約によって禁止されていない目的のため化学兵器に対する防護手段を研究し、開発し、生産し、取得し、移譲し又は使用する権利を妨げるものと解してはならない。

3 締約国は、化学兵器に対する防護手段に関する。

4 締約国は、防護目的に關係する自国の計画の透明性を増進するため、第八条21(i)の規定に基づき会議が検討し及び承認する手続に従い、毎年、当該計画に関する情報を技術事務局に提供する。

5 技術事務局は、要請する締約国の使用に供するため、化学兵器に対する各種の防護手段に関する自由入手可能な情報及び締約国が提供する情報から成るデータバンクをこの条約が効力を生じた後百八十日以内に設置し及び維持する。

6 この条約のいかなる規定も、締約国が、二国間で援助を要請し及び提供する権利並びに援助の緊急な調達に関する他の締約国と個別の協定を締結する権利を妨げるものと解してはならない。

7 締約国は、機関を通じて援助を提供すること及びこのため次の二又は二以上の措置を選択することを約束する。

(a) 会議の第一回会期において設置される援助のための任意の基金に拠出すること。

(b) この条約が自國について効力を生じた後で

ある装備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。

8 締約国は、次のこととを認める場合には、援助及び化学兵器の使用又は使用的脅威に対する防護を要請し並びに9から11までに規定する手続に従つてこれらを受ける権利を有する。

(a) 自国に對し化学兵器が使用されたこと。

(b) 自国に対し暴動鎮圧剤が戦争の方法として使用されたこと。

9 8の要請については、当該要請を裏付ける関連する情報を付して事務局長に対して行うものとし、事務局長は、当該要請を直ちに執行理事会及びすべての締約国に伝達する。事務局長は、当該要請を、7の(b)及び(c)の規定に従い、

10 化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の場合においては緊急の援助、化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の重大な脅威の場合においては人道上の援助を要請の受領の後十二時間以内に関係締約国に提供することを自発的に申し出た締約国に對し、直ちに伝達する。事務局長は、当該要請

の受領の後二十四時間以内に、更にとるべき措置のための基礎を提供するために調査を開始する。事務局長は、七十二時間以内に調査を完了し、執行理事会に対し報告を提出する。調査を完了するために追加の期間を必要とする場合は、当該七十二時間以内に中間報告を提出する。調査に必要な当該追加の期間は、七十二時間を超えてはならない。ただし、同様の期間により更に一回又は二回以上の期間の追加をすることができる。各追加の期間の終了の時に執行理事会に報告を提出する。調査は、適切な場合には、要請及び要請に付された情報に従い、要請に関係する事実並びに必要とされる追加的な援助及び防護の種類及び範囲を確定する。

10 執行理事会は、調査の報告の受領の後二十四時間以内に事態を検討するために会合するものとし、技術事務局に対し追加的な援助を提供するよう指示するか否かを次の二十四時間以内に単純多数による議決で決定する。技術事務局は、すべての締約国及び関係国際機関に対し、当該報告及び執行理事会の決定を直ちに送付する。執行理事会が技術事務局に対し追加的な援助を提供するよう指示することを決定する場合には、事務局長は、直ちに援助を提供する。このため、事務局長は、要請した締約国、他の締約国及び関係国際機関と協力することができる。締約国は、援助を提供するために可能な最大限度の努力をする。

11 化学兵器の使用による犠牲者が存在すること及び速やかな措置が不可欠であることが実施中の調査又は他の信頼し得る情報源からの入手可能な情報により十分に明らかとなる場合には、

事務局長は、すべての締約国に通報するものとし、会議がこのような事態のために事務局長を利用に供した資源を用いて援助のための緊急措置をとる。事務局長は、この11の規定に従つて完了するために追加の期間を必要とする場合に

は、当該七十二時間以内に中間報告を提出する。調査に必要な当該追加の期間は、七十二時間を超えてはならない。ただし、同様の期間により更に一回又は二回以上の期間の追加をすることができる。各追加の期間の終了の時に執行理事会に報告を提出する。調査は、適切な場合には、要請及び要請に付された情報に従い、要請に関係する事実並びに必要とされる追加的な援助及び防護の種類及び範囲を確定する。

11 この条約は、締約国の経済的又は技術的発展及びこの条約によって禁止されていない目的のための化学に関する活動の分野における国際協力(この条約によって禁止されていない目的のための化学物質の生産、加工又は使用に関する科学的及び技術的情報、化学物質並びに装置の国際的な交換を含む。)を妨げないように実施する。

12 第十一条 経済的及び技術的発展

1 この条約は、締約国の経済的又は技術的発展及びこの条約によって禁止されていない目的のための化学に関する活動の分野における国際協力(この条約によって禁止されていない目的のための化学物質の生産、加工又は使用に関する科学的及び技術的情報、化学物質並びに装置の国際的な交換を含む。)を妨げないように実施する。

2 第十二条 事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための措置(制裁を含む。)

3 第十三条 他の国際協定との関係

(d) この条約に規定され又はこの条約が認める措置以外の措置を実施するための根拠としてこの条約を利用してはならず、及びこの条約に適合しない目的を追求するために他のいかなる国際協定も利用してはならない。

(e) この条約の趣旨及び目的に適合したものにすることを目的として、化学物質の貿易の分野における既存の国内法令を検討することを約束する。

4 会議は、特に重大な場合には、問題(関連する情報及び判断を含む。)につき、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。

5 この条約のいかなる規定も、千九百一十五年のジュネーヴ議定書並びに千九百七十二年四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名された細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく各国の義務を限定し又は軽減するものと解してはならない。

6 第十四条 紛争の解決

1 この条約の適用又は解釈に関する紛争に違反する事態を是正し及び改善するため、2から4までに規定する必要な措置をとる。会議は、この1の規定に基づく措置を検討するに当たり、問題に関し執行理事会が提出するすべての情報及び勧告を考慮する。

2 締約国が、自國によるこの条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正する措置をとることを執行理事会により要請され、かつ、一定の期間内に当該要請に応ずることができなかつた場合には、会議は、特に、執行理事会の勧告に基づき、当該締約国がこの条約に基づく義務に従うための必要な措置をとるまでの間、この条約に基づく当該締約国の権利及び特権を制限し又は停止することができる。

3 この条約の趣旨及び目的に対する重大な障害がこの条約(特に第一条の規定)によって禁止されている活動から生ずる可能性のある場合に、会議は、締約国に対し国際法に適合するものは、締約国間で維持してはならない。

4 会議は、特に重大な場合には、問題(関連する情報及び判断を含む。)について、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。

5 この条約のいかなる規定も、千九百一十五年のジュネーヴ議定書並びに千九百七十二年四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名された細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく各国の義務を限定し又は軽減するものと解してはならない。

6 第十五条 附則

1 この条約は、この条約の関連規定に従い及び国際連合憲章の規定によつて解决する。

2 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間では、一若しくは二以上の締約国と機関との間で紛争が生ずる場合には、関係当事者がは、交渉又は当該関係当事者が選択するその他平和的手段(この条約に規定する適當な内部機関に対し提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に付託すること)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。関係締約国は、いかなる措置がとられるかについて常時執行理事会に通報することを含む。)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。関係締約国は、いかなる措置がとられるかについて常時執行理事会に通報することを含む。)

3 執行理事会は、執行理事会が適當と認める手段(あつせんを提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従つて解決するための期限を勧告

(c) 工業、農業、研究、医療又は製薬の目的その他の平和的目的のための化学の分野における貿易並びに科学的及び技術的知識の開発及び促進を妨げる制限(国際協定による制限を含む。)であつて、この条約に基づく義務に反するものは、締約国間で維持してはならない。

4 会議は、特に重大な場合には、問題(関連する情報及び判断を含む。)について、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。

5 この条約のいかなる規定も、千九百一十五年のジュネーヴ議定書並びに千九百七十二年四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名された細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく各国の義務を限定し又は軽減するものと解してはならない。

6 第十六条 附則

1 この条約は、この条約の関連規定に従い及び国際連合憲章の規定によつて解决する。

2 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間では、一若しくは二以上の締約国と機関との間で紛争が生ずる場合には、関係当事者がは、交渉又は当該関係当事者が選択するその他平和的手段(この条約に規定する適當な内部機関に対し提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に付託すること)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。関係締約国は、いかなる措置がとられるかについて常時執行理事会に通報することを含む。)

3 執行理事会は、執行理事会が適當と認める手段(あつせんを提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従つて解決するための期限を勧告

官報(外)

することを含む。)によつて紛争の解決に貢献することができる。

4 会議は、締約国が提起し又は執行理事会が注意を喚起する紛争に關係する問題を検討する。

5 会議は、必要と認める場合には、第八条21(f)の規定に従い、これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託する。

6 会議及び執行理事会は、それぞれ、国際連合総会が許可することを条件として、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について勧告的意見を与えるよう国際司法裁判所に要請する権限を与えられる。このため、機関と国際連合との間の協定を第八条34(a)の規定に基づいて締結する。

第十五條 改正

1 いづれの締約国も、この条約の改正を提案することができるものとし、また、4に規定するこの条約の附屬書の修正を提案することができ。改正のための提案は、2及び3に規定する手続に従う。4に規定する修正のための提案は、5に規定する手続に従う。

2 改正案については、すべての締約国及び寄託者に対し回章に付するため事務局長に提出する。改正案は、改正会議においてのみ検討する。改正会議は、改正案の回章の後三十日以内に、三分の一以上の締約国が改正案を更に検討することを支持する旨を事務局長に通報する場合に開催される。改正会議は、改正案の検討を要請する締約国が早期の開催を要請する場合を除くほか、会議の通常会期の後直ちに開催される。いかなる場合にも、改正会議は、改正案の規定に従い、これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託する。

合に開催される。改正会議は、改正案の検討を要請する締約国が早期の開催を要請する場合を除くほか、会議の通常会期の後直ちに開催される。いかなる場合にも、改正会議は、改正案の規定に従い、これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託する。

正案及び情報を速やかに通報する。

(b) 事務局長は、修正案の受領の後六十日以内に、この条約の規定及び実施に及ぼし得るすべての影響を把握するために当該修正案を評価するものとし、その結果についての情報をすべての締約国及び執行理事会に通報する。

(c) 執行理事会は、すべての入手可能な情報を照らして修正案を検討する(当該修正案が4に定める要件を満たすか否かについての検討を含む)。執行理事会は、当該修正案の受領の後九十日以内に、適当な説明を付して、執行理事会の勧告を検討のためにすべての締約国に通報する。締約国は、十日以内にその受領を確認する。

(d) 執行理事会がすべての締約国に対し修正案を採択することを勧告する場合において、いづれの締約国もその勧告の受領の後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案について、承認されたものとみなす。執行理事会が修正案を拒否することを勧告する場合において、いづれの締約国もその勧告の受領の後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案については、拒否されたものとみなす。

(e) 執行理事会の勧告が(d)の規定に従って締約国によって受け入れられない場合には、会議は、次の会期において実質事項として修正案の承認についての決定(当該修正案が4に定める要件を満たすか否かについての判断を含む)を行う。

(f) 事務局長は、この5の規定に基づく決定をすべての締約国及び寄託者に通報する。

(g) この5に定める手続に従つて承認された修正は、他の期間を執行理事会が勧告し又は會議が決定する場合を除くほか、すべての締約国につき、事務局長が当該承認を通報した日の後百八十日で効力を生ずる。

第十六條 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、この条約の対象である事項に關係する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を使用してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、執行理事会、寄託者及び国際連合安全保障理事会に通報する。

3 この条約からの締約国の脱退は、国際法の関連規則、特に千九百二十五年のジュネーヴ議定書に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

4 4に規定する修正については、次の手続に従つて行う。

(a) 修正案は、必要な情報と共に事務局長に送付する。すべての締約国及び事務局長は、当該修正案を評価するための追加の情報を提供することができる。事務局長は、すべての締約国、執行理事会及び寄託者に対し、当該修正案の内容を記載する。

(b) 事務局長は、この条約は、効力を生ずる前はすべての国による署名のために開放しておく。

第十七條 附屬書の地位

附屬書は、この条約の不可分の一部を成す。

「この条約」というときは、附屬書を含めていうものとする。

第十八條 署名

この条約は、効力を生ずる前はすべての国によることを含む。

第十九條 批准

この条約は、署名国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

第二十条 加入

この条約が効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、その後はいつでもこの条約に加入することができる。

第二十一条 効力発生

1 この条約は、六十五番目の批准書が寄託された日の後百八日で効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、署名のための開放の後一年を経過するまで効力を生じない。

2 この条約が効力を生じた後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十二条 留保

この条約の本文については、留保は付することができない。この条約の附属書については、この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は付することができない。

第二十三条 寄託者

国際連合事務総長は、(一)に、この条約の寄託者として指名されるものとし、特に、次のことを行う。

(a) すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日及びその他の事項に係る通告の受領を速やかに通報すること。

(b) この条約の認証謄本をすべての署名国政府及び加入国政府に送付すること。

(c) 国際連合憲章第百二条の規定に従つてこの条約を登録すること。

二十四条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十三年一月十二日にパリで作成した。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十三年一月十二日にパリで作成した。

機能を著しく害する毒性その他の特性を有すること。

(a) これらの物質が表1に掲げる毒性化学物質の生産における技術の单一の最終段階において前駆物質として使用されるものであること(当該最終段階が施設内、弾薬内その他のいかなる場所において生ずるものであるかを問わない)。

(b) これらの物質がこの条約によって禁止されない目的のために使用されることがほとんどのあるいは全くないか否か。

(c) これらの物質が表1に掲げてない毒性化学物質又は表1若しくは表2Aに掲げる化学物質の前駆物質を表2に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

(d) これらの物質が表1に定義する化学兵器として開発され、生産され、貯蔵され又は使用されたことがあるか否か。

(e) (a)の基準に該当しない場合において、これらの物質が次の一又は二以上の条件を満たすことによりこの条約によって禁止されている活動に使用される可能性が高いため、この条約の趣旨及び目的に対し高度の危険をもたらすものであるか否か。

(f) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生成の最終段階における化学反応の一において前駆物質として使用されるものであるか否か。

(g) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(h) これらの物質がこの条約によって禁止されない目的のために商業上多量に生産されるものであるか否か。

(i) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(j) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(k) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(l) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(m) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(n) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(o) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(p) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(q) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(r) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(s) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(t) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(u) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(v) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(w) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(x) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(y) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(z) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(aa) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(bb) これらの物質が表1又は表2Aに掲げる化学生物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

表3のための指針

3 表1及び表2に掲げていない毒性化学物質又は前駆物質を表3に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

(a) これらの物質が化学兵器として生産され、貯蔵され又は使用されたことがあるか否か。

(b) (a)の基準に該当しない場合において、これらの物質が当該物質を化学兵器として使用するため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(c) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(d) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(e) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(f) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(g) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(h) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(i) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(j) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(k) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(l) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(m) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(n) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(o) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(p) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(q) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(r) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(s) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(t) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(u) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(v) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(w) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(x) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(y) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(z) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(aa) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(bb) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(cc) これらの物質が表1又は表2Bに掲げる一又は二以上の化学物質の生産において重要なため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

表1

A 毒性化学物質

(1) O—アルキル(炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。)

||アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホノフルオリダート類

例えは、

サリン O—イソプロピル||メチルホスホノフルオリダート

ソマン O—ピナコリル||メチルホスホノフルオリダート

O—アルキル(炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。)

||N・N—ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホルアミドシアニダート類

例えは、

タブン O—エチル||N・N—ジメチルホスホルアミドシアニダート

(七七一八一一六)

(3) O—アルキル(水素又は炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。) ||S—||—ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)アミノエチル||アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホノチオラート類及びこれらのアルキル化塩類又はプロトン化塩類

例えは、

VX O—エチル ||S—||—ジイソプロピルアミノエチル
メチルホスホノチオラート

(五〇七八一一六九一九)

(4) 硫黄マスターード類

—クロロエチルクロロメチルスルファイト

マスターードガス ピス(—クロロエチル)スルファイト

ピス(—クロロエチルチオ)メタン

セスキマスターード 一・—ピス(—クロロエチルチオ)

エタン

一・三—ピス(—クロロエチルチオ)ノルマルプロパン
一・四—ピス(—クロロエチルチオ)ノルマルブタン
一・五—ピス(—クロロエチルチオ)ノルマルベンタン

(六三九一八一八九一八)
(六三九一八一八九一七)
(六三九一八一八九一六)

(C A S 登録番号)

ビス(—クロロエチルチオメチル)エーテル
O—マスターード ビス(—クロロエチルチオエチル)エーテル

(六三九一八一九〇一一)
(六三九一八一八九一八)

B 前駆物質

(5) ルイサイト類
ルイサイト一 —クロロビニルクロロアルシン
ルイサイト二 ビス(—クロロビニル)クロロアルシン

ルイサイト三 トリス(—クロロビニル)アルシン

ルイサイト四 ハニ—ビス(—クロロエチル)エチルアミン
HN—ビス(—クロロエチル)メチルアミン

H N 三 トリス(—クロロエチル)アミン

HN—四 サキシトキシン
リシン

(五三八一〇七一八)
(五四一一一五—一三)
(五二一七五—一)
(五五五一七七—一)

(三五五三三一八九一八)
(九〇〇九一八六一三)

(6) 窒素マスターード類

(7) サキシトキシン
リシン

(五三八一〇七一八)
(五四一一一五—一三)
(五二一七五—一)
(五五五一七七—一)

(8) 前駆物質

(9) アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホニルジフルオリド類

例えは、
DF メチルホスホニルジフルオリド

(10) O—アルキル(水素又は炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。) ||O—||—ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)アミノエチルチル||アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホニット類

及びこれらのアルキル化塩類又はプロトン化塩類
例えは、
QL O—エチル ||O—||—ジイソプロピルアミノエチル
||メチルホスホニット

(六七六一九九一三)

(五七八五六一一一八)

(五〇五一六〇一二)

(六三八六九一三一六)

(一四四五一七六一七)

表2

A 毒性化学物質

(C A S 登録番号)

(1) アミノン O-O-ジエチル=S-[]-(ジエチルアミノ)エ チル[ホスホロチオラート	(七八一五三一五)	ただし、次に掲げるものを除く。 N-N-ジメチルアミノエタノール 及びそのプロトン化塩類	(一〇八一〇一〇)
(2) P F I B 一・一・三・三・三-ペントフルオロ-二-(トリ フルオロメチル)-二-ブロペン	(六五八一-〇六一-二)	(3) B Z 三-キヌクリジニル=ベンジラート(*)	(三八一一一一八)
B 前駆物質		(4) 一のメチル、エチル又はプロピル(ノルマル又はイソ)と結合 しているが、その結合以外に炭素原子とは結合していない ん原子を含有する化学物質(表1に掲げる物質を除く。)	(一〇〇一三七一八)
例えば、		メチルホスホニルジクロリド	(一〇〇一三七一八)
メチルホスホニルジクロリド	(六七六一九七一)	ジメチル=メチルホスホナート	(七五六一七九一六)
ただし、次のものを除く。		ホノホス O-エチル=S-フエニル=エチルホスホノチ オロチオナート	(九四四一二二一九)
ホノホス O-エチル=S-フエニル=エチルホスホノチ オロチオナート	(九四四一二二一九)	(5) N-N-ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又は イソプロピル)ホスホルアミディック=ジハリド類	(七五六一七九一六)
(6) ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソブロ ピル)=N-N-ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロ ピル又はイソプロピル)ホスホルアミダート類	(七五六一七九一六)	(7) 三塩化砒素	(一〇〇一五一八七一)
(7) 三塩化砒素	(一〇〇一五一八七一)	(8) クロロビクリン トリクロロニトロメタン	(七五一四四一五)
(8) 二-ニ-ジフェニル-二-ヒドロキシ酢酸	(七五六一九三一七)	(9) ホスゲン=塩化カルボニル	(五〇六一七七一四)
(9) キヌクリジン-ニ-オール	(七五六一九三一七)	(10) 塩化シアン	(七四一九〇一八)
(10) イソブロビル)アミノエチル-二-クロリド類及びこれらのブ ロトン化塩類	(七五六一九三一七)	(11) シアン化水素	(七六一〇六一)
(11) N-N-ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又は イソブロビル)アミノエタン-二-オール類及びこれらのブロ トン化塩類	(七五六一九三一七)	(12) 前駆物質	(一〇〇一〇七一三)
(12) 前駆物質		(13) チオジグリコール ビス(二-ヒドロキシエチル)スルフィド	(一一一四八一八)
(13) フルオロメチル-二-ブロペン		(14) ピナコリルアルコール 三-三-ジメチルブタン-二-オーリ ロトン化塩類	(四六四一〇七一三)
(14) プロトン化塩類		N-N-ジエチルアミノエタノール	(一〇〇一三七一八)
(15) N-N-ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又は イソブロビル)アミノエタン-二-オール類及びこれらのブロ トン化塩類		及びそのプロトン化塩類	(一〇〇一三七一八)
(16) メチルジエタノールアミン		(17) トリエタノールアミン	(一〇〇一三七一八)
(17) トリエタノールアミン			

官 報 (号 外)

実施及び検証に関する附屬書(「検証附属書」)

目次

A 第一部 定義	B 第二部 検証の一一般規則
A A 査察員及び査察捕の指名	B A 特権及び免除
C 共通の措置	D 査察の事前の活動
入国地点	E 査察の事前の活動
不定期飛行に使用する航空機の利用に関する措置	F 査察の事前の活動
被査察締約国又は接受国への入国及び査察施設への移動	G 査察の事前の活動
査察の事前の説明	H 査察の事前の活動
E 査察の実施	I 査察の実施
安全	J 査察の実施
通信	K 査察の実施
査察期間の延長	L 査察の実施
査察の事後の説明	M 査察の実施
F 出国	N 査察の実施
G 報告	O 査察の実施
H 一般規則の適用	P 査察の実施
I 第三部 第四条、第五条及び第六条の規定に基づく検証措置に関する一般規定	Q 査察の実施
J 第四部(2) 老朽化した化学兵器及び廃棄化学兵器の廃棄及び施設協定	R 査察の実施

A A 申告	B B 共通の措置
C C 査察の事前の活動	D D 査察及びその検証
E E 査察の事前の活動	F F 査察の事前の活動
G G 査察の事前の活動	H H 査察の事前の活動
I I 査察の事前の活動	J J 査察の事前の活動
K K 査察の事前の活動	L L 査察の事前の活動
M M 査察の事前の活動	N N 査察の事前の活動
O O 査察の事前の活動	P P 査察の事前の活動
Q Q 査察の事前の活動	R R 査察の事前の活動
S S 査察の事前の活動	T T 査察の事前の活動
U U 査察の事前の活動	V V 査察の事前の活動
W W 査察の事前の活動	X X 査察の事前の活動
Y Y 査察の事前の活動	Z Z 査察の事前の活動

A A 申告	B B 老朽化した化学兵器のための制度
C C 遺棄化学兵器のための制度	D D この条約によって禁止されていない目的のための化学兵器生産施設の転換
E E 残業及びその検証	F F 転換を要請する手続
G G 残業及びその検証	H H 決定が行われるまでの間の措置
I I 残業及びその検証	J J 施設の転換
K K 残業及びその検証	L L 過去における移譲及び受領の申告
M M 残業及びその検証	N N 施設における準備
O O 残業及びその検証	P P 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
Q Q 残業及びその検証	R R 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
S S 残業及びその検証	T T 施設における準備
U U 残業及びその検証	V V 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
W W 残業及びその検証	X X 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
Y Y 残業及びその検証	Z Z 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出

A A 申告	B B 老朽化した化学兵器のための制度
C C 遺棄化学兵器のための制度	D D この条約によって禁止されていない目的のための化学兵器生産施設の転換
E E 残業及びその検証	F F 転換を要請する手続
G G 残業及びその検証	H H 決定が行われるまでの間の措置
I I 残業及びその検証	J J 施設の転換
K K 残業及びその検証	L L 過去における移譲及び受領の申告
M M 残業及びその検証	N N 施設における準備
O O 残業及びその検証	P P 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
Q Q 残業及びその検証	R R 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
S S 残業及びその検証	T T 施設における準備
U U 残業及びその検証	V V 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
W W 残業及びその検証	X X 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
Y Y 残業及びその検証	Z Z 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
A A 申告	B B 老朽化した化学兵器のための制度
C C 遺棄化学兵器のための制度	D D この条約によって禁止されていない目的のための化学兵器生産施設の転換
E E 残業及びその検証	F F 転換を要請する手続
G G 残業及びその検証	H H 決定が行われるまでの間の措置
I I 残業及びその検証	J J 施設の転換
K K 残業及びその検証	L L 過去における移譲及び受領の申告
M M 残業及びその検証	N N 施設における準備
O O 残業及びその検証	P P 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
Q Q 残業及びその検証	R R 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
S S 残業及びその検証	T T 施設における準備
U U 残業及びその検証	V V 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
W W 残業及びその検証	X X 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
Y Y 残業及びその検証	Z Z 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
A A 申告	B B 老朽化した化学兵器のための制度
C C 遺棄化学兵器のための制度	D D この条約によって禁止されていない目的のための化学兵器生産施設の転換
E E 残業及びその検証	F F 転換を要請する手續
G G 残業及びその検証	H H 決定が行われるまでの間の措置
I I 残業及びその検証	J J 施設の転換
K K 残業及びその検証	L L 過去における移譲及び受領の申告
M M 残業及びその検証	N N 施設における準備
O O 残業及びその検証	P P 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
Q Q 残業及びその検証	R R 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
S S 残業及びその検証	T T 施設における準備
U U 残業及びその検証	V V 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
W W 残業及びその検証	X X 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
Y Y 残業及びその検証	Z Z 化学兵器生産施設の廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出

表2の化学物質を生産し、加工し又は消費する事業所の申告		止されていない活動(他の化学物質を生産する施設のための制度)
化学兵器のための過去における表2の化学物質の生産に関する申告		他の化学物質を生産する施設の一覧表
締約国に対する情報		技術事務局の援助
B 検証		締約国に対する情報
総則		A 申告
A 申告		生産する施設のための制度
B 検証		報告
C この条約の締約国でない国に対する移譲		第十一部 化学兵器の使用の疑いがある場合における調査
度)		A 総則
第八部 第六条に規定するこの条約によって禁止されている活動(表3の化学物質及びこれに関する施設のための制度)		B 調査の要請
A 申告		C Bの規定の実施及び検討
B 検証		D 報告
C この条約の締約国でない国に対する移譲		E この条約の締約国でない国
度)		F 第一部 定義
第八部 第九条の規定に基づく申立てによる査察		G 第二部 27の規定による承認された装置
A 申告		H 第二条の化学兵器生産施設の定義に規定する「設備」
B 検証		I 第二条の化学兵器生産施設の定義に規定する「建物」
C この条約の締約国でない国に対する移譲		J 第二条の化学兵器生産施設の定義に規定する「オブザーバー」
第九部 第六条に規定するこの条約によつて禁		K 査察の実施
査察の通告		L 一般規則
査察手続		M 管理されたアクセス
査察期間		N 分離
D 査察の事後の活動		O 反応工程
E この条約の締約国でない国に対する移譲		P 使用された設備
第九部 第六条に規定するこの条約によつて禁		Q 合成
査察の通告		R 成形
査察手続		S 分離
査察期間		T 熱移転
D 査察の事後の活動		U 直接
F 第二条の化学兵器生産施設の定義に規定する「建物」は、特別な建物及び標準的な建物から成る。		V 特別な建物
(a) 「特別な建物」とは、次のものをいう。		W 特別な設備
(i) 一連の主要な生産設備(生成物の合成、分離又は精製のための反応器又は設備、技術の最終段階(例えば、反応工程、生成物の分離工程)において熱移転のために直接		X 分離
平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書		Y 反応工程
平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書		Z 分離

平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

化学物質と接觸していたか又は化学兵器生産施設が操業する場合に当該化学物質と接觸することとなる他の設備を含む。)

(ii) 化学兵器の充填のための機器類

(iii) 化学兵器生産施設としての施設(同条8(a)に規定する化学物質又は腐食性の化学物質を生産しない施設のための産業用的一般的な規格に従って建設される施設とは異なるもの)の操業のために特別に設計され、建造され又は設置された他の設備(例えは、高ニッケル合金又は他の特別な耐食性材料から作られた設備、廃棄物の管理若しくは処理、空気のろ過又は溶剤の回収のための特殊な設備、特別な隔離設備及び安全遮蔽体、化学兵器のために毒性化学物質の分析に使用される標準的でない実験設備、特別に設計された工程制御盤、特別な設備のための専用の予備品)

(b) 「標準的な設備」とは、次のものをいう。

(i) 化学産業において一般的に使用される生産設備であって、特別な設備の類型には含まれないもの

(ii) 化学産業において通常使用される他の設備(例えは、消火設備、警備及び安全監視設備、医療施設、実験施設、通信設備)

(c) 「設備単位」(例えば、「事業所」「工場」及び「設備単位」)のいずれかをいう。

(a) 「事業所」(例えば、「工業所」、「製作所」)とは、中間的な管理組織を有する一又は二以上の工場が地域的に統合されたものであって、單一の運営管理の下にあり、かつ、共通の基盤的

施設(例えは、次の(i)から(iv)までに掲げるものの)を有するものをいう。

(i) 管理事務所その他の事務所

(ii) 修理及び保守のための作業場

(iii) 医療センター

(iv) 光熱・用水設備

(v) 中央分析実験施設

(vi) 研究開発実験施設

(vii) 排水及び廃棄物中央処理場

(viii) 貯蔵倉庫

(ix) 「工場」(例えは、生産施設、作業所)とは、補助的な及び付随する基盤的施設(例えは、次の(i)から(iv)までに掲げるもの)を有する一又は二以上の設備単位を含む敷地、工作物又は建物であって相対的に独立したものを行う。

(x) 小規模な管理組織

(xi) 原料及び生成物の貯蔵及び取扱いのための場所

(xii) 排水又は廃棄物の取扱い及び処理のための場所

(xiii) 救急医療及び関係する医療組織

(xiv) 制御及び分析のための実験施設

(xv) 申告された化学物質及びその原料又は当該化学物質から生成される生成物の当該工場への、当該工場の周辺における及び当該工場からの移動に関する記録

(xvi) 「設備単位」(例えは、「生産の設備単位」、「加工の設備単位」)とは、化学物質の生産、加工の設備を含む。)をいう。

(c) 「施設協定」とは、第四条から第六条までの規

定に従つて現地検証の対象となる特定の施設に関する締約国と機関との間の協定又は取決めをいう。

8 「接受国」とは、この条約に従つて査察の対象となる他の締約国の施設又は区域が自国の領域内にある国をいう。

9 「国内の同行員」とは、査察団の国内滞在期間中、当該査察団に同行し及び当該査察団を援助するために、被査察締約国が希望するとき及び適当な場合において接受国が希望するときに、これらの国によって指定される個人をいう。

10 「国内滞在期間」とは、査察団が入国情点に到着してから入国情点から出国するまでの期間をいう。

11 「冒頭査察」とは、第二条から第六条までの規定及びこの附屬書に従つて行われる最初の現地査察をいう。

12 「被査察締約国」とは、自国の領域内若しくはその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所においてこの条約に基づいて査察が行われる締約国又は接受国の中の領域内にある自国の施設若しくは区域が査察の対象となる締約国をいう。ただし、第二部21に規定する締約国を含まない。

13 「査察補」とは、査察又は訪問に当たつて査察員を補佐するため、第二部Aの規定に従つて技術事務局が指名する個人(例えは、医療、警備及び管理のための要員、通訳)をいう。

14 「査察命令」とは、個別の査察の実施のために事務局長が査察団に対し与える指示をいう。

15 「査察手引書」とは、技術事務局が作成する査察の実施のための追加的な手続を取りまとめた

ものをいう。

16 「査察施設」とは、査察が行われる施設又は区域であつて、それぞれの施設協定、査察の要請(代替外縁又は最終外縁によって拡大されたもの)を含む。又は査察命令において具体的に定められるものをいう。

17 「査察団」とは、個別の査察を行うために事務局長が選任する査察員及び査察捕の集団をいう。

18 「査察員」とは、この条約に基づいて査察又は訪問を行うため、第二部Aに規定する手続に従つて技術事務局が指名する個人をいう。

19 「モデル協定」とは、この附屬書の検証に関する規定を実施するため、締約国と機関との間で締結する協定の一般的な形式及び内容を定める文書をいう。

20 「オブザーバー」とは、申立てによる査察に立ち会う要請締約国又は第三の締約国の代表者を定める文書をいう。

21 「外縁」とは、申立てによる査察について、地理上の座標又は地図上の記述のいずれかによつて定められる査察施設の外側の境界をいう。

(a) 「要請外縁」とは、第十部8の規定に従つて指定される査察施設の外縁をいう。

(b) 「代替外縁」とは、要請外縁に代えて被査察締約国が指定する査察施設の外縁をいう。代替外縁については、第十部17に定める要件を満たすものとする。

(c) 「最終外縁」とは、第十部の16から21までの規定に従つて査察団と被査察締約国との間の交渉において合意される最終の査察施設の外縁をいう。

官報(号外)

(d) 「申告外縁」とは、第三条から第六条までの規定に従つて申告された施設の外側の境界をいう。	22 第九条の規定の適用上、「査察期間」とは、査察団が査察施設へのアクセスを認められてから当該査察施設を出発するまでの期間をいう。ただし、検証活動の事前又は事後に行われる説明のための時間を除く。	23 第四条から第六条までの規定の適用上、「査察期間」とは、査察団が査察施設に到着してから当該査察施設を出発するまでの期間をいう。ただし、検証活動の事前又は事後に行われる説明のための時間を除く。	24 「入国地点」又は「出国地点」とは、この条約に基づく査察のために査察団が国内に到着し又はその任務の完了の後出国するために指定された場所をいう。	25 「要請締約国」とは、第九条の規定に基づいて申立てによる査察を要請した締約国をいう。	26 「トン」とは、メートル・トン、すなわち、千キログラムをいう。
A 査察員及び査察補の指名	1 技術事務局は、この条約が効力を生じた後三十日以内に、すべての締約国に対し、指名のため提案する査察員及び査察補の氏名、国籍、地位、資格及び職業上の経験を書面によって通報する。	2 締約国は、自国に対して指名のために提案された査察員及び査察補の名簿の受領を直ちに確認するものとし、当該名簿の受領の確認の後三十日以内に、技術事務局に対し、各査察員及び	3 この条約に基づく検証活動は、指名された査察員及び査察補のみによって行われる。	4 締約国は、いつでも、既に指名されている査察員又は査察補の受け入れに反対する権利を有する。ただし、5の規定が適用される場合は、この限りでない。当該締約国は、書面により、受け入れに反対する旨を技術事務局に通報するものとし、反対する理由をその通報に含めることができる。当該締約国による反対は、技術事務局による通報の受領の後三十日で効力を生ずる。	5 査察の通告を受けた締約国は、当該査察のための査察団の名簿に掲げられている指名された査察員又は査察補を当該査察団から除外することを求めてはならない。
6 締約国により受け入れられ、当該締約国について指名される査察員又は査察補の数は、適切な数の査察員及び査察補の利用及び交替を可能にするのに十分なものでなければならない。	7 事務局長は、提案した査察員又は査察補が受け入れられないことにより、十分な数の査察員又は査察補の指名が妨げられる等技術事務局の任務の効果的な遂行が阻害されると認める場合には、この問題を執行理事会に送付する。	8 査察員及び査察補の名簿の修正が必要であるか又は要請される場合にはいつでも、当初の名簿について定められた方法と同様の方法で代替の査察員及び査察補を指名する。	9 他の締約国の領域内に存在する締約国の施設の査察を行う査察団の構成員については、被査察締約国及び接受国である締約国(以下「接受締約国」という。)の双方にこの附屬書に定める手続を適用して指名する。	10 締約国は、査察員及び査察補の名簿又はその変更の通報の受領を確認した後三十日以内に、各査察員又は査察補が査察活動を行う目的で自國の領域内に入国し及び滞在することができるよう�数次の出入国査証又は通過査証その他の文書を提供する。これらの文書は、技術事務局に提供した後少なくとも二年間は有効なものとする。	11 査察員及び査察補は、その任務を効果的に遂行するため、次(a)から(i)までに規定する特権及び免除を与えられる。特権及び免除は、この条約のために査察団の構成員に対して与えられるものであり、当該構成員の個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。特権及び免除は、被査察締約国又は接受国との領域内に到着してから当該領域を出発するまでの全期間にわたって当該構成員に対し与えられ、その後
(f) 査察団の構成員は、外交関係に関する課金及び租税の免除を与えられる。	(g) 査察団の構成員は、いかなる関税又は関係四条の規定に基づいて外交官に与えられる賦課金も支払うことなく、個人的な使用	(a) 査察団の構成員は、当該構成員の公の任務の遂行に当たってに行われた行為に関して与えられる。	(b) この条約に基づいて外交官が享受する不可侵を与えられる。	(c) 査察団の書類及び通信(記録を含む。)は、外交関係に関するウイーン条約第三十条2の規定に基づいて外交官のすべての書類及び通信に与えられる不可侵を享受する。査察団は、技術事務局と通信するために暗号を使用する権利を有する。	(d) 査察団の構成員が携行する試料及び承認された装置は、この条約に定めるところに従って不可侵とし、及びすべての関税を免除されるとする権利を有する。
(e) 査察団の構成員は、ウイーン条約第三十三条の1から3までの規定に基づいて外交官に与えられる免除を与えられる。	(f) この条約に基づく活動を行う査察団の構成員は、外交関係に関するウイーン条約第三十条の規定に基づいて外交官に与えられる賦課金も支払うことなく、個人的な使用	(a) 査察団の構成員は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約第二十一条の規定に基づいて外交官が享受する不可侵を与えられる。	(b) この条約に基づいて外交官が享受する不可侵を与えられる。	(c) この条約に基づいて査察活動を行う査察団の住居内及び事務所の構内は、外交関係に関するウイーン条約第三十条1の規定に基づいて外交官の住居に与えられる不可侵及び保護を与えられる。	(d) この条約に基づいて査察活動を行う査察団の構成員は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約第二十一条の規定に基づいて外交官が享受する不可侵を与えられる。

官報(号外)

のための物品を被査察締約国又は接受締約国の領域内に持ち込むことを許可される。ただし、輸出入が法律によって禁止されており又は検疫規則によって規制されている物品を除く。

(b) 査察団の構成員は、一時的な公の任務を有する外国政府の代表者に与えられる通貨及び為替に関する便益と同一の便益を与えられることで個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動にも従事してはならない。

(c) 査察団の構成員は、被査察締約国又は接受国で個人的な便益と同一の便益を与えられる。

12 査察団の構成員は、被査察締約国でない締約国の領域を通過する場合には、外交関係に関するウイーン条約第四十条1の規定に基づいて外交官が享受する特権及び免除を与えられる。当該査察団の構成員が携行する書類及び通信(記録を含む)、試料並びに承認された装置に関しては、11の(c)及び(d)に規定する特権及び免除が与えられる。

13 査察団の構成員は、その特権及び免除を害されることなく、被査察締約国又は接受国で尊重する義務を負い、及び査察命令と両立する限りにおいてこれらの国の国内問題に入り、入国情報を提供する。

14 事務局長は、査察団の構成員に対する裁判権からの免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、この条約の実施を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、当該免除を放棄することができる。放棄は、常に明示的に行わなければならない。

15 オブザーバーは、このBの規定に基づいて査察員に対して与えられる特権及び免除と同一の特権及び免除を与えられる。ただし、11(d)の規定に基づいて与えられる特権及び免除は、この限りでない。

C 共通の措置

入国情点

16 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に入国情点を指定し、及び技術事務局に対し必要な情報を提供する。当該入国情点については、査察団が少なくともいずれかの入国情点からいかなる査察施設へも十二時間以内に到着することができるようなものとする。技術事務局は、すべての締約国に対し入国情点の所在地に関する情報を提供する。

17 締約国は、技術事務局に通報することにより、入国情点を変更することができる。その変更は、すべての締約国に対し適切な通報が行われるようにするため、技術事務局が変更の通報を受領した後三十日で効力を生ずる。

18 技術事務局は、入国情点の数が査察の適時の実施のために不十分であり又は締約国が提案する入国情点の変更の結果査察の適時の実施が妨げられると認める場合には、このような問題を解決するために当該締約国と協議を行う。

19 被査察締約国がこの附属書に従って行われる措置をとったことを確認する。

20 被査察締約国又は区域がこの条約の締約国でない国の領域内に存在する場合には、当該被査察締約国は、これらの施設又は区域の査察がこの附属書に従って行われることを確保するために必要なすべての措置をとる。締約国は、この条約の締約国でない国の領域内に一又は二以上の施設又は区域を有する場合には、自己について指名された査察員及び査察補の受入れがその接受国によって行われることを確保するため、必要なすべての措置をとる。被査察締約国がアクセスを確保することができない場合には、当該被査察締約国は、アクセスを確保するために必要なすべての措置をとったことを証明する。

21 査察の対象となる施設又は区域が、締約国領域内であり、かつ、この条約の締約国でない国が管轄又は管理の下にある場所に存在する場合には、当該締約国は、これらの施設又は区域の査察がこの附属書に従って行われることを確認する。

22 不定期飛行に使用する航空機の利用に関する措置には、第九条の規定に基づく査察その他の査察のため、技術事務局が所有し又は借り上げる航空機を利用することを必要とすることがある。

23 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、査察施設が存在する領域及び当該領域から査察団及び査察に必要な装置を輸送する不定期飛行に使用する航空機のための許可番号を技術事務局に常に有効な外交上の許可番号を技術事務局に通報する。指定される入国情点への往復の航空路は、外交上の許可を与えるための基礎として輸送する不定期飛行に使用する航空機のための許可番号を技術事務局との間で合意した確立された国際航空路に沿うものとする。

24 技術事務局は、不定期飛行に使用する航空機を利用して査察施設が存在する国との間で合意した確立された国際航空路に沿うものとする。

25 飛行計画は、民間航空機について適用される国際航空機の手続に従って提出する。技術事務局を通じて被査察締約国に提出する。当該飛行計画を、当該飛行場から

務局は、その所有し又は借り上げる航空機に關し、各飛行計画の備考欄に常に有効な外交上の許可番号及びその航空機が査察のための航空機であることを示す適當な注釈を含める。

24 被査察締約国又は接受締約国は、査察団が到着予定時刻までに入国地點に到着することができるようするため、査察が行われる国の空域に入る前の最終の飛行場からの当該査察団の出発予定時刻の少なくとも三時間前までに、23の規定に従つて提出される飛行計画が承認されることを確保する。

25 被査察締約国は、技術事務局が査察団の利用する航空機を所有し又は借り上げる場合には、入国情点において、技術事務局が要請する当該航空機のための駐機場、警備上の保護、役務及び燃料を提供する。当該航空機は、着陸料、出国税及びこれらに類する課徴金を免除される。技術事務局は、このような燃料、警備上の保護及び役務の費用を負担する。

26 被査察締約国は、査察団が必要とする便宜（例えば、通信手段、面談その他の任務の遂行のために必要な範囲内の通訳、輸送、作業場所、宿泊、食事、医療）を提供し又はそのための措置をとる。この点に関し、被査察締約国が査察団のために負担した費用については、機関が償還する。

27 29の規定が適用される場合を除くほか、被査察された装置

28 締約国は、28の規定に従つて承認された装置であつて、技術事務局が査察を行うために必要であると決定したものを査察施設に持つ

ち込むことにつき、いかなる制限も課してはならない。技術事務局は、このような目的のために必要とされる承認された装置の一覧表及びこれらの装置を規律する規則であつてこの附屬書に適合するものを作成し及び、必要に応じ、改定する。技術事務局は、承認された装置の一覧表及び当該規則を作成するに当たり、承認された装置が使用される可能性のあるすべての種類の施設の安全が十分に考慮されることを確保する。承認された装置の一覧表については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

29 被査察締約国は、定められた時間的な枠組みを害することなく、入国情点において査察団の構成員の立合いの下に、装置を検査する権利、すなわち、自國若しくは接受国領域内に持ち込まれ又はこれらの領域から撤去される装置を識別するために点検する権利を有する。技術事務局は、その識別を容易にするため、当該装置が指定され及び承認されたものであることを認証する書類及び標識を添付する。また、装置の検査に当たつては、被査察締約国は、当該装置が特定の種類の査察のために承認された装置に適合することを十分確認する。被査察締約国は、承認された装置に適合しない装置又は認証のための書類及び標識が添付されていない装置

30 査察団が、現地において入手可能な装置であつて技術事務局に属しないものを使用することができる場合において、当該装置を使用することができるよう被査察締約国に要請するときは、当該被査察締約国は、可能な範囲内でその要請に従う。

D 査察の事前の活動

31 事務局長は、査察団の入国情点への予定される到着の前に及び定められた時間的な枠組みがある場合には当該時間的な枠組みの範囲内で、査察を行う意向を締約国に通告する。

32 事務局長が行う通告には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 査察の種類
- (b) 入国情点
- (c) 入国情点への到着の日及び予定時刻
- (d) 入国情点への到着の手段
- (e) 査察を行う施設
- (f) 査察員及び査察補の氏名
- (g) 適切な場合には特別な飛行のための航空機の利用の許可

33 被査察締約国は、査察を行う意向についての通告の受領を確認する。

34 締約国は、査察を行つて他の締約国領域内に存在するものの査察を行う場合には、双方の締約国は、31及び32の規定に従つて同時に通告を受ける。

35 査察団の到着の通告を受けた被査察締約国又は接受締約国は、その領域への査察団の即時の入国を確保するものとし、国内の同行員を通じて又は他の手段により、入国情点から査察施設を経由して出国地點に至るまでの間、査察団並びにその装置及び備品の安全な移動を確保するため権限の範囲内で可能なすべてのことを行ふ。

E 査察の実施

36 被査察締約国又は接受締約国は、必要に応じ、入国情点への到着の後十二時間以内に査察団が査察施設に到着するよう援助する。

37 査察団は、査察施設への到着に際して査察の開始の前に、当該査察施設の代表者から、適宜地図その他の文書を用いて、当該査察施設、当該査察施設において行われている活動、安全上の措置並びに査察のために必要な管理上の及び受入れに関する措置に関して説明を受ける。説明に費やす時間については、必要な最小限度に制限するものとし、いかなる場合にも三時間を超えてはならない。

38 査察団の構成員は、この条約、事務局長が定める規則及び締約国と機関との間で締結する施設協定に従つてその任務を遂行する。

39 査察団は、事務局長の査察命令を厳格に遵守するものとし、この命令を逸脱する活動を慎む。

40

査察団の活動は、その任務の適時の、かつ、効果的な遂行を確保するよう並びに被査察締約国又は接受国にとつての不便及び査察を行う施設又は区域に対する障害ができる限り少なくなることを確保するように行う。査察団は、施設の操業を不必要に妨げ又は遅滞させること及び施設の安全に影響を及ぼすことを回避する。特に、査察団は、いかなる施設も稼働してはならない。査察員は、その査察命令を遂行するため施設において具体的な稼働が行われる必要があると認める場合には、査察を行う施設の指名された代表者に対し具体的な稼働を行うよう要請する。当該代表者は、可能な範囲内でその要請に応ずる。

41 査察団の構成員は、被査察締約国又は接受国の領域内でその任務を遂行するに当たり、当該被査察締約国が要請する場合には、当該被査察締約国の代表者の同行を受け入れる。ただし、そのため査察団の任務の遂行が遅滞させられ又は妨げられてはならない。

42 査察の実施のための詳細な手続については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する指針を考慮して、技術事務局が作成し、査察手引書に記載する。

43 安全
査察員及び査察補は、その活動を行うに当たり、査察施設において定められている安全に関する規則(施設内の管理区域の保護及び人の安全のための規則を含む)を遵守する。この義務の履行のため、会議は、第八条21(i)の規定に従つて適切な詳細な手続を検討し及び承認する。

通信

44 査察員は、国内滞在期間中、技術事務局の本部と通信する権利を有する。このため、査察員は、自己の所有する承認された装置であつて正確な認証を受けたものを使用することができるものとし、被査察締約国又は接受締約国に対し

他の電気通信手段へのアクセスを認めるよう要請することができる。査察団は、外縁を巡視する要員と査察団の他の構成員との間で自己の所有する双方の無線通信システムを使用する権利を有する。

45 査察団は、この条約の関連する本文及び附属書、施設協定並びに査察手引書に定める手続に従い、阻害されることなく査察施設へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行う物件は、査察団及び被査察締約国の権利

46 査察員は、関連する事実を確認するため被査察締約国の代表者の立会いの下に施設の要員と面談する権利を有する。査察員は、査察の実施のために必要な情報及び資料のみを要請するものとし、被査察締約国は、要請に応じて情報を提供する。施設の要員に対する質問が査察に関連のないものと認められる場合には、被査察締約国は、当該質問に対し異議を申し立てる権利を有する。査察団長が更にこれに異議を申し立て及び査察に関連のあることを表明する場合には、当該質問については、回答を得るために書面により被査察締約国に提出する。査察団は、査察の報告の被査察締約国との協力についての記述において、面談又は質問への回答が許可されなかつたこと及び行われた説明について注記する。

ことができる。

47 査察員は、その任務の遂行に関連すると認められる文書及び記録を検査する権利を有する。

48 査察員は、その要請により被査察締約国又は査察を行う施設の代表者に写真を撮影させる権利を有する。瞬間現像による写真の撮影が認められる。査察団は、写真が要請したものに合致するか否かを決定するものとし、合致しない場合には、再度写真を撮影させる。査察団及び被査察締約国は、すべての写真の写しを一枚ずつ保有する。

49 被査察締約国の代表者は、査察団が行つすべての検証活動に立ち会つ権利を有する。

50 被査察締約国は、その要請に基づいて、技術事務局が自國の施設について収集した情報及び資料の写しを受領する。

51 査察員は、査察が行われている間に生ずるあいまいな点に関し、説明を要請する権利を有する。その要請については、被査察締約国の代表者を通じて速やかに行う。被査察締約国は、その者は、査察が行われている間に、あいまいな点を解消するために査察団に対し必要な説明を行う。査察施設内に存在する物体又は建物に関する問題が解決されない場合において、要請があるときは、当該物体又は建物の性質及び機能を明らかにするために当該物体又は建物の写真の撮影が行われる。査察が行われている間にあいまいな点を解消することができない場合には、査察員は、直ちに技術事務局に通報する。査察員は、このような解決されなかつた問題、関連する説明及び撮影された写真の写しの一枚を査察報告に含める。

試料の採取、取扱い及び分析

52 被査察締約国又は査察が行われる施設の代表者は、査察団の要請により、査察員の立会いの下に、試料を採取する。被査察締約国又は査

察が行われる施設の代表者との間で事前に合意がある場合には、査察団は、自ら試料を採取することができる。試料を採取するために援助を提供する。このことに代えて、査察団は、その立会いの下に現地における適当な分析が実施されるよう要請することができる。

53 可能な場合には、試料の分析については、現地において実施する。査察団は、自分が持ち込んだ承認された装置を使用して現地における試料の分析を実施する権利を有する。被査察締約国は、査察団の要請により、合意される手続に従つて現地における試料の分析のために援助を提供する。このことに代えて、査察団は、その立会いの下に現地における適当な分析が実施されるよう要請することができる。

54 被査察締約国は、採取されたすべての試料の一部又は採取された試料と同一のものを保有する権利及び現地において試料を分析する時に立ち会う権利を有する。

55 査察団は、必要と認める場合には、現地外における分析のために、機関が指定する実験施設に試料を移送する。

56 事務局長は、試料の警備、保全及び保存について並びに現地外における分析のために移送する試料の秘密を保護することを確保することについて主要な責任を負う。事務局長は、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する手続であつて査察手引書に記載されるものによつてこれをを行う。事務局長は、次のことを行

- (a) 試料の採取、取扱い、移送及び分析を規律する嚴重な制度を確立すること。
- (b) 指定される実験施設について、種々の分析を実施するための認証を行うこと。
- (c) 指定される実験施設における設備及び手続の標準化並びに移動式の分析用装置及び関連する手続の標準化を監督し、並びにこれらの実験施設、移動式装置及び手続の認証について質の管理及び総合的な水準を監視すること。
- (d) 指定される実験施設の中から、特定の調査に關係して分析を行い又はその他の役割を果たすものを選定すること。
- 57 現地外における分析を実施する場合には、試料は、少なくとも二の指定された実験施設において分析する。技術事務局は、分析の速やかな処理を確保する。試料については、技術事務局が責任を負うものとし、使用されなかつた試料又はその一部は、技術事務局に返還される。
- 58 技術事務局は、実験施設における試料の分析の結果であつてこの条約の遵守に關連するものを取りまとめ、これを査察の最終報告に含める。技術事務局は、指定された実験施設が使用した設備及び用いた方法に関する詳細な情報を査察の最終報告に含める。
- 59 査察期間は、被査察締約国の代表者との合意により延長することができる。
- 60 査察団は、査察が完了した後、査察団のとりあえずの調査結果を検討し及びあいまいな点を解消するため、被査察締約国の代表者及び査察

- 施設について責任を有する者と会合する。査察団は、被査察締約国の代表者に対し、試料の一覧表、収集した書面による情報の写し及び収集した資料の写し並びに現地外に持ち出すその他資料を付してとりあえずの調査結果を書面にして質の管理及び総合的な水準を監視する。
- 61 査察団は、査察の事後の手続が完了した後、被査察締約国又は接受國の領域からできる限り速やかに退去する。
- G 報告
- 62 査察員は、査察の後十日以内に、自己の行った活動及び査察結果に基づく事実関係についての最終報告を作成する。最終報告には、査察命令に定めるところにより、この条約の遵守に關連する事実のみを含める。最終報告は、また、被査察締約国の査察団に対する協力の態様に関する情報を提供する。異なる見解を有する査察員がある場合には、当該見解を最終報告に添付することができる。最終報告は、秘密のものとして取り扱う。
- 63 最終報告は、被査察締約国に直ちに提出する。被査察締約国がその調査結果に関して直ちに書面による意見を表明する場合には当該意見を最終報告に添付する。最終報告は、被査察締約国が表明した意見を付して、査察の後三十日以内に事務局長に提出する。

- 64 最終報告が不確かな点を含む場合又は国内当局と査察員との間の協力が求められる水準に達していない場合には、事務局長は、関係締約国に対し説明を求める。
- H 一般規則の適用
- 65 不確かな点が解消されない場合又は確認された事実がこの条約に基づく義務が履行されなかつたことを示唆する場合には、事務局長は、遅滞なく執行理事会に通報する。
- 66 この部の規定は、この条約に基づいて行われるすべての査察について適用する。ただし、この部の規定が第三部から第十一部までにおいて特定の種類の査察について定める規定と異なる場合を除く。この場合には、当該特定の種類の査察について定める規定が優先する。
- 第三部 第四条、第五条及び第六条の規定に基づく検証措置に関する規定
- A 冒頭査察及び施設協定
- 1 第四条、第五条及び第六条の規定に従って現地査察の対象となる申告された施設は、当該施設の申告の後速やかに冒頭査察を受ける。当該冒頭査察は、提供された情報を検証し、当該施設における将来の検証活動(現地査察及び現地に設置する機器による継続的な監視を含む)を計画するために必要な追加の情報を入手し及び施設協定を準備すること目的とする。
- 2 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後に、定められた時間的な枠組みの範囲内で、技術事務局がすべての施設において申告を検証し及び体系的な検証措置を開始することがができるることを確保する。

- 3 締約国は、第四条、第五条及び第六条の規定に従って現地査察の対象となる申告された各施設につき、機関との間で施設協定を締結する。
- 4 施設協定は、この条約が締約国について効力を生じた後又は施設が最初に申告された後百八十日以内に、締結する。ただし、5から7までの規定を適用する化学兵器の廃棄施設を除く。
- 5 この条約が締約国について効力を生じた時に操業している化学兵器の廃棄施設又はその後一年を経過した後に操業を開始する化学兵器の廃棄施設については、施設協定は、その廃棄施設の操業の開始の少なくとも百八十日前までに締結する。
- 6 この条約が締約国について効力を生じた時に操業している化学兵器の廃棄施設又はその後一年以内に操業を開始する化学兵器の廃棄施設については、施設協定は、この条約が当該締約国について効力を生じた後二百十日以内に締結する。ただし、執行理事会が、第四部(A)51の規定に従って承認する検証の経過措置(経過的な施設協定、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた検証のための措置並びに経過措置の実施のための時間的な枠組みを含む。)が十分であると決定する場合を除く。
- 7 6に規定する施設であつてこの条約が締約国について効力を生じた後一年以内に操業を停止するものについては、執行理事会は、第四部(A)51の規定に従って承認する検証の経過措置(経過的な施設協定、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた検証のための措置並びに経過措置の実施のための時間的な枠組みを含む。)が十分であると決定することができる。

8 施設協定は、モデル協定に基づくものとし、各施設における査察を規律する詳細な措置を規定する。モデル協定は、将来の技術的発展を考慮に入れた規定を含むものとし、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する。

9 技術事務局は、冒頭査察後の査察において参考するための写真、図面その他の情報を入れる封印された容器を各施設において保有することができる。

B 共通の措置

10 技術事務局は、適当な場合には、この条約の関連規定及び締約国と機関との間の施設協定に基づき、継続的な監視のための機器及びシステム並びに封印を設置させ及び使用する権利を有する。

11 被査察締約国は、合意される手続に従い、査察団が使用し又は設置する機器を検査し及び自國の代表者の立会いの下で試験を行わせる権利を有する。査察団は、被査察締約国が化学兵器の廃棄の技術的工程を監視するために設置した機器を使用する権利を有する。このため、査察団は、被査察締約国が設置した機器であつて化学生兵器の廃棄の検証のために自己が使用することを意図する機器を検査する権利及び自己の立会いの下で当該機器の試験を行わせる権利を有する。

12 被査察締約国は、継続的な監視のための機器及びシステムを設置するために必要な準備及び援助を提供する。

13 11及び12の規定を実施するため、会議は、第八条21(i)の規定に従つて適当な詳細な手続を検討し及び承認する。

14 監視のための機器が設置されている施設において監視システムに影響を及ぼすおそれのある事態が発生し又は発生するおそれがある場合に、被査察締約国は、直ちに技術事務局に通報する。被査察締約国は、必要な場合には、できる限り速やかに監視システムの機能を回復し及び暫定的な措置をとるため、技術事務局とともに監視システムが正確に機能していること及び施設を調整する。

15 査察団は、それぞれの査察が行われている間に、監視システムが正確に機能していること及び施設に手が触れられていないことを検証する。更に、装置の必要な保守若しくは交換を実施し又は必要に応じて監視システムの監視範囲を調整するため、監視システムを維持することを目的とした訪問が必要とされることがあります。

16 監視システムが異常を示す場合には、技術事務局は、これが装置の故障に起因するものであるか又は施設における活動に起因するものであるかを決定するため、直ちに措置をとる。このような検討の後問題が解決されない場合には、技術事務局は、必要に応じ施設の現地査察又は訪問を行ふことにより、現状を直ちに確認する。技術事務局は、異常の発見の後直ちに問題を被査察締約国に報告するものとし、当該被査察締約国は、問題の解決について援助する。

化学兵器

1 第三条1(a)(ii)の規定に従つて締約国が行う化

学兵器の申告には、次の事項を含める。

(a) 申告する各化学物質の総量

(b) 次の事項によって明示する化学兵器の貯蔵施設の正確な所在地

(i) 名称

(ii) 地理上の座標

(iii) 化学兵器の貯蔵施設の詳細な図面(境界位置を含む。)

(iv) 地図並びに施設内の掩蔽壕及び貯蔵場所の位置を含む。)

(c) 化学兵器の各貯蔵施設についての次の事項を含む詳細な目録

(i) 第二条の規定に従つて化学兵器として定義される化学物質

(ii) 化学兵器として定義される弾薬類、子爆弾類及び装置であつて充填されていないもの

(iii) (iv) に規定する弾薬類、子爆弾類及び装置の使用に直接関連して使用するよう

に特別に設計された装置

(v) (vi) に規定する弾薬類、子爆弾類及び装置の

使用に直接関連して使用するように

特別に設計された化学物質

(vii) (viii) の化学物質の申告については、次の規

定を適用する。

(i) 毒性最終生成物の化学名

(ii) 成分の化学的組成及び各成分の量

(iii) 各成分の実際の重量比

(iv) 必須成分と認められる成分

18 被査察締約国は、査察団の入国地点への到着予定時刻の少なくとも七十二時間前までに冒頭査察の通告を受ける。

第四部(A) 第四条の規定に基づく化学兵器の廃棄及びその検証

A 申告

1 第三条1(a)(ii)の規定に従つて締約国が行う化

学兵器の申告には、次の事項を含める。

(a) 申告する各化学物質の総量

(b) 化学物質に関する附属書の表に掲げていいなし表に掲げるために必要となる情報(純粋な化合物の毒性を含む。)を提供する。前駆物質についても、主要な最終反応生成物の毒性及びその識別についての情報を提供する。

(c) 化学物質は、国際純正・応用化学連合(IUPAC)の最新の命名法に基づく化学名

構造式及びCASS登録番号が付されている場合には当該番号によって識別する。前駆物質についても、主要な最終反応生成物の毒性及びその識別についての情報を提供する。

(d) 二以上の化学物質の混合物である場合に

は、各化学物質を識別し、各化学物質の百分率を提供し、及び当該混合物を各化学物質のうち最も毒性の強い化学物質の種類に応じて申告する。二成分型化学兵器の一つの成分が二以上の化学物質の混合物から成る場合には、各化学物質を識別し、及び各化学物質の百分率を提供する。

(e) 二成分型化学兵器は、16に規定する化学兵器の種類に応じて、関連する最終生成物に基づいて申告する。二成分型弾薬類及び装置のそれぞれにつき、次の補足的な情報を提供する。

官報(号外)

- (v) 百パーセントの收率を仮定した場合に必須成分から化学量論的に計算される毒性最終生成物の予定量。個別の毒性最終生成物の必須成分の申告量(トン)は、百パーセントの收率を仮定した場合に化学量論的に計算される当該毒性最終生成物の量(トン)に相当するものとみなす。
- (f) 多成分型化学兵器の申告は、二成分型化学兵器について定める申告と同様に行う。
- (g) 化学物質の貯蔵の形態(例えば、弾薬類、子爆弾弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他の容器)を申告する。その申告には、次の事項に関する情報を含める。
- (i) 種類
- (ii) 大きさ又は口径
- (iii) 数量
- (iv) 容器ごとの充填化学物質の名目重量
- (h) 貯蔵施設において現存する化学物質ごとの総重量を申告する。
- 3
- (i) 更に、ばらの状態で貯蔵される化学物質については、判明している場合には、百分率による純度を申告する。
- 1(c)(ii) に規定する充填されていない弾薬類、子爆弾弾薬類又は装置のそれぞれの種類についての申告には、次の事項に関する情報を含める。

- 6 第三条1(a)(iv)の規定に基づく化学兵器の申告には、1から3までに規定するすべての情報を含める。
- 4 第三条1(a)(iv)の規定に基づく化学兵器の申告には、1から3までに規定するすべての情報を含める。
- 5 千九百四十六年一月一日以後に化学兵器を移譲し又は受領した締約国は、移譲し又は受領し各化学物質の量がばらの状態又は弾薬の形態で一年当たり一トンを超える場合には、第三条1(a)(iv)の規定に従ってその移譲又は受領について申告する。この申告は、1及び2に規定する目録の様式に従って行う。この申告は、また、供給国及び受領国、移譲又は受領の日並びに移譲された化学兵器のできる限り正確な最新の所在地を示す。締約国は、千九百四十六年一月一日から千九百七十年一月一日までの間ににおける化学兵器の委譲又は受領について求められる情報が必ずしもすべて入手可能でない場合には、入手可能なすべての情報を申告し、及び完全な申告を行なうことができない理由についての説明を行う。
- 6 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
- 7 締約国は、化学兵器の申告を行ううまでに、自国の貯蔵施設を保全するために適切と認める措置をとるものとし、廃棄のために移動する場合を除くほか、自国の化学兵器の当該貯蔵施設外への移動を防止する。
- 8 締約国は、37から49までの規定に基づく検証の廃棄のための締約国の大半の日程(既存の及び可能な場合には、計画されている化学兵器の廃棄施設に

含まれる。自国の領域内に当該化学兵器が存在する締約国は、申告が行われることを確保するために他の国と適切な措置をとる責任を有する。自国の領域内に当該化学兵器が存在する締約国は、この4の規定に基づく義務を履行することができる場合には、その理由を表明する。

- 過去における移譲及び受領の申告
- (i) 名称及び所在地
- (ii) 廃棄する化学兵器の種類及びおよその量並びに廃棄する充填化学物質の種類(例えば、神經剤、ビラン剤)及びおよその量
- (c) 既存の又は計画されている化学兵器の廃棄施設について、

- (d) 化学兵器の廃棄施設の操業のための要員を訓練するための計画
- (e) 化学兵器の廃棄施設が満たさなければならぬ安全及び排出に関する自国の基準
- (f) 化学兵器を廃棄するための新たな方法の開発及び既存の方法の改善に関する情報
- (g) 化学兵器を廃棄するための費用の見積り
- (h) 廃棄のための計画に悪影響を及ぼすおそれのある問題
- C 廃棄
- 10 化学兵器の保守活動には、次の事項を含めなければならない。
- (a) 化学物質又は弾薬の取替え
- (b) 弾薬類又はその部品若しくは構成物質の当初の性質の変更
- 11 すべての保守活動は、技術事務局による監視の対象とする。

12 「化学兵器の廃棄」とは、化学物質を実質的に不可逆的に化学兵器の生産に適しないものに転換する過程並びに弾薬類及び他の装置を不可逆的に使用することができるようとする過程をいう。

13 締約国は、化学兵器の廃棄の方法を決定する。ただし、水中に投棄する方法、地中に埋め

- る方法又は野外において焼却する方法を用いてはならない。締約国は、特別に指定され、適切に設計され及び設備が適切に整えられた施設においてのみ化学兵器を廃棄する。
- 14 締約国は、自国の化学兵器の廃棄施設が化学兵器を確実に廃棄することができるように建設され及び操業していること並びに廃棄の過程がこの条約に基づいて検証されることを確保する。

- 9 化学兵器の貯蔵施設外への移動(廃棄のための移動を除く)を防止するために当該貯蔵施設が閉鎖されている間、締約国は、当該貯蔵施設
- 15 化学兵器の廃棄の規律は、第一条及び他の条に定める義務(体系統的な現地検証に関する義務を含む)を基礎とするものである。廃棄の規律

は、廃棄のための期間中に安全保障が損なわれないことについての締約国の利害、廃棄の初期の段階における信頼の醸成及び化学兵器を廃棄する過程において漸進的に得られる経験を考慮し、並びに貯蔵されている化学兵器の実際の構成及び化学兵器の廃棄のために選択される方法のいかんにかからず当該廃棄の規律を適用することを考慮したものである。廃棄の規律は、平準化の原則を基礎とするものである。

16

締約国が申告する化学兵器は、廃棄のため次の三の種類に分類する。

種類1 表1の化学物質を基礎とする化学兵器
種類2 他のすべての化学物質を基礎とする化
学兵器並びにその部品及び構成物質
種類3 充填されていない弾薬類及び装置並びに化学兵器の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置

17

(a)

この条約が自國について効力を生じた後一年以内に種類1の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類2の化学兵器は、廃棄のための基礎は、当該化学兵器に含まれる化学物質の重量とする。

(b)

この条約が自國について効力を生じた後一年以内に種類3の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類3の化学兵器は、廃棄のための期間を通じて毎年均等の割合で廃棄する。

(c)

この条約が自國について効力を生じた後一年以内に種類3の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類3の化学兵器は、充填されていない弾薬類及び装置の比較の基礎は名目充填量(立方メートル)とし、設備の充填されていない弾薬類及び装置の比較の基礎はその数とする。

18

二成分型化学兵器の廃棄については、次の規定を適用する。

(a)

第一段階 この条約が効力を生じた後二年以内に、最初の廃棄施設の試験を完了する。この条約が効力を生じた後三年以内に、種類1の化学兵器の一パーセント以上を廃棄する。

(ii)

第二段階 この条約が効力を生じた後五年以内に、種類1の化学兵器の二十パーセント以上を廃棄する。

(iv) 第三段階 この条約が効力を生じた後七年以内に、種類1の化学兵器の四十五パーセント以上を廃棄する。

(v) 第四段階 この条約が効力を生じた後十年以内に、種類1の化学兵器のすべてを廃棄する。

(vi) この条約が自國について効力を生じた後一年以内に、種類2の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類2の化学兵器は、廃棄のための期間を通じて毎年均等の割合で廃棄する。

(vii) この条約が自國について効力を生じた後一年以内に、種類3の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類3の化学兵器は、充填されていない弾薬類及び装置の比較の基礎は名目充填量(立方メートル)とし、設備の充填されていない弾薬類及び装置の比較の基礎はその数とする。

(viii) 二成分型化学兵器の廃棄については、次の規定を適用する。

(a) 廃棄の規律の適用上、個別の毒性最終生成物の必須成分の申告量(トン)は、百パーセントの収率を仮定した場合に化学量論的に計算される当該毒性最終生成物の量(トン)に相当するものとみなす。

(b) 二成分型弾薬類及び装置において必須成分の一定の量を廃棄するに当たっては、他方の成分について、当該二成分型弾薬類及び装置

の種類についての成分の実際の重量比に対応する量を廃棄する義務を伴う。

(c) 成分の実際の重量比に基づいて(1)の他方の成分が必要とされる量を超えて申告される場合には、超過量は、廃棄作業の開始の後の最初の二年間に廃棄する。

(d) その後は、廃棄のための期間中の各年の終了の時に、締約国は、申告した他方の成分につき、二成分型弾薬類及び装置の種類についての成分の実際の重量比に基づいて決定される量を保有することができる。

(e) 多成分型化学兵器の廃棄の規律は、二成分型化学兵器について定める廃棄の規律と同様のものとする。

19 締約国は、特に15から19までに定める廃棄の規律との適合性を評価するため、第三条1(a)(v)の規定及び6の規定に従って提出される化学生兵器の廃棄のための全般的な計画を検討する。

20 執行理事会は、年に15から19までに定める廃棄の規律との適合性を評価するため、第三条1(a)(v)の規定及び6の規定に従って提出される化学生兵器の廃棄のための全般的な計画を検討する。執行理事会は、自國の計画が廃棄の規律に適合しない締約国と、当該計画を廃棄の規律に適合したものとすることを目的として協議する。

21 締約国は、やむを得ない例外的な事情により、種類1の化学兵器の廃棄の規律の第一段階、第二段階又は第三段階に定める廃棄の水準を達成することができないと認める場合には、当該水準の変更を提案することができる。その提案については、この条約が効力を生じた後百二十日以内に行わなければならず、かつ、提案理由についての詳細な説明を含める。

22 締約国は、21の規定に基づいて変更された17

(2) に定める廃棄の期限による種類1の化学兵器

の廃棄を確保するため、すべての必要な措置をとる。ただし、当該締約国は、廃棄の中間の期間までに廃棄することが求められている割合の

種類1の化学兵器の廃棄を確保することができないと認める場合には、その期限を遵守する義務の猶予を与えることを会議に対して勧告する。

23 締約国は、次の廃棄の期限までに累積される廃棄の義務を履行する。20からこの23までの規定に基づいて認められる期限の延期は、この条約が効力を生じた後十年以内に種類1の化学兵器のすべてを廃棄する締約国は、その義務を何ら変更するものではない。

24 締約国は、この条約が効力を生じた後十年以内に種類1の化学兵器のすべての廃棄を確保することができないと認める場合には、当該化学兵器の廃棄の完了の期限の延期について執行理事会に対し要請を行うことができる。当該要請については、この条約が効力を生じた後九年以内に行わなければならない。

25 (a) 24の要請には、次の事項を含める。

(b) 延長しようとする期間
(c) 延长期間及び当初の十年の廃棄のための期

間の残余の期間における廃棄のための詳細な計画

会議は、次の会期において、執行理事会の勧告に基づいて24の要請に関する決定を行う。期限の延期は、必要な最小限度とし、締約国がすべての化学兵器の廃棄を完了する期限については、いかなる場合にも、この条約が効力を生じた後十五年を超えて延期してはならない。執行理事会は、期限の延期を認めるための条件(必要と認められる具体的な検証措置及び自国の廃棄のための計画における問題を克服するために締約国がとるべき具体的な措置を含む。)を定める。延長期間中の検証の費用については、第四条16の規定に従って割り当てる。

期限の延期が認められた場合には、締約国は、その後のすべての期限を遵守するために適当な措置をとる。

締約国は、種類1の化学兵器のすべてを廃棄するまでの間、29の規定に従って廃棄のための詳細な年次計画及び36の規定に従って種類1の化学兵器の廃棄に関する年次報告を引き続き提出する。更に、締約国は、延長期間中の各九十日における自国の廃棄活動についての報告を当該九十日が経過する日までに執行理事会に提出する。執行理事会は、廃棄の完了に向けての進捗状況を検討し、この進捗状況を文書により記録するために必要な措置をとる。延長期間中の廃棄活動に関するすべての情報については、要請に応じ、執行理事会が締約国に提供する。

廃棄のための詳細な年次計画は、第四条7(a)の規定に従って各年の廃棄期間の開始の少なくとも六日前までに技術事務局に提出するものとし、次の事項を明示する。

- (a) 各廃棄施設において廃棄される化学兵器の具体的な種類ごとの量及び化学兵器の具体的な種類ごとの廃棄の完了に係る日程
- (b) 化学兵器の各廃棄施設の詳細な図面及び前に提出した図面に変更がある場合には当該変更
- (c) 当該各年ににおける化学兵器の各廃棄施設の活動の詳細な日程(当該廃棄施設の設計、建設又は変更、設備の設置及び点検、要員の訓練並びに化学兵器の具体的な種類ごとの廃棄作業に必要な時間並びに活動を休止する予定期間を明らかにするもの)
- (d) 締約国は、自國のそれぞれの化学兵器の廃棄施設につき、技術事務局が当該廃棄施設における使用のためにとりあえずの査察手続を作成することを援助するため、施設の詳細な情報を提供する。
- (e) 廃棄による生成物及びその最終的な処理方法についての詳細な説明
- (f) 化学兵器の具体的な種類ごとの廃棄施設の設計上の能力
- (g) 廃棄による生成物及びその最終的な処理方法についての詳細な説明
- (h) この条約に基づく査察を容易にするための措置についての詳細な技術的な説明
- (i) 廃棄施設における一時的な保管場所であつて当該廃棄施設に化学兵器を直接供給するために使用されるものについての詳細な説明(当該保管場所の図面及び当該廃棄施設において廃棄される化学兵器の具体的な種類ごとの貯蔵能力に関する情報を含む。)
- (j) 廃棄施設において実施されている安全及び医療のための措置についての詳細な説明
- (k) 査察員の住居及び作業場所についての詳細な説明

- 31 化学兵器の各廃棄施設の詳細な情報には、次の事項に関する情報を含める。
- (a) 名称、住所及び位置
 - (b) 施設の詳細な図面(注釈が付されたもの)
 - (c) 施設の設計図、工程図並びに配管及び計器の配置の図面
 - (d) 弾薬類、装置及び容器からの充填化学物質の除去、取り出された充填化学物質の一時的な貯蔵、化学物質の廃棄並びに弾薬類、装置及び容器の廃棄に必要な設備についての詳細な技術的な説明(設計図及び機器の仕様を含む。)
- 32 締約国は、自國のそれぞれの化学兵器の廃棄施設につき、工場の操業のための手引書、安全及び医療のための計画、実験施設の活動及び質の管理のための手引書並びに取得された環境基準に係る許可を提出する。ただし、既に提出した場合は、この限りでない。
- 33 締約国は、自國の化学兵器の廃棄施設における査察活動に影響を及ぼすおそれのある事態について、速やかに技術事務局に通報する。
- 34 締約国は、自國の化学兵器の廃棄施設における査察活動に影響を及ぼすおそれのある事態について、速やかに技術事務局に通報する。
- 35 技術事務局は、化学兵器の廃棄施設の詳細な

- (物質の流量、温度及び圧力並びに設計上の廃棄の効率を含む。)
- 36 化学兵器の廃棄のための計画の実施状況に関する情報は、第四条7(b)の規定に従って各年の廃棄期間の満了の後六十日以内に技術事務局に提出されるものとし、化学兵器の各廃棄施設において当該各年に於いて廃棄された化学兵器の廃棄期間の満了の後六十日以内に技術事務局に提出されるものとし、化学兵器の各廃棄施設において当該各年に於いて廃棄された化学兵器の廃棄する量を明示する。廃棄の目標が達成されなかった場合には、その理由を表明すべきである。
- D 檢証
- 37 化学兵器の申告の現地査察による検証
- 38 査察員は、申告が行われた後速やかにこの検査を行ふ。査察員は、特に、化学物質の量及び識別並びに弾薬類及び装置の種類及び数を検証する。
- 39 査察員は、適切な場合には、各貯蔵施設における化学兵器の在庫を正確に確認することを容易にするため、定められた封印、標識その他の在庫の管理手続を使用する。
- 40 査察員は、在庫の確認を行うに当たり、貯蔵されていなかった化学兵器が移動されているか否かを

明確に示し及び在庫の確認を行う間貯蔵施設の保全を確保するため、定められた封印を必要に応じて施す。当該封印については、別段の合意がある場合を除くほか、在庫の確認の完了の後撤去する。

貯蔵施設の体系的な検証

41 貯蔵施設の体系的な検証は、当該貯蔵施設かららの化学兵器の移動が常に明らかにされていることを確保することを目的とする。

42 体系的な検証は、化学兵器の申告が行われた後できる限り速やかに開始し、すべての化学兵器が貯蔵施設から移動されるまで継続する。体系統的な検証は、施設協定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を組み合わせたものとする。

43 すべての化学兵器が貯蔵施設から移動された時に、技術事務局は、その旨の締約国の申告を確認する。技術事務局は、その確認の後、貯蔵施設の体系的な検証を終了するものとし、査察員が設置した監視のための機器を速やかに撤去する。

査察及び訪問

44 査察が行われる具体的な貯蔵施設については、査察が行われる正確な時期が予知されることのないように技術事務局が選定する。体系統的な現地査察の頻度を決定するための指針については、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する勧告を考慮して、技術事務局が作成する。

45 技術事務局は、体系的な査察又は訪問のための査察団の貯蔵施設への到着予定時刻の四十八時間前に、当該貯蔵施設の査察又は訪問を行

旨の決定を被査察締約国に通告する。緊急の場合には、この期間を短縮することができる。技術事務局は、査察又は訪問の目的を明示する。

46 被査察締約国は、査察員の到着のために必要な準備を行うものとし、査察員の入国地点から貯蔵施設までの速やかな輸送を確保する。施設協定は、査察員のための管理上の措置を明示する。

47 被査察締約国は、査察団が査察を行うために貯蔵施設に到着する時に、当該貯蔵施設に関する次の資料を提供する。

- (a) 貯蔵用の建物及び場所の数
- (b) 貯蔵用の各建物及び各場所につき種類及び識別番号又は名称を示した貯蔵施設の図面
- (c) 貯蔵施設における貯蔵用の各建物及び各場所につき、化学兵器の具体的な種類ごとの数及び二成分型弾薬類の一部を構成しない容器については各容器の充填化学物質の実際の量

48 査察員は、利用可能な時間内に在庫を確認するに当たり、次のことを行う権利を有する。

- (a) 次のいずれかの査察の方法を用いること。
- (i) 貯蔵施設において貯蔵されているすべての化学兵器の在庫の確認
- (ii) 査察員が選定する貯蔵施設の具体的な建物又は場所において貯蔵されているすべての化学兵器の在庫の確認

化学兵器の廃棄の体系的な検証

49 (b) 確認した在庫と合意された記録とを照合すること。

50 (a) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他)の容器を含む)へのアクセスが認められるとして、試料を採取する弾薬類、装置及び容器を指定し並びに独特の目印(除去され又は変更されようとした場合にそれが明らかになるようなもの)を当該弾薬類、装置及び容器に付すること。試料は、廃棄のための計画に従って実行可能な限り速やかに、いかなる場合にも廃棄作業が終了するまでに、化学兵器の貯蔵施設又は廃棄施設において当該目印が付された物件から採取する。

51 (b) 査察員は、この条約が効力を生じた後三百九十日を経過した後に開始する化学兵器の廃棄作業について適用する。

52 (a) 技術事務局は、この条約、廃棄施設の詳細な情報及び場合に応じて前回の査察の経験に基づき、各廃棄施設における化学兵器の廃棄の査察のための計画案を作成する。当該計画案については、この条約が効力を生じた後三百九十日を経過した後に開始する化学兵器の廃棄作業に係るものとし、意見を求めるために被査察締約国に提出する。技術事務局と被査察締約国との間の意見の相違は、協議によって解決されるべきである。解決されない問題は、この条約の完全な実施を促進することを目的として、適切な措置のために執行理事会に送付される。

な施設協定、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた検証のための措置並びに経過措置の実施のための時間的な枠組みを含む。)は、機関と被査察締約国との間で合意する。

53 (b) 技術事務局は、この条約が効力を生じた後三百九十日を経過した後に開始する化学兵器の廃棄作業が阻害されないように作成する。

54 (a) 技術事務局は、この条約、廃棄施設の詳細な情報及び場合に応じて前回の査察の経験に基づき、各廃棄施設における化学兵器の廃棄の査察のための計画案を作成する。当該計画案については、この条約が効力を生じた後三百九十日を経過した後に開始する化学兵器の廃棄作業に係るものとし、意見を求めるために被査察締約国に提出する。技術事務局と被査察締約国との間の意見の相違は、協議によって解決されるべきである。解決されない問題は、この条約の完全な実施を促進することを目的として、適切な措置のために執行理事会に送付される。

- 54 技術事務局は、化学兵器の廃棄施設に精通し及び査察のための計画の妥当性を評価するため、被査察締約国の各廃棄施設がこの条約に従つて廃棄作業を開始する少なくとも二百四日前までに当該各廃棄施設に対して冒頭訪問を行う。
- 55 化学兵器の廃棄作業が既に開始されている既存の施設については、被査察締約国は、技術事務局が冒頭訪問を行う前に当該施設の除染を行うことを必要としない。冒頭訪問の期間は、五日を超えてはならず、また、訪問の要員数は、十五人を超えてはならない。
- 56 合意された検証のための詳細な計画は、技術事務局による適当な勧告を付して、執行理事会は、この条約に基づく検証の目的及び義務に従つて承認することを目的として、当該計画に対し検討のために送付される。執行理事会は、既存の廃棄施設が既に開始されていることと並び検討する。執行理事会は、また、廃棄の検証のための計画が検証の目的に合致すること及び効果的かつ実際的であることを確認すべきである。この検討は、廃棄期間の開始の少なくとも百八十日前までに完了すべきである。
- 57 執行理事会の理事会は、検証のための計画の妥当性に関する問題について技術事務局と協議することができる。執行理事会のいずれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。
- 58 問題がある場合には、執行理事会は、当該問題について調整するために締約国と協議をする。問題が解決されない場合には、当該問題は、会議に提起される。
- 59 化学兵器の廃棄施設に関する詳細な施設協定
- 60 査察員は、この条約に基づく化学兵器の廃棄施設における廃棄の開始の少なくとも六十日前までに各廃棄施設へのアクセスを認められる。当該アクセスは、査察のための装置の設置を監督し、その装置を検査し及びその装置の稼働の試験を行うこと並びに当該廃棄施設についての最終的な工学上の検討を行うことを目的とする。化学兵器の廃棄作業が既に開始されているための装置の設置及び試験のため、六十日を超えない範囲で必要な最小限度の期間停止する。既存の廃棄施設については、廃棄作業は、査察結果に基づき、廃棄施設に関する詳細な施設協定への追加又は変更について合意することができる。
- 61 被査察締約国は、化学兵器の貯蔵施設から廃棄施設への化学兵器の輸送につき、その出発の少なくとも四時間前までに、化学兵器の廃棄施設に所在する査察団長に対し書面により通報する。その通報は、貯蔵施設の名称、出発及び到着の予定時刻、輸送される化学兵器の具体的な種類及び量、目印が付された物件が搬出されてできる。この情報について変更がある場合には、査察団長は、当該変更について書面により
- 62 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、その廃棄施設の具体的な特性及びその操業の方式を考慮して、次の事項を明示する。
- (a) 現地査察の詳細な手続
- (b) 現地に設置する機器による継続的な監視を通じた検証及び査察員による検証のための措置
- 63 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、先立ち化学兵器の目録を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手続を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 64 査察員は、実際の廃棄作業の終了のたびごとに、廃棄のために貯蔵施設から搬出された化学兵器の目録を作成する。査察員は、62に規定する目録の管理手続を使用して、残存する化学兵器の目録が正確であることを検証する。
- 65 査察員は、実際の廃棄作業が行われている間を通じて、化学兵器の廃棄施設及び当該廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設において活動を行うためのアクセスを認められる。
- 66 査察員は、化学兵器の各廃棄施設において、いかなる化学兵器も転用されていないこと及び廃棄の過程が完了したことを確認するため、当該査察員自身により及び現地に設置する機器による監視を通じ、次の事項について検証する権利を有する。
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。
- 67 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 当該廃棄施設における化学兵器の受領
- (b) 化学兵器の一時的な保管場所並びにその保管場所に貯蔵される化学兵器の具体的な種類及び量
- (c) 廃棄される化学兵器の具体的な種類及び量
- (d) 廃棄の工程
- (e) 廃棄の最終生成物
- (f) 金属の部分の切断
- 68 技術事務局は、各廃棄期間の満了の後、定められた量の化学兵器の廃棄が完了したことを報告する締約国の申告を確認する。
- 69 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。
- 速やかに通報を受ける。
- 60 査察員は、この条約に基づく化学兵器の廃棄施設における廃棄の開始の少なくとも六十日前までに各廃棄施設へのアクセスを認められる。当該アクセスは、査察のための装置の設置を監督し、その装置を検査し及びその装置の稼働の試験を行うこと並びに当該廃棄施設についての最終的な工学上の検討を行うことを目的とする。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 61 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、先立ち化学兵器の目録を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手続を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 62 化学兵器の廃棄施設における化学兵器の受領
- (a) 現地査察の詳細な手続
- (b) 現地に設置する機器による継続的な監視を通じた検証及び査察員による検証のための措置
- 63 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、先立ち化学兵器の目録を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手続を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 64 査察員は、実際の廃棄作業の終了のたびごとに、廃棄のために貯蔵施設から搬出された化学兵器の目録を作成する。査察員は、62に規定する目録の管理手続を使用して、残存する化学兵器の目録が正確であることを検証する。
- 65 査察員は、実際の廃棄作業が行われている間を通じて、化学兵器の廃棄施設及び当該廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設において活動を行うためのアクセスを認められる。
- 66 査察員は、化学兵器の各廃棄施設において、いかなる化学兵器も転用されていないこと及び廃棄の過程が完了したことを確認するため、当該査察員自身により及び現地に設置する機器による監視を通じ、次の事項について検証する権利を有する。
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。
- 67 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 当該廃棄施設における化学兵器の受領
- (b) 化学兵器の一時的な保管場所並びにその保管場所に貯蔵される化学兵器の具体的な種類及び量
- (c) 廃棄される化学兵器の具体的な種類及び量
- (d) 廃棄の工程
- (e) 廃棄の最終生成物
- (f) 金属の部分の切断
- 68 技術事務局は、各廃棄期間の満了の後、定められた量の化学兵器の廃棄が完了したことを報告する締約国の申告を確認する。
- 69 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。
- 利を有する。
- 60 査察員は、この条約に基づく化学兵器の廃棄施設における廃棄の開始の少なくとも六十日前までに各廃棄施設へのアクセスを認められる。当該アクセスは、査察のための装置の設置を監督し、その装置を検査し及びその装置の稼働の試験を行うこと並びに当該廃棄施設についての最終的な工学上の検討を行うことを目的とする。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 61 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、先立ち化学兵器の目録を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手続を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 62 化学兵器の廃棄施設における化学兵器の受領
- (a) 現地査察の詳細な手続
- (b) 現地に設置する機器による継続的な監視を通じた検証及び査察員による検証のための措置
- 63 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、先立ち化学兵器の目録を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手續を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 64 査察員は、実際の廃棄作業の終了のたびごとに、廃棄のために貯蔵施設から搬出された化学兵器の目録を作成する。査察員は、62に規定する目録の管理手続を使用して、残存する化学兵器の目録が正確であることを検証する。
- 65 査察員は、実際の廃棄作業が行われている間を通じて、化学兵器の廃棄施設及び当該廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設において活動を行うためのアクセスを認められる。
- 66 査察員は、化学兵器の各廃棄施設において、いかなる化学兵器も転用されていないこと及び廃棄の過程が完了したことを確認するため、当該査察員自身により及び現地に設置する機器による監視を通じ、次の事項について検証する権利を有する。
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。
- 67 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 当該廃棄施設における化学兵器の受領
- (b) 化学兵器の一時的な保管場所並びにその保管場所に貯蔵される化学兵器の具体的な種類及び量
- (c) 廃棄される化学兵器の具体的な種類及び量
- (d) 廃棄の工程
- (e) 廃棄の最終生成物
- (f) 金属の部分の切断
- 68 技術事務局は、各廃棄期間の満了の後、定められた量の化学兵器の廃棄が完了したことを報告する締約国の申告を確認する。
- 69 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。
- 利を有する。
- 60 査察員は、この条約に基づく化学兵器の廃棄施設における廃棄の開始の少なくとも六十日前までに各廃棄施設へのアクセスを認められる。当該アクセスは、査察のための装置の設置を監督し、その装置を検査し及びその装置の稼働の試験を行うこと並びに当該廃棄施設についての最終的な工学上の検討を行うことを目的とする。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 61 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、先立ち化学兵器の目録を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手續を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 62 化学兵器の廃棄施設における化学兵器の受領
- (a) 現地査察の詳細な手続
- (b) 現地に設置する機器による継続的な監視を通じた検証及び査察員による検証のための措置
- 63 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、先立ち化学兵器の目録を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手續を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適當な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
- 64 査察員は、実際の廃棄作業の終了のたびごとに、廃棄のために貯蔵施設から搬出された化学兵器の目録を作成する。査察員は、62に規定する目録の管理手続を使用して、残存する化学兵器の目録が正確であることを検証する。
- 65 査察員は、実際の廃棄作業が行われている間を通じて、化学兵器の廃棄施設及び当該廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設において活動を行うためのアクセスを認められる。
- 66 査察員は、化学兵器の各廃棄施設において、いかなる化学兵器も転用されていないこと及び廃棄の過程が完了したことを確認するため、当該査察員自身により及び現地に設置する機器による監視を通じ、次の事項について検証する権利を有する。
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。
- 67 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 当該廃棄施設における化学兵器の受領
- (b) 化学兵器の一時的な保管場所並びにその保管場所に貯蔵される化学兵器の具体的な種類及び量
- (c) 廃棄される化学兵器の具体的な種類及び量
- (d) 廃棄の工程
- (e) 廃棄の最終生成物
- (f) 金属の部分の切断
- 68 技術事務局は、各廃棄期間の満了の後、定められた量の化学兵器の廃棄が完了したことを報告する締約国の申告を確認する。
- 69 査察員は、施設協定に基づき、
- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置、その他の容器を含む。)へのアクセスが認められる権利を有する。査察を行った物件は、被査察締約国が合意し、かつ、執行理事会が承認した検証のための計画に従つて査察員が選定する。

官 報 (号 外)

(b) 廃棄の過程において、現地における試料の体系的な分析を監視する。

(c) 必要な場合には、化学兵器の廃棄施設又は廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設に存在する装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器から当該査察員の要請によって採取された試料を受領する。

第四部④ 老朽化した化学兵器及び遺棄化学兵器

A. 約則

1 老朽化した化学兵器については、Bの規定に従って廃棄する。

2 遺棄化学兵器(第二条5(b)の定義に該当するものを含む。)については、Cの規定に従って廃棄する。

B. 老朽化した化学兵器のための制度

3 締約国は、自国の領域内に第二条5(a)に定義する老朽化した化学兵器を有する場合には、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、すべての入手可能な関連する情報(可能範囲内で、老朽化した化学兵器の所在地、種類、量及び現状に関する情報を含む。)を技術事務局に提出する。

同条5(b)に定義する老朽化した化学兵器については、締約国は、第三条1(b)(i)の規定に基づく申告(可能な範囲内で、第四部④の1から3までに規定する情報を含む。)を技術事務局に対して行う。

4 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後に老朽化した化学兵器の存在を知った場合には、その後百八十日以内に、3に規定する情報技術事務局に提出する。

5 技術事務局は、3及び4の規定に従って提出される情報を検証し並びに特に化学兵器が第一条5の老朽化した化学兵器の定義に該当するか否かを決定するため、冒頭査察及び必要に応じてその後の査察を行う。千九百一十五年から一千九百四十六年までの間に生産された化学兵器について化学兵器として使用することができるか否かを決定するための指針は、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する。

6 締約国は、技術事務局が第二条5(a)の定義に該当すると確認した老朽化した化学兵器については毒性廃棄物として取り扱う。当該締約国は、自国の法令に従って、当該老朽化した化学兵器を毒性廃棄物として廃棄し又はその他の方法によって処分するための措置を技術事務局に通報する。

7 3から5までの規定に従うことと条件として、締約国は、技術事務局が第二条5(b)の定義に該当すると確認した老朽化した化学兵器を第四条及び第四部④の規定に従って廃棄する。ただし、執行理事会は、締約国との要請に基づき、この条約の趣旨及び目的に危険をもたらさないと認める場合には、当該老朽化した化学兵器の廃棄の期限及び廃棄の規律に関する規定の適用を変更することができる。当該要請には、規定

10 他の締約国の領域内に化学兵器を遺棄した締約国(以下「遺棄締約国」という。)は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、遺棄化学兵器に関するすべての入手可能な情報を技術事務局に提出する。この情報には、可能な範囲内で、所在地、種類、量、遺棄に関する情報を含める。

11 技術事務局は、8から10までの規定に従って提出されるすべての利用可能な情報を検証し及び第四部④の41から43までの規定に基づく体系的な検証が必要であるか否かを決定するため、冒頭査察及び必要なに応じてその後の査察を行う。技術事務局は、必要な場合には、遺棄化学兵器の出所を検証し、並びに遺棄に関する証拠及び遺棄国を特定する証拠を示す。

12 技術事務局の報告は、執行理事会、領域締約国及び遺棄締約国又は化学兵器を遺棄したことを領域締約国によって申告され若しくは技術事務局によって特定された締約国に提出される。直接関係する締約国の中から当該報告に満足しない場合には、当該締約国は、この条約に従ってこの問題を解決する権利又は速やかに解

13 領域締約国は、第一条3の規定に基づき、8から12までの規定に従って遺棄締約国として特定された締約国に対し、当該領域締約国と協力して遺棄化学兵器を廃棄するために協議を行うよう要請する権利を有する。当該領域締約国は、その要請を直ちに技術事務局に通報する。

14 相互に合意する廃棄のための計画を作成する。執行理事会は、遺棄締約国及び領域締約国との間の協議について、技術事務局が13に規定する要請について通報を受けた後三十日以内に開始する。技術事務局が13に規定する要請について通報を受けた後百八十日以内に、技術事務局に送付する。技術事務局が13に規定する要請について通報を相互に合意した廃棄のための計画については、受けた後百八十日以内に、技術事務局に送付する。技術事務局が13に規定する要請について通報を相互に合意した廃棄のための計画については、受けた後百八十日以内に、技術事務局に送付する。執行理事会は、遺棄締約国及び領域締約国との間の協議の要請に基づき、相互に合意する廃棄のための計画の送付の期限を延期することができる。

15 遺棄締約国は、遺棄化学兵器の廃棄のため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供する。領域締約国は、適切な協力をを行う。

16 遺棄国を特定することができない場合又は遺棄国が締約国でない場合には、領域締約国は、化学兵器の廃棄について援助を提供するよう機関及び他の締約国に要請することができる。

17 8から16までの規定に従うことを条件として、第四条及び第四部④の規定は、遺棄化学兵器の廃棄についても適用する。遺棄化学兵器が第二条5(b)の老朽化した化学兵器の定義に該当する場合において、執行理事会がこの条約の趣

旨及び目的に危険をもたらさないと認めるときは、執行理事会は、領域締約国の単独の要請又は、遺棄締約国との共同の要請に基づき、廃棄に関する規定の適用を変更し又は例外的な状況において停止することができる。遺棄化学兵器が同条第5項の老朽化した化学兵器の定義に該当しない場合において、執行理事会がこの条約の趣旨及び目的に危険をもたらさないと認めるときは、執行理事会は、領域締約国の単独の要請又は、遺棄締約国との共同の要請に基づき、例外的な状況において廃棄の期限及び廃棄の規律に関する規定の適用を変更することができる。この17に規定する要請には、規定の適用の変更に関する具体的な提案及び変更を提案する理由についての詳細な説明を含める。

締約国は、締約国間で遺棄化学兵器の廃棄に関する協定又は取決めを締結することができる。執行理事会は、当該協定又は取決めが17に規定する遺棄化學兵器の廃棄を確保するものであると認める場合には、領域締約国の単独の要請又は遺棄締約国との共同の要請に基づき、当該協定又は取決めの特定の規定がこのCの規定に優先することを決定することができる。

- 第五部 第五条の規定に基づく化学兵器生産施設の廃棄及びその検証**
- A 申告
- 化学兵器生産施設の申告
- 第一項の規定に従って締約国が行う化学兵器生産施設の申告には、各化学兵器生産施設についての次の事項を含める。
 - 当該施設の名称、その所有者の名称及び千九百四十六年一月一日以降当該施設を運営し

た又は運営している会社又は企業の名称

(b) 当該施設の正確な所在地(住所、複合体の所在地及び複合体内の当該施設の位置(建物及び工作物の特定の番号がある場合には、これを含む。))を含む。

(c) 化学兵器として定義される化学物質の製造のための施設であるか否か若しくは化学兵器の充填のための施設であるか否か又はその双方であるか否かについての説明

(d) 当該施設の建設が完了した日及び当該施設の生産過程の性質を著しく変更するような変更(新たな設備又は改善された設備の設置を含む。)が行われた時期

(e) 当該施設において製造した化学物質であつて化学兵器として定義されるものに関する情報、当該施設において充填した弾薬類、装置及び容器に関する情報並びにこのような製造又は充填の開始及び終了の日にに関する情報

(f) 当該施設において製造した化学物質であつて化学兵器として定義されるものについては、これらの事項を含む当該施設の説明

(g) 廃棄されない化学兵器生産施設については、次の事項を含む当該施設の説明

(h) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(i) 次の事項を含む当該施設の現状

(j) 化学兵器が当該施設において最後に生産された日

(k) 当該施設が廃棄されたか否か(廃棄の日よつて明示する)。

(l) 当該施設において充填した弾薬類、装置及び容器については、これら的情報は、充填した化学兵器の具体的な種類及び一つ当たりの充填化学物質の重量によつて明示する。

(f) 当該施設の生産能力

(i) 当該施設の閉鎖のために締約国がとった措置の詳細及び当該施設の活動を終了させたために締約国がとった又はとする措置の説明

(j) 活動を終了した当該施設における安全及び警備のための通常の活動の説明

(k) 化学兵器の廃棄のために当該施設が転換されるか否かについての説明及び転換される場合にはその転換の日

(l) 当該施設の開設のための通常の活動の説明

(m) 生産能力は、当該施設が化学兵器の具体的な種類ごとに一年間に充填し得る化学物質の量によって明示する。

(n) 化学兵器を充填した施設については、生産能力は、当該施設が化学兵器の具体的な種類ごとに一年間に充填し得る化学物質の量によって明示する。

(o) 当該施設において製造した化学物質の量によって明示する。

(p) 廃棄されない化学兵器生産施設については、次の事項を含む当該施設の説明

(q) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(r) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(s) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(t) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(u) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(v) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(w) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(x) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(y) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

(z) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

2 第三条第1項の規定に基づく化学兵器生産施設の申告には、1に規定するすべての情報を含める。自国の領域内に当該施設が存在し又は存在していた締約国は、申告が行われることを確保するために他の国に適当な措置をとる責任を有する。自国の領域内に当該施設が存在し又は存在していた締約国は、この2の規定に基づく義務を履行することができない場合には、その理由を表明する。

過去における移譲及び受領の申告

3 千九百四十六年一月一日以降に化学兵器の生産のための設備を移譲し又は受領した締約国は、第三条第1項及び5の規定に従ってその移譲及び受領について申告する。締約国は、同日から千九百七十年一月一日までの間における当該設備の移譲及び受領について求められる情報が必ずしもすべて入手可能でない場合には、入手可能なすべての情報を申告し、及び完全な申告を行うことができない理由についての説明を行う。

		4 3に規定する化学兵器の生産のための設備とは、次のものをいう。	
(a) 特別な設備		(b) 化学兵器の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置の生産のための設備	
(c) 化学兵器である弾薬類の化学物質以外の部分を生産するためにのみ設計され又は使用された設備		(d) 特別な設備の廃棄の方法	
(e) 転換された化学兵器生産施設を化学兵器の廃棄のために使用した後に廃棄するための時		(f) 転換された化学兵器生産施設の廃棄の方法	
5 化学兵器の生産のための設備の移譲及び受領に関する申告は、次の事項を明示する。		6 締約国は、各廃棄年の開始の少なくとも九十四日前までに廃棄のための年次計画を提出する。当該年次計画は、次の事項を明示する。	
(a) 当該設備を受領し又は移譲した者		7 締約国は、各廃棄年の全般的な計画の提出	
(b) 当該設備の特定		8 締約国は、各廃棄年の開始の少なくとも九十四日前までに廃棄のための年次計画を提出する。当該年次計画は、次の事項を明示する。	
(c) 移譲又は受領の日		9 締約国は、各廃棄年の終了の後九十日以内に廃棄に関する年次報告を提出する。当該年次報告は、次の事項を明示する。	
(d) 判明している場合には現在の所在地		10 第三条1(c)項の規定に従って申告される化学兵器生産施設が自国の領域内に存在し又は存在する防護機器及び設備の停止	
6 締約国は、各化学兵器生産施設について次の事項に関する情報を提供する。		11 締約国は、第五条及びこの部に規定する原則に従い、化学兵器生産施設の廃棄について適用する方法を決定する。	
(a) とられる措置に関する予定される時間的な枠組み		12 化学兵器生産施設の閉鎖に関する原則及び方法	
(b) 廃棄の方法		13 締約国は、化学兵器生産施設の具体的な性質に十分な考慮を払い、閉鎖のための合意される措置をとる。当該措置には、特に次の事項を含める。	
7 締約国は、各化学兵器生産施設について次の事項に関する情報を提供する。		(a) 合意される活動を除くほか、当該施設の特別な建物及び標準的な建物の使用の禁止	
(a) とられる措置に関する予定される時間的な枠組み		(b) 化学兵器の生産に直接関係する設備(特に工程制御設備及び光熱・用水設備を含む。)の分離	
(b) 廃棄の方法		(c) 当該施設の操業上の安全のためにのみ使用する防護機器及び設備の停止	
8 締約国は、自國が一時的に化学兵器の廃棄施設に転換することを意図する各化学兵器生産施設について次の事項に関する情報を提供する。		(d) 化学兵器として定義される化学物質の合成、分離若しくは精製のための工程用の特別な設備、貯蔵槽若しくは化学兵器の充填のための機器への化学物質の注入又はこれらの設備、貯蔵槽若しくは機器からの化学物質の除去を防止し及びこれらの設備、貯蔵槽又は機器に対する加熱、冷却又は電気その他のエネルギーの供給を防止するための閉そく板その他装置の設置	
(b) 化学兵器生産施設を化学兵器の廃棄施設として使用することに関する予定される時間的な枠組み		(e) 合意される活動のために必要なものを除くほか、当該施設への重量物の輸送のための鉄道、道路その他の輸送路の遮断	
(c) 新たな施設の説明		14 化学兵器生産施設が閉鎖されている間、締約国は、当該施設において安全及び警備に関する活動を継続することができる。	
15 締約国は、安全上の理由のためにのみ化学兵器生産施設における標準的な保守活動(目視による検査、予防的な保守及び日常の修理を含む。)を行うことができる。		16 計画されているすべての保守活動は、廃棄のための全般的及び詳細な計画において明示する。保守活動には、次の事項を含めない。	
16 化学兵器生産施設の廃棄の前に行われる当該施設の技術的な保守		(a) 工程用の設備の取替え	
17 化学兵器生産施設の化学兵器の廃棄施設への一時的な転換に関する原則及び方法		(b) 化学工程に関する設備の性質の変更	
18 化学兵器生産施設の化学兵器の廃棄施設への一時的な転換に関する措置については、化学兵器の廃棄施設に一時的に転換される施設のための制度が転換されていない化学兵器生産施設のための制度と同様に厳重であることを確保する		(c) すべての種類の化学物質の生産の対象とする。	
19 この条約が効力を生ずる前に化学兵器の廃棄施設に転換された化学兵器生産施設については、化学兵器生産施設として申告する。		20 当該廃棄施設は、査察員による冒頭訪問の対象とするものとし、査察員は、当該廃棄施設についての情報が正確であることを確認する。また、当該廃棄施設への転換が化学兵器生産施設として操業することができないように行われた	

(号外)

20	化学兵器生産施設の転換を行うことを意図する 締約国は、この条約が効力を生じた後九十日以内に操業できないようにすることとされている 施設について規定する措置の枠内で行う。
21	この条約が自國について効力を生じた後に閉鎖した化学兵器生産施設を追加的に化学兵器の廃棄施設に転換する必要がある場合には、締約国は、その転換の少なくとも百五十日前までに技術事務局にその旨を通報する。技術事務局は、当該締約国と協力して当該廃棄施設がその後の後に化学兵器生産施設として操業することができないようにするために必要な措置がとられることを確保する。
22	化学兵器の廃棄のために転換される施設は、閉鎖中で保守が行われている化学兵器生産施設よりも化学兵器の生産の再開に適したものであつてはならない。当該転換される施設の生産の再開に必要な時間は、閉鎖中で保守が行われている化学兵器生産施設の活動を再開するのに必要な時間以上のものとなるようにしなければならない。
23	転換される化学兵器生産施設については、この条約が効力を生じた後十年以内に廃棄する。当該施設にとって特有のものであり、当該施設の独自の性質に依存するものとする。
24	化学兵器生産施設を転換するための措置は、
(a)	当該施設の転換のためにとる一連の措置は、この条約が締約国について効力を生じた後九十日以内に他の化学兵器生産施設が操業することができないようにするための一連の措置を下回るものではなければならない。
(b)	締約国は、化学兵器生産施設の廃棄に関する原則及び方法
25	化学兵器生産施設を化学兵器の廃棄施設に転換するためにとる一連の措置は、この条約が締約国について効力を生じた後九十日以内に他の化学兵器生産施設が操業することができないようにするための一連の措置を下回るものではなければならない。
26	締約国は、化学兵器生産施設の定義に規定する設備及び建物を次のとおり廃棄する。
(a)	すべての特別な設備及び標準的な設備は、物理的に廃棄する。
(b)	物理的に廃棄する。
27	締約国は、充填されていない化学兵器である薬剤類及び化学兵器を使用するための装置を生産する施設を次のとおり廃棄する。
(a)	化学兵器である薬剤類の化学物質以外の部分又は化学兵器の使用に直接関連して使用するように特別に設計された装置を生産するためのみ使用される施設を申告し及び廃棄する。廃棄の過程及びその検証については、化学兵器生産施設の廃棄を規律する第五条及びこの部の規定に従つて行う。
(b)	化学兵器である薬剤類の化学物質以外の部分を生産するためのみ設計され又は使用されるすべての設備については、物理的に廃棄する。特別に設計された鋳型及び金属加工金型を含む当該設備については、廃棄のための特別な場所に運ぶことができる。
28	化学兵器生産施設の廃棄の規律は、第一条及び他の条に定める義務(体系統的な現地検証に関する義務を含む)を基礎とするものである。廃棄の規律は、廃棄のための期間中に安全保障が損なわれないことについての締約国の利害、廃棄の初期の段階における信頼の醸成及び化学兵器生産施設を廃棄する過程において漸進的に得られる経験を考慮し、並びに化学兵器生産施設の実際の性質及びその廃棄のために選択される方法のいかんにかかわらず当該廃棄の規律を適用することを考慮したものである。廃棄の規律は、平準化の原則を基礎とするものである。
29	締約国は、化学兵器生産施設の各廃棄期間につき、いずれの化学兵器生産施設を廃棄するかを決定し、並びに各廃棄期間の満了の時に化学兵器生産施設が30及び31に規定するものよりも多く残存しないように廃棄を行つ。締約国は、当該施設をより速やかに廃棄することを妨げられないものではない。
30	表1の化学物質を生産する化学兵器生産施設については、次の規定を適用する。
(a)	締約国は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に当該施設の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後十年以内に廃棄を完了する。
(b)	締約国は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に、30の規定の対象となつてない化学兵器生産施設については、引き続き、この30の規定に従つて生産能力を廃棄する義務を負う。
31	締約国は、この条約が自國について効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。

			廢棄のための詳細な計画
32	締約国は、化学兵器生産施設の廃棄の開始の少なくとも百八十日前までに、当該施設の廃棄のための詳細な計画を技術事務局に提出する。	産施設において一時的に転換するすべての工作物の特定	
	当該計画には、特に次の事項に関する33(f)に規定する廃棄の検証のための措置についての提案を含める。	(c) 廃棄する化学兵器の種類並びに充填化学物質の種類及び量	
(a)	廃棄する施設において査察員自身が検証を行う時期	(d) 廃棄の方法	
(b)	申告した目録に記載された各物件について実施する措置の検証のための手続	(e) 生産工程及び特別な設備のいづれの部分を行いうる可能性がある封印及び査察のための装置	
33	化学生産施設の廃棄のための詳細な計画	(f) 設計、化学兵器生産施設の一時的な転換、設備の設置及び点検、廃棄作業並びに閉鎖に割り当てる時間を明らかにする日程	
(a)	廃棄の過程の詳細な日程	(g) 設計、化学兵器生産施設の一時的な転換、設備の設置及び点検、廃棄作業並びに閉鎖に割り当てる時間を明らかにする日程	
(b)	当該施設の配置図		
(c)	工程の流れの図面		
(d)	廃棄する設備、建物その他の物件の詳細な目録		
(e)	査察員が提出する廃棄のための措置		
(f)	当該施設の廃棄が行われている間に遵守されるべき警備上及び安全上の措置		
(g)	当該施設の廃棄が行われている間に遵守されるべき警備上及び安全上の措置		
34	締約国は、化学生産施設を一時的に化学兵器の廃棄施設に転換することを意図する場合には、転換のための活動を行う少なくとも百五十日前までに、技術事務局に通報するものとし、その通報には、次の事項を含める。	35	技術事務局は、締約国が提出する廃棄のための詳細な計画及び検証のために提案する措置並びに従前の査察の経験に基づき、当該締約国と密接に協議の上、化学生産施設の廃棄の検証のための計画を作成する。適当な措置に関する技術事務局と当該締約国との間の意見の相違は、協議によって解決されるべきである。解決されない問題は、この条約の完全な実施を促進することを目的として、適切な措置のために執行理事会に送付される。
(a)	化学生産施設の名称、住所及び位置	(b)	執行理事会の理事国は、廃棄及び検証のためて技術事務局と協議することができる。執行理事会のいずれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。
(b)	化学生産施設の廃棄に關係するすべての工作物及び場所を示す施設の図面並びに化学生産生	(c)	問題がある場合には、執行理事会は、当該問題について調整するために締約国と協議を開始する。問題が解決されない場合には、当該問題は、会議に提起される。廃棄の方法に関する意見の相違の解決は、廃棄のための計画の受け入れ可能な他の部分の実施を通常させてはならない。
36	化学生産施設の廃棄についての検討	(d)	執行理事会との間で検証について合意されない場合又は承認された検証のための計画を実施することができない場合には、廃棄の検証については、現地に設置する機器による継続的な監視を通じて及び査察員自身によって行う。
(a)	化学生産施設の廃棄についての検討	(e)	執行理事会との間で検証について合意されないものとし、現地において査察員自身によつて行われる。
(b)	化学生産施設の廃棄についての検討	(f)	必要な検証又は廃棄の活動が計画どおりに行われない場合には、すべての締約国は、その旨の通報を受ける。
41	廃棄及び検証についての検討	42	必要な検証又は廃棄の活動が計画どおりに行われない場合には、すべての締約国は、その旨の通報を受ける。
C 検証		43	技術事務局は、この条約が各締約国について効力を生じた後九十日から二十一日までの間に、化学生産施設の冒頭査察を行う。
(a)	化学生産施設の廃棄が停止及	44	冒頭査察は、次のことを目的とする。
(b)	化学生産施設の廃棄が停止及	45	査察員は、適当な場合には、各化学生産施設において申告された物件の目録を正確に確認することを容易にするため、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。
46	化学生産施設の申告の現地査察による検証	(c)	査察員は、被査察締約国による閉鎖設置する。査察員は、化学生産の生産が再開され又は申告された物件が移動された場合にこれを表示するための活動を妨げないよう必要な注意を払う。査察員は、当該装置を保守し及び当該装置が保全されていることを検証するために訪問することができる。

47	事務局長は、冒頭査察に基づき、この条約に従つて化学兵器生産施設の活動を終了させるための追加の措置が必要であると認める場合は、この条約が被査察締約国について効力を生じた後百八十日以内に当該措置を実施するよう、この条約が当該被査察締約国について効力を生じた後百三十五日以内に当該被査察締約国に要請することができる。当該被査察締約国は、その裁量により、当該要請を満たすことができない場合には、当該被査察締約国及び事務局長は、問題を解決するため協議する。
48	化学兵器生産施設及びその活動の終了の体系的な検証は、化学兵器生産施設の体系的な検証は、化学兵器生産施設への到着予定期刻の四十八時間前に、当該施設の査察又は訪問を行なう旨の決定を被査察締約国に通告する。緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
49	(a) 詳細な現地査察手続(次の事項を含める)とができる。(i) 目視による検査
50	(ii) 封印その他の合意される装置の点検及び
51	(iii) 試料の採取及び分析
52	事務局長は、体系的な査察又は訪問のための査察団の化学兵器生産施設への到着予定期刻の四十八時間前に、当該施設の査察又は訪問を行なう旨の決定を被査察締約国に通告する。緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
53	事務局長は、査察又は訪問の目的を明示する。査察員は、施設協定に基づき、阻害される場合には、この期間を短縮することができる。
54	体系的な現地査察の頻度を決定するための指針については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。査察が行われる具体的な化学兵器生産施設については、査察が行われる正確な時期が予知されることのないように技術事務局が選定する。
55	化学兵器生産施設の廃棄の体系的な検証は、当該施設がこの条約に基づく義務に従つて廃棄されることと及び申告された目録に記載された物件が合意された廃棄のための詳細な計画に従つて廃棄されることを確認することを目的とする。
56	申告された目録に記載されたすべての物件が廃棄された時に、技術事務局は、その旨の締約国への申告を確認する。技術事務局は、その確認の後、化学兵器生産施設の体系的な検証を終了するものとし、査察員が設置したすべての装置及び監視のための機器を速やかに撤去する。
57	56の確認が行われた後、締約国は、化学兵器生産施設が廃棄されたことを申告する。査察員は、当該封印その他の承認された装置を設置するため、当該施設を訪問することができる。
58	技術事務局は、各化学兵器生産施設について一層年に四回を限度として査察を行うことができる。
59	技術事務局及び被査察締約国は、58の訪問の後六十日以内に、一時的な転換のための期間における新たな査察のための措置を定める経過協定を締結する。当該経過協定は、転換の過程において化学兵器のいかなる生産も行われていなければ、次の事項を明示する。
60	体系的な現地査察の頻度を決定するための指針については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。査察が行われる具体的な化学兵器生産施設については、査察が行われる正確な時期が予知されることのないように技術事務局が選定する。
61	被査察締約国は、経過協定が締結されるまでの間、化学兵器生産施設のいかなる部分も移動し若しくは転換してはならず、又は封印その他の合意された査察の装置がこの条約に従つて設置されていた場合には当該封印その他の合意されることは防止するための封印(手が触れられないことを示すもの)その他の合意される装置を使用する手続であって、次の事項を明示するものとし、査察員が設置したすべての装置を明示するものとし、当該封印その他の合意される装置の種類、配置及び設置のための措置。
62	(i) 当該封印その他の合意される装置の保守
63	63 化学兵器の廃棄のために化学兵器生産施設を一時的に転換する作業が当該施設において開始される前及び当該施設が化学兵器の廃棄施設としての機能を停止した後は、当該施設は、化学兵器生産施設について適用されるこの部の規定に従う。
64	D この条約によって禁止されていない目的のための化学兵器生産施設を使用するための要請に付する権利を有する。
65	64 この条約によって禁止されていない目的のための化学兵器生産施設を使用するための要請に付する権利を有する。
66	66 この条約が締約国について効力を生ずる時に使用している施設又は当該目的のために使用することを計画している施設について行なうことができる。
67	67 この条約が締約国について効力を生ずる時に使用されている施設又は当該目的のために使用することを計画している施設について行なうことができる。
68	68 64の要請は、この条約が当該締約国について効力を生じた後三十日以内に事務局長に提出される。当該要請には、1(h)(iv)の規定に従つて提出する資料のほか、次の事項に関する情報を含める。
69	(a) 当該要請が必要とされる詳細な理由
70	(b) 次の事項を明示する当該施設の転換のための全般的な計画
71	(i) 当該施設において行われる活動の性質
72	(ii) 計画されている活動が化学物質の生産、加工又は消費に関係する場合には、化学物質の名称、当該施設の工程の流れの図面及び計画されている年間の生産量、加工量又は消費量
73	(iii) 使用が予定されている建物又は工作物及び変更が予定されている場合には当該変更

の内容

(iv) 廃棄された建物若しくは工作物又は廃棄が予定されている建物若しくは工作物及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画

(v) 当該施設において使用される設備

(vi) 移動され若しくは廃棄された設備又は移動若しくは廃棄が予定されている設備及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画

(vii) 適切な場合には転換のために予定されている日程

(viii) 当該施設が存在する地域において操業している他の施設の活動の性質

(ix) に規定する措置及び締約国が予定している他の措置

(x) 生産能力が維持されないことをどのように確保するかについての詳細な説明

(xi) この条約が締約国について効力を生ずる時に、いかなる場合にもこの条約が当該締約国につつて効力を生じた後四年以内に、事務局長に提出される。当該要請には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該要請が必要とされる詳細な理由(経済的必要性を含む。)

(b) 次の事項を明示する当該施設の転換のための全般的な計画

(i) 当該施設において行われることが計画されている活動の性質

(ii) 計画されている活動が化学物質の生産、加工又は消費に関する場合は、化学物質の名称、当該施設の工程の流れの図面及び計画されている年間の生産量、加工量又は消費量

(xi) 引き続き維持することが予定されている建物又は工作物及び変更が予定されている場合には当該変更の内容

(xii) 廃棄された建物若しくは工作物又は廃棄が予定されている建物若しくは工作物及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画

(xiii) 当該施設において使用が予定されている設備

(xiv) 移動され若しくは廃棄が予定されている設備及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画

(xv) 適切な場合には転換のために予定されている日程

(xvi) 当該施設が存在する地域において操業している他の施設の活動の性質

(xvii) に規定する措置及び締約国が予定している他の措置

(xviii) 生産能力が維持されないことをどのように確保するかについての詳細な説明

(xix) この条約が締約国について効力を生ずる時に、いかなる場合にもこの条約が当該締約国につつて効力を生じた後四年以内に、事務局長に提出される。当該要請には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該要請が必要とされる詳細な理由(経済的必要性を含む。)

(b) 次の事項を明示する当該施設の転換のための全般的な計画

(i) 当該施設において行われることが計画されている活動の性質

(ii) 計画されている活動が化学物質の生産、加工又は消費に関する場合は、化学物質の名称、当該施設の工程の流れの図面及び計画されている年間の生産量、加工量又は消費量

れない場合には、当該締約国は、第五条4の規定に従つてすべての活動を直ちに停止する。当該締約国は、この条約が自國について効力を生じた後九十日以内に、13の規定に従つて当該施設を開鎖する。

70 この条約によって禁止されていない目的のために化学兵器生産施設を転換する条件として、当該施設におけるすべての特別な設備については、廃棄しなければならず、また、この条約によって禁止されていない目的のために通常使用され、かつ、表1の化学物質に関係しない建物及び工作物と当該施設の建物及び工作物とを区別する特別な特徴については、除去しなければならない。

71 転換された施設は、次の活動のために使用してはならない。

(a) 表1又は表2の化学物質の生産、加工又は消費に関する活動

72 締約国は、その要請の中で、信頼を醸成するため適当と認めるその他の措置を提案することができる。

73 会議によつて決定が行われるまでの間、締約国は、この条約が自國について効力を生ずる前にこの条約によって禁止されている他の措置が当該施設の活動の停止、特別な目的のためにのみ使用され、かつ、引き続き操業している場合において、68の規定に従つて証明のために必要となる措置がとられなかつたときは、事務局長は、直ちに執行理事会に報告を速やかに提出する。

74 化学兵器生産施設が、この条約が締約国について効力を生ずる前にこの条約によって禁止され、かつたときは、事務局長は、直ちに執行理事会に通報する。執行理事会は、適当と認める措置の実施、特に、当該施設の活動の停止、特別な設備の移動及び建物又は工作物の変更を要請することができる。執行理事会は、これらの措置の実施のための期限を定めるものとし、これららの措置が十分に実施されるまでの間、64の要請に関する検討を停止する。当該施設は、これららの措置が実施されたか否かを確認するため、当該期限の満了の後速やかに査察を受ける。これらの措置が実施されなかつた場合には、当該締約国は、当該施設のすべての操業を完全に停止しなければならない。

75 会議は、事務局長の報告の受領の後できる限り速やかに、執行理事会の勧告に基づき、当該報告及び締約国が表明する見解を考慮して、64の要請を承認するか否かを決定し、及び承認のための条件を定める。いずれかの締約国が当該要請の承認及びこれに伴う条件に異議を申し立て

された情報が正確であることを確認し、転換が予定されている施設の技術的な性質に関する情報を取り得し及びこの条約によって禁止されていない目的のための使用を承認するための条件を評価することを目的とする。事務局長は、執行

理事会、会議及びすべての締約国に対し、この条約によって禁止されていない目的のために当該施設がこの条約によって禁止され、かつ、引続き操業している場合において、68の規定に従つて証明のために必要となる措置がとられなかつたときは、事務局長は、直ちに執行理事会に必要な措置に関する事務局長の勧告を含むために必要な措置を転換するための条件を評価することを目的とする。事務局長は、執行

理事会、会議及びすべての締約国に對し、この条約によって禁止されていない目的のために当該施設がこの条約によって禁止され、かつ、引続き操業している場合において、68の規定に従つて証明のために必要となる措置がとられなかつたときは、事務局長は、直ちに執行理事会に必要な措置を転換するための条件を評価することを目的とする。事務局長は、執行

る場合には、相互に受入れ可能な解決を求めるため、九十日を限度として関係締約国との間で協議を行う。当該要請及びその承認に伴う条件並びにこれらについて提案される変更に関する決定については、実質事項として、当該協議の期間が経過した後できる限り速やかに行う。

76 施設協定は、64の要請が承認される場合に、その承認の決定が行われた後九十日以内に締結する。当該施設協定には、施設の転換及び使用が認められる条件(検証のための措置に関するものを含む)を含める。転換については、当該施設協定を締結する前から開始してはならない。

転換のための詳細な計画

77 締約国は、化学兵器生産施設の転換の開始の予定の少なくとも百八十日前までに、当該施設の転換のための詳細な計画を技術事務局に提出する。当該計画には、特に次の事項に関する転換の検証のための措置についての提案を含める。

(a) 転換する施設において査察員自身が検証を行った日付と記載された各物件について

(b) 中告した日付と記載された各物件について

(c) 転換の過程の詳細な日程

(d) 転換の前ににおける及び転換の後における当該施設の配置図

(e) 目録に記載された各物件について措置を実施する場合は当該措置

(f) 検証のために提案する措置

(g) 当該施設の転換が行われている間に遵守されるべき警備上及び安全上の措置

る場合には、相互に受入れ可能な解決を求めるため、九十日を限度として関係締約国との間で協議を行う。当該要請及びその承認に伴う条件並びにこれらについて提案される変更に関する決定については、実質事項として、当該協議の期間が経過した後できる限り速やかに行う。

76 施設協定は、64の要請が承認される場合に、その承認の決定が行われた後九十日以内に締結する。当該施設協定には、施設の転換及び使用が認められる条件(検証のための措置に関するものを含む)を含める。転換については、当該施設協定を締結する前から開始してはならない。

79 第五条及びこの部の規定の実施を確保するため、転換及び検証のための統合された計画が執行理事会と締約国との間で合意される。当該計画については、転換の開始の予定の少なくとも六十日前までに合意する。

80 執行理事会の理事国は、転換及び検証のための統合された計画の妥当性に関する問題について技術事務局と協議することができる。執行理事会のいずれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。

81 執行理事会の理事国は、転換及び検証のための統合された計画の妥当性に関する問題について技術事務局と協議することができる。執行理事会のいずれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。

80 第五条及びこの部の規定の実施を確保するため、転換及び検証のための統合された計画が執

行理事会と締約国との間で合意される。当該計画については、転換の開始の予定の少なくとも六十日前までに合意する。

81 執行理事会の理事国は、転換及び検証のための統合された計画の妥当性に関する問題について技術事務局と協議することができる。執行理事会のいずれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。

82 問題がある場合には、執行理事会は、当該問題について調整するために締約国と協議する。理事会のいずれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該問題は、実施に移される。

83 執行理事会との間で検証のための計画を実施すべきである。問題が解決されない場合には、当該問題は、会議に提起されるべきである。転換の方法に関する意見の相違の解決は、転換のための計画の受け入れ可能な他の部分の実施を遅滞させるべきでない。

84 転換した施設の費用は、第五条19の規定に従つて分担される。

85 第六部 第六条に規定するこの条約における活動に關し毎年報告する。当該十年の期間の満了の後、執行理事会は、技術事務局の勧告を考慮して、継続する検証措置の性質を決定する。十年の期間中、締約国は、転換した施設における活動に關し毎年報告する。当該十年の期間の満了の後、執行理事会は、技術事務局の勧告を考慮して、継続する検証措置の性質を決定する。

86 転換した施設の検証の費用は、第五条19の規定に従つて分担される。

A 一般規定

1 締約国は、この条約の締約国の領域外で表1の化学物質を生産し、取得し、保有し又は使用してはならない。締約国は、また、他の締約国に対して移譲する場合を除くほか、当該化学物質を自国の領域外に移譲してはならない。

2 締約国は、次の(2)から(5)までの要件が満たさないものとし、転換を確認するために査察員自身によって行われる。検証は、転換の過程を不正に妨げられないことを最も優先させる。締約国は、安全

締約国は、いかなる時にも、阻害されることなく転換した施設へのアクセスが認められる権利を査察員に与える。査察員は、当該施設におけるすべての場所、活動及び設備を監視する権利を有する。査察員は、当該施設における活動が執行理事会及び会議がこのDの規定に基づいて定めた条件に合致していることを検証することを目的として、適切な措置のために執行理事会に送付される。

し、取得し、保有し、移譲し又は使用してはならない。

(a) 化学物質が研究、医療、製薬又は防護の目的に利用されるものであること。

(b) 化学物質の種類及び量に嚴重に限定されることのできる種類及び量に嚴重に限定されること。

(c) (b)の目的のための化学物質の総量がいかなる時にも一トン以下であること。

(d) 締約国が生産、貯蔵されている化学兵器からの回収及び移譲によって取得する(b)の目的のための総量がいかなる年にも一トン以下であること。

3 締約国は、他の締約国に対してのみ、かつ、2に規定する研究、医療、製薬又は防護の目的に限り、表1の化学物質を自国の領域外に移譲することができる。

4 移譲された化学物質は、第二国に対して再移譲してはならない。

5 他の締約国に対する移譲の少なくとも三十日前までに、締約国及び当該他の締約国は、技術事務局に当該事務局に於ける移譲について通報する。

6 締約国は、前年に於ける移譲に關し、詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、前年の終了の後九十日以内に行うものとし、移譲された表1の各化学物質についての次の事項に關する情報を含める。

(a) 化学名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号

(b) 他の国から取得した量又は他の締約国に対して移譲した量。個別の移譲について、量、受領者及び目的を含める。

7 締約国は、8から12までの規定に基づく生産に関する一般原則

8 締約国は、8から12までの規定に基づく生産に當たっては、人の安全を確保し及び環境を保

平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号

六八

及び排出に関する自国の基準に従って当該生産を行ふ。

单一の小規模な施設

8 締約国は、研究、医療、製薬又は防護の目的のために表1の化学物質を生産する場合には、10から12までに規定する場合を除くほか、自國が承認する单一の小規模な施設においてその生産を行う。

9 単一の小規模な施設における生産は、継続的な稼働のために配置されたものでない生産工程の中の反応器内で行う。各反応器の容量は、百リットルを超えてはならず、五リットルを超える容量を有するすべての反応器の総容量は、五百リットルを超えてはならない。

他の施設

10 防護目的のための表1の化学物質の生産については、单一の小規模な施設以外の一つの施設においてその総量が年間十キログラムを超えない範囲内で行うことができる。この施設は、締約国が承認する。

11 研究、医療又は製薬の目的のための施設当たり年間百グラムを超える表1の化学物質の生産については、施設当たりの年間の総量が十キログラムを超えない範囲内で单一の小規模な施設以外の施設において行うことができる。これらの施設は、締約国が承認する。

12 防護目的のため、研究、医療又は製薬の目的のための表1の化学物質の合成であつて施設当たりの年間の総量が百グラム未満のものについては、実験施設において行うことができる。これらの実験施設は、D及びEに規定する申告及び検証に関連する義務の対象とならない。

D 申告

单一の小規模な施設
13 締約国は、单一の小規模な施設の操業を計画する場合には、当該施設の正確な所在地に関する

る情報及び詳細な技術的な説明、設備の目録及び詳細な図面を含む。)を技術事務局に提供する。既存の施設については、この条約が当該締約国について効力を生じた後三十日以内に冒頭申告を行う。新たな施設に関する冒頭申告については、操業の開始の少なくとも百八十日前までに行う。

14 締約国は、予定される変更であつて冒頭申告に關係するものについて技術事務局に事前に通報する。その通報については、当該変更が行われる少なくとも百八十日前までに行う。

15 締約国は、单一の小規模な施設において表1の化学物質を生産する場合には、前年ににおける少なくとも百八十日前までに行う。

当該施設の活動に関して詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、前年の終了の後九十日以内に行うものとし、次の事項を含める。

(a) 当該施設の特定

(b) 当該施設において生産し、消費し又は貯蔵する事項に関する情報

(c) 当該施設において生産し、取得し、消費し又は貯蔵した表1の各化学物質については、

次の事項に関する情報

(i) 化学名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合

(ii) 使用された方法及び生産量

(iii) 表1の化学物質の生産のために使用した前駆物質である化学物質に関する附属書

(iv) 表1の化学物質の生産のためには、他に表1の各化学物質についても、

使用される方法及び生産量

(v) 表1の化学物質の生産のためには、他に表1の各化学物質についても、

使用される方法及び生産量

(vi) 前年における最大貯蔵量

(vii) 前年の終了における貯蔵量

(c) 明(設備の目録及び詳細な図面を含む。)の変更

16 締約国は、单一の小規模な施設において表1の化学物質を生産する場合には、翌年の当該施設の予定される活動及び予想される生産について詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、翌年の開始の少なくとも九十日前までに行うものとし、次の事項を含める。

更であつて前年中に当該施設において生じたものに関する情報

もとの間に於ける情報

前年の終了の後九十日以内に行うものとし、次の事項を含める。

17 締約国は、10及び11に規定する各施設について、技術事務局の要請に応じ、その名称及び所在地に関する情報並びに当該施設又はその一部の詳細な技術的な説明を技術事務局に提供する。防護目的のために表1の化学物質を生産する施設については、その旨を具体的に明示する。既存の施設については、この条約が当該締約国について効力を生じた後三十日以内に冒頭申告を行う。新たな施設に関する冒頭申告については、操業の開始の少なくとも百八十日前までに行う。

18 締約国は、予定される変更であつて冒頭申告に關係するものについて技術事務局に事前に通報する。その通報については、当該変更が行われる少なくとも百八十日前までに行う。

19 締約国は、10及び11に規定する各施設につい

て、前年に於ける当該施設の活動に関して詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、

前年の終了の後九十日以内に行うものとし、次の事項を含める。

20 締約国は、10及び11に規定する各施設について、翌年の当該施設の予定される活動及び予想される生産について詳細な年次申告を行う。当一部において生じたものに関する情報及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

21 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

22 締約国は、10及び11に規定する各施設について、翌年の当該施設の予定される活動及び予想される生産について詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、翌年の開始の少なくとも九十日前までに行うものとし、次の事項を含める。

23 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

24 締約国は、10及び11に規定する各施設について、翌年の当該施設の予定される活動及び予想される生産について詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、翌年の開始の少なくとも九十日前までに行うものとし、次の事項を含める。

25 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

26 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

27 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

28 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

29 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

30 締約国は、10及び11に規定する各施設について、前年の終了時における貯蔵量

及び量

については、量、受領者及び目的を含めるべきである。

		が予想される時期及び生産目的	
		(c) 既に提出した当該施設の詳細な技術的な説明の変更であつて翌年中に当該施設又はその一部において生ずることが予想されるものに関する情報	
E 検証		单一の小規模な施設	单一の化学物質の生産量が正確に申告されていること及び特にその総量が一トンを超えないことを検証することを目的とする。
21		单一の小規模な施設における検証活動は、表1の化学物質の生産量が正確に申告されていること及び特にその総量が一トンを超えないことを検証することを目的とする。	单一の小規模な施設における検証活動は、表1の化学物質の生産量が正確に申告されていること及び特にその総量が一トンを超えないことを検証することを目的とする。
22		单一の小規模な施設は、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。	单一の小規模な施設は、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。
23		具体的な施設に対する査察の回数、程度、期間、時期及び方法については、化学物質、当該施設の性質及び当該施設において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険に基づいて定める。(適当な指針については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。)	具体的な施設に対する査察の回数、程度、期間、時期及び方法については、化学物質、当該施設の性質及び当該施設において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険に基づいて定める。(適当な指針については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。)
24		冒頭査察は、施設に関して提供された情報を検証すること(9に規定する反応器に関する制限について検証することを含む。)を目的とする。	冒頭査察は、施設に関して提供された情報を検証すること(9に規定する反応器に関する制限について検証することを含む。)を目的とする。
25		締約国は、この条約が自国について効力を生じた後百八十日以内に、モデル協定に基づき、施設に関する詳細な査察手続を規定する施設協定を機関との間で締結する。	締約国は、この条約が自国について効力を生じた後百八十日以内に、モデル協定に基づき、施設に関する詳細な査察手続を規定する施設協定を機関との間で締結する。
26		締約国は、この条約が自国について効力を生じた後百八十日以内に、モデル協定に基づき、施設に関する詳細な査察手続を作ることを計画する場合	締約国は、この条約が自国について効力を生じた後百八十日以内に、モデル協定に基づき、施設に関する詳細な査察手続を作ることを計画する場合
27		モードル協定に基づき、当該施設に関する詳細な査察手続を規定する施設協定を機関と從つて会議が検討し及び承認する。	モードル協定に基づき、当該施設に関する詳細な査察手続を規定する施設協定を機関と從つて会議が検討し及び承認する。
10		及び11に規定する他の施設	及び11に規定する施設における検証活動
11		10及び11に規定する輸入量及び輸出量の明示は、次のことを検証することを目的とする。	10及び11に規定する輸入量及び輸出量の明示は、次のことを検証することを目的とする。
(a)		当該施設が表1の化学物質(申告された化学物質を除く。)の生産のために使用されているないこと。	当該施設が表1の化学物質(申告された化学物質を除く。)の生産のために使用されていること。
(b)		表1の化学物質の生産量、加工量又は消費量が、正確に申告されていること及び申告された量が、正確に申告されていること。	表1の化学物質の生産量、加工量又は消費量が、正確に申告されていること及び申告された量が、正確に申告されていること。
(c)		表1の化学物質が他の目的に転用され又は使用されていないこと。	表1の化学物質が他の目的に転用され又は使用されていないこと。
28		及び11に規定する他の施設	及び11に規定する施設における検証活動
29		10及び11に規定する施設は、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。	10及び11に規定する施設は、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。
30		具体的な施設に対する査察の回数、程度、期間、時期及び方法については、化学物質の生産量、当該施設の性質及び当該施設において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険に基づいて定める。(適当な指針については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。)	具体的な施設に対する査察の回数、程度、期間、時期及び方法については、化学物質の生産量、当該施設の性質及び当該施設において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険に基づいて定める。(適当な指針については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。)
31		締約国は、この条約が自国について効力を生じた後百八十日以内に、モデル協定に基づき、施設に関する詳細な査察手続を規定する施設協定を機関との間で締結する。	締約国は、この条約が自国について効力を生じた後百八十日以内に、モデル協定に基づき、施設に関する詳細な査察手続を規定する施設協定を機関との間で締結する。
32		締約国は、この条約が効力を生じた後に10及び11に規定する施設を作ることを計画する場合には、当該施設の操業の開始又は使用の前に、機関との間で施設協定を締結する。	締約国は、この条約が効力を生じた後に10及び11に規定する施設を作ることを計画する場合には、当該施設の操業の開始又は使用の前に、機関との間で施設協定を締結する。
33		第六条に規定するこの条約に係る申告及び年次申告は、前記の(表2の化学物質及びこれに関する施設のための制度)によつて禁止されていない活動	第六条に規定するこの条約に係る申告及び年次申告は、前記の(表2の化学物質及びこれに関する施設のための制度)によつて禁止されていない活動
34		申告	申告
35		国内の集計された資料の申告	国内の集計された資料の申告
36		第六条の7及び8の規定に従つて締約国が行う冒頭申告及び年次申告には、前歴年における	第六条の7及び8の規定に従つて締約国が行う冒頭申告及び年次申告には、前歴年における
37		モードル協定については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。	モードル協定については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。
表2の化学物質の生産量、加工量、消費量、輸入量及び輸出量に関する国内の集計された資料並びに相手国との輸入量及び輸出量の明示を含める。			
2		締約国は、次の申告を行う。	締約国は、次の申告を行う。
(a)		この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に1の規定に従つて行う冒頭申告	この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に1の規定に従つて行う冒頭申告
(b)		冒頭申告を行つた年の翌暦年から開始する年次申告(前暦年の終了の後九十日以内に行つた過去の活動に関する年次申告)	冒頭申告を行つた年の翌暦年から開始する年次申告(前暦年の終了の後九十日以内に行つた過去の活動に関する年次申告)
(c)		予想される活動に関する年次申告(翌暦年の開始の遅くとも六十日前までに行つ。)当該年次申告を行つた後に新たに計画する活動について、当該活動の開始の遅くとも五日前までに申告する。	予想される活動に関する年次申告(翌暦年の開始の遅くとも六十日前までに行つ。)当該年次申告を行つた後に新たに計画する活動について、当該活動の開始の遅くとも五日前までに申告する。
(d)		当該工場が、	当該工場が、
(e)		申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。	申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。
(f)		(i) 申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。	(i) 申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。
(g)		(ii) 申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。	(ii) 申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。
(h)		(iii) 申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。	(iii) 申告する表2の化学物質の生産、加工又は消費のいずれを行つているか。
(i)		申告する表2の各化学物質についての当該工場の生産能力	申告する表2の各化学物質についての当該工場の生産能力
(j)		申告に関する基準を超える表2の各化学物質	申告に関する基準を超える表2の各化学物質

平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号

- についての3の規定に基づく事業所の申告には、次の事項に関する情報を含める。
- 化学名、施設において使用されている一般名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号
 - 冒頭申告については、前三暦年の各年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量
 - 過去の活動に関する年次申告については、前暦年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量
 - 予想される活動に関する年次申告については、翌暦年における事業所の生産、加工又は消費の予想される総量(生産、加工又は消費が行われることが予想される期間を含む。)
 - 現地における加工及び消費(該当する場合には生成物の種類の明示を含む。)
 - 次に掲げるもののうちいずれのものを目的として、化学物質の生産、加工又は消費が行われたか又は行われるか。

(b) 化学物質に関する附属書の表2Bに掲げる	10 9の規定に基づく事業所の申告には、次の項目を含める。
(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号	(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号
(b) 冒頭申告については、前三暦年の各年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量	(b) 冒頭申告については、前三暦年の各年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量
(c) 過去の活動に関する年次申告については、前暦年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量	(c) 過去の活動に関する年次申告については、前暦年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量
(d) 予想される活動に関する年次申告については、翌暦年における事業所の生産、加工又は消費の予想される総量(生産、加工又は消費が行われることが予想される期間を含む。)	(d) 予想される活動に関する年次申告については、翌暦年における事業所の生産、加工又は消費の予想される総量(生産、加工又は消費が行われることが予想される期間を含む。)
(e) 現地における加工及び消費(該当する場合には生成物の種類の明示を含む。)	(e) 現地における加工及び消費(該当する場合には生成物の種類の明示を含む。)
(ii) 締約国領域内における又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所への販売又は移譲(該当する場合には他の産業、販売業者又はその他の仕向先のいずれに対する販売又は移譲であるかの明示及び可能な場合には最終生成物の種類の明示を含む。)	(ii) 現地における加工及び消費(該当する場合には生成物の種類の明示を含む。)
(iii) 直接の輸出(該当する場合には関係国の明示を含む。)	(iii) 直接の輸出(該当する場合には関係国の明示を含む。)
(iv) その他の目的(該当する場合には目的の明示を含む。)	(iv) その他の目的(該当する場合には目的の明示を含む。)

(a) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書	11 このAの規定に従って申告された事業所の一覧表については、6、7(b)、7(c)、7(d)(i)、7(e)(ii)、8(a)及び10の規定に従って提供された情報と共に、要請に応じ、締約国に対し技術事務局が送付する。
B 検証	12 第六条に規定する検証について、申告された事業所であつて、次に掲げるいずれかの量を超える化学物質を、前三暦年のいずれかの年ににおいて生産し、加工し若しくは消費した一若しくは二以上の工場又は翌暦年において生産し、加工し若しくは消費することが予想される場合には、直接の輸出(該当する場合には関係国の明示を含む。)
(a) 第六部の規定に従う場合を除くほか表1の化学物質が存在しないこと(特にその生産が行われていないこと)。	13 第八条21(a)の規定に従って会議が採択する機関の計画及び予算には、このBの規定に基づく当該事業所の正確な所在地(住所を含む。)を満たす各工場については、7の(a)から(e)まで規定する事項に関する情報
(b) 表2の化学物質の生産、加工又は消費の水準が申告に合致していること。	14 技術事務局は、15から22までの規定に従って冒頭査察及びその後の査査を行う。
冒頭査察	15 査察は、活動がこの条約に基づく義務に従っていること及び申告において提供された情報に合致していることを検証することを一般的な目的とする。Aの規定に従って申告された事業所における査察は、特に次のことを検証することを目的とする。

(a) 第六部の規定に従う場合を除くほか表1の化学物質が存在しないこと(特にその生産が行われていないこと)。	16 第六条4に規定する検証について、申告された事業所であつて、次に掲げるいずれかの量を超える化学物質を、前三暦年のいずれかの年ににおいて生産し、加工し若しくは消費した一若しくは二以上の工場又は翌暦年において生産し、加工し若しくは消費することが予想される場合には、直接の輸出(該当する場合には関係国の明示を含む。)
(b) 表2の化学物質の生産、加工又は消費の水準が申告に合致していること。	17 冒頭査察に際しては、被査察締約国及び技術事務局が必要としないことを合意する場合を除くほか、事業所に関する施設協定案を作成する。
冒頭査察	18 査察員は、冒頭査察に際して、その後の査査の頻度及び程度に関連して、特に次の基準を考慮して、化学物質、事業所の性質及び当該事業所において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険を評価する。
(a) 化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質の毒性及び当該化学物質を使用して生産される最終生成物がある場合には当該最終生成物において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険を評価する。	19 12の規定に従って査察が行われる事業所は、冒頭査察を受けた後、その後の査査の対象となる。
(b) 表2の化学物質の生産、加工又は消費の水準が申告に合致していること。	20 技術事務局は、査査のために具体的な事業所を選定し並びに査査の頻度及び程度を決定するに当たり、各施設協定並びに冒頭査察及びその後の査査の結果を踏まえて、化学物質、事業所の性質及び当該事業所において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険に十分な考慮を払う。
(c) 表2の化学物質がこの条約によって禁止されている活動のために転用されていないこと。	21 技術事務局は、査査が行われる正確な時期が予知されることのないように査査を行う具体的なための事業所の選定については、事業所の査

9 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、千九百四十六年一月一日以後のいずれかの時に化学兵器のために表2の化学物質を生産した工場を有するすべての事業所を申告する。

10 9の規定に基づく事業所の申告には、次の項目を含める。

- 当該事業所の名称、その所有者の名称及び名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号
- 当該事業所内に所在し、かつ、9に定める要件を満たす各工場については、7の(a)から(e)まで規定する事項に関する情報

11 このAの規定に従って申告された事業所の一覧表については、6、7(b)、7(c)、7(d)(i)、7(e)(ii)、8(a)及び10の規定に従って提供された情報と共に、要請に応じ、締約国に対し技術事務局が送付する。

12 第六条に規定する検証について、申告された事業所であつて、次に掲げるいずれかの量を超える化学物質を、前三暦年のいずれかの年ににおいて生産し、加工し若しくは消費した一若しくは二以上の工場又は翌暦年において生産し、加工し若しくは消費することが予想される場合には、直接の輸出(該当する場合には関係国の明示を含む。)

13 第八条21(a)の規定に従って会議が採択する機関の計画及び予算には、このBの規定に基づく当該事業所の正確な所在地(住所を含む。)を満たす各工場については、7の(a)から(e)まで規定する事項に関する情報

な事業所を選定する。	
いかなる事業所も、このBの規定による査察を一層年に二回を超えて受けない。ただし、このことは、第九条の規定に基づく査察を制限するものではない。	
査察手続	
合意される指針、この附属書の他の関連規定及び秘密扱いに関する附属書のほか、24から30までの規定を適用する。	
申告された事業所に関する施設協定は、被査察締約国及び技術事務局がこれを必要としないことを合意する場合を除くほか、冒頭査察の完了後九十日以内に被査察締約国と機関との間で締結する。当該施設協定は、モデル協定に基づくものとし、申告された事業所における査察の実施について規律する。当該施設協定は、査察の頻度及び程度並びに25から29までの規定に適合する詳細な査察手続を明示する。	
査察については、申告された事業所内の申告された工場であって表2の化学物質を扱うのを中心に行う。査察団が当該事業所の他の部分へのアクセスを認めることが要請する場合には、第二部5の規定に基づく説明を行う義務に従い及び施設協定又は施設協定がないときは第十部Cに規定する管理されたアクセスの規則に従い、当該他の部分へのアクセスを認める。	
記録へのアクセスは、適当な場合には、申告された化学物質が転用されなかつたこと及び生産が申告に合致していたことを保証するために認められる。	
試料の採取及び分析は、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質であって申告されていないものが存在しないことを点検するために行う。	
査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	
(a) 原料となる化学物質(反応体)を搬入し又は	
貯蔵する場所	
(b) 反応器に注入する前に反応体に対し処理を施す場所	
(c) 適当な場合には(a)又は(b)の場所から反応器へ通する仕込み管(弁類、流量計等を含む。)	
(d) 反応器の外面及び附属設備	
(e) 反応器から、長期間若しくは短期間貯蔵するための場所又は申告された表2の化学物質を更に加工するための設備へ通する配管	
(f) (a)から(e)までのいずれかに関連する制御設備	
(g) 廃棄物及び排水の取扱いのための設備及び場所	
(h) 規格外の化学物質の処分のための設備及び場所	
査察期間は、九十六時間を超えてはならない。ただし、査察団と被査察締約国との間の合意により延長することができる。	
C この条約の締約国でない国に対する移譲	
31 表2の化学物質については、専ら、締約国に對して移譲し、又は締約国から受領する。このような義務は、この条約が効力を生じた後三年で効力を生ずる。	
32 締約国は、31の三年の暫定的な期間中、この条約の締約国でない国に対する表2の化学物質の移譲について、以下に規定する最終用途に関する証明書を要請する。締約国は、当該移譲に關し、移譲する化学物質がこの条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用されることを確保するため、必要な措置をとる。特に、締約国は、受領国に対し、移譲する化学物質について、次のことを表明する証明書を要請する。	
4 締約国は、次の(a)の申告並びに当該申告を行った年の翌暦年から開始する(b)及び(c)の申告を行う。	
(a) この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に3の規定に従って行う冒頭申告	
(b) 前暦年の終了の後九十日以内に行う過去の活動に関する年次申告	
5 3の規定に基づく申告は、表3の化学物質を低濃度で含有する混合物については、一般的に必要とされない。当該申告は、指針に従い、当該混合物からの表3の化学物質の分離が容易であること及び当該化学物質の総量が、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすと認められる場合にのみ、必要とされる。当該指針については、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する。	
6 3の規定に基づく事務所の申告には、次の事項を含める。	
(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び当該事業所を運営する会社又は企業の名称	
(b) 当該事業所の正確な所在地(住所を含む。)	
(c) 当該事業所内の工場であって第七部の規定に従って申告するものの数	
7 3の規定に基づく事業所の申告には、当該事業所内に所在し、かつ、3に定める要件を満たす各工場についての次の事項に関する情報を含める。	
(a) 当該工場の名称、その所有者の名称及び当該工場を運営する会社又は企業の名称	
(b) 当該工場の事業所内の正確な位置(建物又は工作物の具体的な番号がある場合には、これ)を含む。)	
8 申告に関する基準を超える表3の各化学物質についての3の規定に基づく事業所の申告には、次の事項に関する情報を含める。	
(a) 化学名、施設において使用されている一般名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号	

(b) 前曆年における化学物質のおよその生産量又は予想される活動に関する申告については

翌曆年において予想される生産量を次の範囲で明示するもの。三十トン超二百トン以下、

二百トン超千トン以下、千トン超一万トン以下、一万トン超十万トン以下及び十万トン超下、一万トン超十万トン以下及び十万トン超

(c) 化学物質の生産がいかなる目的で行われたか又は行われるか。

化学兵器のための過去における表3の化学物質の生産に関する申告

締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、千九百四十六年一月一日以降のいずれかの時に化学兵器のため表3の化学物質を生産した工場を有するすべての事業所を申告する。

10 9の規定に基づく事業所の申告には、次の事項を含める。

(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び当該事業所を運営する会社又は企業の名称

(b) 当該事業所の正確な所在地(住所を含む。)

(c) 当該事業所内に所在し、かつ、9に定める要件を満たす各工場については、7の(b)から(c)までに規定する事項に関する情報

(d) 化学兵器のために生産された表3の各化学物質については、

(i) 化学名、事業所において化学兵器の生産のために使用された一般名又は商品名、構

造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号、

(ii) 化学物質が生産された日及び生産量

(iii) 化学物質が送られた場所及び判明してい

る場合には当該場所において生産された最

終生成物

締約国に対する情報

11 このAの規定に従って申告された事業所の一覧表については、6、7(a)、7(c)、8(a)及び10の規定に従って提供された情報と共に、要請に

応じ、締約国に対し技術事務局が送付する。

B 検証

総則

12 第六条5に規定する検証については、申告された事業所であつて、三十トンの申告に関する基準を超える表3の化学物質の生産の総量が、

前曆年において三百トンを超える又は翌曆年ににおいて三百トンを超えると予想されるものにおいて

現地査察を通じて行う。

13 第八条21(a)の規定に従つて会議が採択する機

関の計画及び予算には、第七部13の規定を考慮して、このBの規定に基づく検証のための計画及び予算を別個の項目として含める。

14 技術事務局は、このBの規定に基づく査察については、次の考慮すべき要素を基礎として、

適切な仕組み(例えば、特別に設計されるコンピュータ・ソフトウェアの利用)により、査察を行う事業所を無作為に選定する。

(a) 査察の平衡的な地理的配分

(b) 申告された事業所に関する技術事務局が入手可能な情報であつて、化学物質、当該事業所の性質及び当該事業所において行われる活動の性質に関係するもの

15 いかなる事業所も、このBの規定による査察を年二回を超えて受けない。ただし、このことは、第九条の規定に基づく査察を制限するものではない。

16 技術事務局は、このBの規定に基づく査察を行つて事業所を選定するに当たり、この部及び第九部の規定に従つて締約国が一暦年において受けける査察の合計の回数に関する次の制限を遵守する。当該回数は、この部及び第九部の規定に従つて締約国が申告する事業所の総数の五パーセントに三を加えた数又は二十のうちいずれか低い方の数を超えてはならない。

17 Aの規定に従つて申告された事業所において査察の目的

18 合意される指針、この附屬書の他の関連規定及び秘密扱いに関する附属書のほか、19から25までの規定を適用する。

19 施設協定は、被査察締約国が要請する場合を除くほか、締結しない。

20 査察については、申告された事業所内の申告された工場であつて表3の化学物質を扱うものを中心に行う。査察団が第二部51の規定に基づいてあいまいな点を解消するため当該事業所の他の部分へのアクセスを認めることを要請する場合には、当該アクセスの範囲は、査察団と被査察締約国との間で合意する。

21 査察団及び被査察締約国が記録へのアクセスが査察の目的を達成するため役立つことを一致して認める場合には、査察団は、当該アクセスを認められる。

22 試料の採取及び現地における分析は、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質であつて申告されていないものが存在しないことを点検するために行うことができる。あいまいな点が解消されない場合には、試料については、被査察締約国との合意に従い、指定された現地外の実験施設において分析することができる。

23 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。

(a) 原料となる化学物質(反応体)を搬入し又は

(b) 反応器に注入する前に反応体に対し処理を

24 査察期間は、二十四時間を超えてはならない。ただし、査察団と被査察締約国との間の合意により延長することができる。

25 査察の通告時間までに査察の通告を受ける。

26 締約国は、この条約の締約国でない国に対し表3の化学物質を移譲する場合には、移譲する化学物質がこの条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用されることを確保するため、必要な措置をとる。特に、締約国は、受領国に対し、移譲する化学物質について、次のことを表明する証明書を要請する。

(a) この条約によって禁止されていない目的のためのみ使用すること。

(b) 再移譲しないこと。

27 最終使用者の名称及び住所

28 会議は、この条約が効力を生じた後五年を経過した時に、この条約の締約国でない国に対する表3の化学物質の移譲に関して他の措置をとる必要性について検討する。

は、査察は、活動が申告において提供された情報に合致していることを検証することを一般的な目的とする。当該査察は、特に、第六部の規定に従う場合を除くほか表1の化学物質が存在しないこと(特にその生産を行っていないこと)を検証することを目的とする。

を更に加工するための設備へ通ずる配管

(f) (a)から(e)までのいずれかに関連する制御設備

(g) 廃棄物及び排水の取扱いのための設備及び場所

(h) 規格外の化学物質の処分のための設備及び施設協定は、被査察締約国が要請する場合を除くほか、締結しない。

査察については、申告された事業所内の申告された工場であつて表3の化学物質を扱うものを中心に行う。査察団が第二部51の規定に基づいてあいまいな点を解消するため当該事業所の他の部分へのアクセスを認めることを要請する場合には、当該アクセスの範囲は、査察団と被査察締約国との間で合意する。

20 査察については、申告された事業所内の申告された工場であつて表3の化学物質を扱うものを中心に行う。査察団が第二部51の規定に基づいてあいまいな点を解消するため当該事業所の他の部分へのアクセスを認めることを要請する場合には、当該アクセスの範囲は、査察団と被査察締約国との間で合意する。

21 査察が査察団及び被査察締約国が記録へのアクセスが査察の目的を達成するため役立つことを一致して認める場合には、査察団は、当該アクセスを認められる。

22 試料の採取及び現地における分析は、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質であつて申告されていないものが存在しないことを点検するために行うことができる。あいまいな点が解消されない場合には、試料については、被査察締約国との合意に従い、指定された現地外の実験施設において分析することができる。

23 査察が行われる区域には、次のものを含める

24 査察期間は、二十四時間を超えてはならない。ただし、査察団と被査察締約国との間の合意により延長することができる。

25 査察の通告時間までに査察の通告を受ける。

26 締約国は、この条約の締約国でない国に対し表3の化学物質を移譲する場合には、移譲する化学物質がこの条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用されることを確保するため、必要な措置をとる。特に、締約国は、受領国に対し、移譲する化学物質について、次のことを表明する証明書を要請する。

(a) この条約によって禁止されていない目的のためのみ使用すること。

(b) 再移譲しないこと。

27 最終使用者の名称及び住所

28 会議は、この条約が効力を生じた後五年を経過した時に、この条約の締約国でない国に対する表3の化学物質の移譲に関して他の措置をとる必要性について検討する。

官報(号外)

第九部 第六条に規定するこの条約によって禁止されていない活動

(他の化学物質を生産する施設のための制度)

A 申告

他の化学物質を生産する施設の一覧表

第六条7の規定に従って締約国が行う冒頭申告には、次のいずれかに該当するすべての事業所の一覧表を含める。

(a) 化学物質に関する附属書の表に掲げていない識別可能な有機化学物質である。(りん、硫酸又はふっ素の元素を含むもの)

(b) 化学物質により生産した一又は二百トンを超えて合成により生産した事業所の工場(以下「P.S.F.工場」という。)を有する事業所

2 第六条の規定に従って他の化学物質を生産する施設の一覧表には、火薬類又は炭化水素類のみを生産する事業所を含めない。

3 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に、他の化学物質を生産する施設の一覧表を1の規定に従って自國の冒頭申告の一部として提出するものとし、翌暦年及びその後の各暦年の開始の後九十日以内に、当該一覧表を改定するために必要な情報を毎年提供する。

4 第六条の規定に従って提出する他の化学物質を生産する施設の一覧表には、各事業所についての次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び当該事業所を運営する会社又は企業の名称

(b) 当該事業所の正確な所在地(住所を含む。)

(c) 当該事業所の主要な活動

(d) 当該事業所において1に規定する化学物質を生産する工場のおよびその数

5 1(a)の規定に従って掲げる事業所の一覧表に

は、当該事業所についての化学物質に関する附屬書の表に掲げていない識別可能な有機化学物質の前暦年におけるおよその総生産量を次の範囲で明示する情報を含める。千トン未満、千トン以上一万トン以下及び一万トン超

6 1(b)の規定に従って掲げる事業所の一覧表には、当該事業所内のP.S.F.工場の数を明示し、及び各P.S.F.工場が前暦年において生産したP.S.F.化学物質のおよその総量を次の範囲で明示する情報を含める。二百トン未満、二百トン以上一千トン未満、千トン以上一万トン以下及び一千トン超

7 締約国は、1の規定に従って化学物質を生産する施設の一覧表を作成するに当たり、事務的な理由により援助を要請することが必要であると認める場合には、援助を提供するよう技術事務局に要請することができる。当該一覧表を完全なものとするために関する問題については、その後、当該締約国と技術事務局との間の協議により解決する。

8 締約国に対する情報

9 第六条6に規定する検証については、Cの規定に従って次に掲げる事業所において現地査察を通じて行う。

(a) 1(a)の規定に従って一覧表に掲げられた事業所

(b) 1(b)の規定に従って一覧表に掲げられた事業所であつて、P.S.F.化学物質を前暦年において二百トンを超えて生産した一又は二以上

10 第八条21(b)の規定に従って会議が採択する機関の計画及び予算には、このBの規定に基づく検証のための計画及び予算をその検証の実施が開始された後別個の項目として含める。

11 技術事務局は、このBの規定に基づく査察について、次の考慮すべき要素を基礎として、適切な仕組み(例えば、特別に設計されるコンピュータ・ソフトウェアの利用)により、査察を行う事業所を無作為に選定する。

12 1(a)の規定に従って合意する基準に基づいて締約国が行う提案

13 締約国は、このBの規定に基づく査察を行なう事業所を選定するに当たり、第八部及びこの部の規定に従って締約国が一暦年において受けける査察の回数に関する次の制限を遵守する。当該回数は、第八部及びこの部の規定に従って提供された情報と共に、要請に応じ、締約国に対し技術事務局が送付する。

14 Aの規定に従って他の化学物質を生産する施設の一覧表に掲げられた事業所においては、査察は、活動が申告において提供された情報に一致していることを検証することを一般的な目的とする。当該査察は、特に、第六部の規定に従致してあることを検証することを一般的な目的とする。当該査察は、特に、第六部の規定に従う場合を除くほか表1の化学物質が存在しないこと(特にその生産が行われていないこと)を検証することを目的とする。

15 合意される指針、この附屬書の他の関連規定及び秘密扱いに関する附屬書のほか、16から20までの規定を適用する。

16 施設協定は、被査察締約国が要請する場合を除くほか、締結しない。

17 査察については、査察のために選定された事業所において1に規定する化学物質を生産する工場、特に、1(b)の規定に従って一覧表に掲げられたP.S.F.工場を中心に行う。被査察締約国は、第十部Cに規定する管理されたアクセスの範囲に従い、これらの工場へのアクセスを管理する権利を有する。査察団が第二部5の規定に基づいてあいまいな点を解消するため当該事業所の他の部分へのアクセスを認めるなどを要請する場合には、当該アクセスの範囲は、査察団と被査察締約国との間で合意する。

18 査察団及び被査察締約国が記録へのアクセスが査察の目的を達成するために役立つことを一致して認める場合には、査察団は、当該アクセスを認められる。

19 試料の採取及び現地における分析は、化学物質に関する附屬書の表に掲げる化学物質であつて申告されていないものが存在しないことを点検するために行なうことができる。あいまいな点が解消されない場合には、試料については、被査察締約国との合意に従い、指定された現地外の実験施設において分析することができる。

20 査察期間は、二十四時間を超えてはならない。ただし、査察団と被査察締約国との間の合意により延長することができる。

21 締約国は、技術事務局により、査察が行われる事業所に査察団が到着する少なくとも百二十時間前までに査察の通告を受ける。

22 Bの規定については、会議がこの条約が効力

を生じた後の三番目の年における通常会期において別段の決定を行う場合を除くほか、この条約が効力を生じた後の四番目の年の開始の時から実施する。

23 事務局長は、この条約が効力を生じた後の三番目の年における会議の通常会期のため、第七部、第八部及びこの部のAの規定の実施に当たって得られた技術事務局の経験の概要を記載した報告を作成する。

24 会議は、この条約が効力を生じた後の三番目の年における通常会期において、事務局長の報告に基づき、Bの規定に基づく検証のために利用可能な資金をPSF工場と他の化学物質を生産する施設との間にどのよう配分するかについて決定することができる。会議がその決定を行わない場合には、この配分は、技術事務局の専門的意見に由来されるものとし、11の考慮すべき要素に加えられる。

25 会議は、この条約が効力を生じた後の三番目の年における通常会期において、執行理事会の助言により、11に規定する選定の過程における考慮すべき要素として締約国がいかなる基準（例えば、地域）に基づいて査察についての提案を行つべきであるかを決定する。

26 検討

この部の規定については、第八条22の規定に従つて開催される会議の第一回特別会期において、得られた経験を基礎として、化学産業の検証制度全般（第六条の規定及び第七部からこの部までの規定）の広範な検討に照らして再検討する。会議は、その後、検証制度をより効果的なものにするため勧告を行う。

第十部 第九条の規定に基づく申立てによる査察による査察のみによって行われる。事務局長は、同

条の規定に基づく申立てによる査察のための査

査員及び査察補を指名するため、通常の査察活動のための査察員及び査察補の中から査察員及び査察補を選定することにより、提案する査察

員及び査察補の名簿を作成する。当該名簿は、

査察員及び査察補の利用可能性並びにこれらの者の交替が必要であることを考慮して、査察員の選定を柔軟に行うことができるよう必要な

資格、経験、技術及び訓練を有する十分な数の査察員及び査察補によつて構成する。できる限り広範な地理的基礎に基づいて査察員及び査察

補を選定することが重要であることについても、十分な考慮を払う。査察員及び査察補の指

名については、第二部Aに規定する手続に従う。

2 事務局長は、具体的な要請の事情を考慮し

て、査察団の規模を決定し、及びその構成員を選定する。査察団の規模については、査察命令を適正に遂行するために必要な最小限度に保

つ。要請締約国又は被査察締約国の国民は、査

察団の構成員となることはできない。

B 査察の事前の活動

3 締約国は、申立てによる査察のための査察の要請を行う前に、技術事務局が当該要請に応じて直ちに措置をとることができることの確認をして、査察の事前の活動

5 事務局長は、一時間以内に要請締約国に対しその要請の受領を確認する。

6 要請締約国は、査察団の入国情地への到着予定期刻の少なくとも十二時間前までに事務局長が被査察締約国に對し査察施設の所在地に関する情報を提供することができるよう、適当な時に査察施設の所在地を事務局長に通報する。

7 査察施設について、地理上の座標（可能な場合は最も近い秒を明示する。）を付した施設の図面を提供することにより、要請締約国ができる限り具体的に指定する。要請締約国は、また、可能な場合には、査察施設の概略を付した地図及び査察施設の要請外縁をできる限り正確に明示する図面を提供する。

8 要請外縁は、

(a) 建物又はその他の工作物から外側に少なくとも十メートルの距離を置くものとする。
(b) 既存の警備用の囲いを横切つてはならない。
(c) 要請締約国が要請外縁の中に含めることを意図する既存の警備用の囲いから外側に少なくとも十メートルの距離を置くものとする。

9 要請外縁が8の規定に適合しない場合には、当該要請外縁についての見込みを当該締約国に常

に明示する。要請外縁は、できる限り正確に明示する。

10 事務局長は、査察団の入国情地への到着予定期の少なくとも十一時間前までに、7に規定する査察施設の所在地について執行理事会に通報する。

11 事務局長は、10の規定に従つて執行理事会に

通報すると同時に、査察の要請（7に規定する査察施設の所在地を含む。）を被査察締約国に伝達する。この通告には、第二部32に規定する情

報も含める。

12 査察団の入国情地への到着の時に、被査察締約国は、査察団により査察命令について通報を受ける。

13 事務局長は、第九条の13から18までの規定に従い、査察の要請を受領した後できる限り速やかに査察団を派遣する。査察団は、10及び11の規定に適合して、かつ、最小限度の時間内に、到着の後二十四時間以内に、最終外縁として指定される。被査察締約国は、査察団を査察施設の最終外縁に輸送する。被査察締約国が必要と認める場合には、その輸送の開始の時刻については、最終外縁の指定のためにこの14に定める期限の十二時間前を限度として早めることができる。その輸送については、いかなる場合にも査察団の入国情地への到着の後三十六時間以内に完了する。

14 被査察締約国が要請外縁を受け入れることが、いかなる場合にも査察団の入国情地への到着の後二十四時間以内に、最終外縁として指定される。被査察締約国は、査察団を査察施設の最終外縁に輸送する。被査察締約国が必要と認める場合には、その輸送の開始の時刻については、最終外縁の指定のためにこの14に定める期限の十二時間前を限度として早めることができる。その輸送については、いかなる場合にも査察団の入国情地への到着の後三十六時間以内に完了する。

15 すべての申告された施設については、次の(a)及び(b)の手続を適用する（この部の規定の適用上、「申告された施設」とは、第三条から第五条までの規定に従つて申告されたすべての施設をいう）。第六条の規定に關しては、「申告された施設」とは、第六部の規定に従つて申告された施設並びに第七部の7及び10(c)の規定による申告によって明示された工場のみをいう。）。

官 報 (号外)

<p>(a) 要請外縁が申告外縁に含まれ又は一致する場合には、申告外縁を最終外縁と認める。ただし、最終外縁は、被査察締約国が合意する場合には、要請締約国の要請する外縁に一致するよう縮小することができる。</p> <p>(b) 被査察締約国は、実行可能な限り速やかに最終於外縁に査察団を輸送するものとし、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後二十四時間以内に当該査察団が最終外縁に到着することを確保する。</p>
<p>16 被査察締約国は、要請外縁を受け入れることができない場合には、入国情地點において、できる限り速やかに、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後二十四時間以内に、代替外縁を提案する。意見の相違がある場合には、被査察締約国及び査察団は、最終外縁に関する合意に達するため交渉を行う。</p>
<p>17 代替外縁は、8の規定に従つてできる限り具体的に指定されるべきである。代替外縁は、要請外縁の全体を包含するものとし、自然の地形の特徴及び人工の境界を考慮して、原則として要請外縁と密接な関係を有するものとすべきである。代替外縁については、周囲に警備用障壁が存在する場合には、通常これに近接するものとすべきである。被査察締約国は、次に掲げる要件のうち少なくとも二のものを満たすことにより、これらの外縁の間にこの17に定める関係を確立することに努めるべきである。</p>
<p>(a) 代替外縁を要請外縁の区域より著しく大きい区域に拡大しないこと。</p> <p>(b) 代替外縁を要請外縁から短い一様の距離に保つこと。</p> <p>(c) 要請外縁の少なくとも一部が代替外縁から目で見えるものとすること。</p> <p>査察団が代替外縁を受け入れることができる場合には、代替外縁は、最終外縁となるものとし、査察団は、入国情地點から最終外縁に輸送さ</p>
<p>れる。被査察締約国が必要と認める場合には、その輸送の開始の時刻については、代替外縁の提案のために16に定める期限の十二時間前を限度として早めることができる。その輸送については、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後三十六時間以内に完了する。</p> <p>19 最終外縁について合意されない場合には、外縁についての交渉は、できる限り速やかに完了するものとし、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後二十四時間を超えて継続してはならない。合意に達しない場合には、被査察締約国は、査察団を代替外縁上の地点に輸送する。当該被査察締約国が必要と認める場合には、その輸送の開始の時刻については、代替外縁の提案のために16に定める期限の十二時間前を限度として早めることができる。その輸送については、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後三十六時間以内に完了する。</p>
<p>20 19の代替外縁上の地点への到着後、被査察締約国は、最終外縁についての交渉及び合意並びに最終外縁内へのアクセスを促進するため、代替外縁への速やかなアクセスを査察団に認められる。</p> <p>21 19の代替外縁上の地点への査察団の到着の後七十二時間以内に合意に達しない場合には、当該代替外縁が最終外縁として指定される。</p>
<p>22 査察団は、査察施設が要請締約国の指定する査察施設に一致することを確かめるため、所在地の確認のための装置であつて承認されたものを使用し及び自己の指示により当該装置を設置させる権利を有する。査察団は、地図上において識別される地域的な目標によって査察施設の所在地を検証することができる。被査察締約国は、この作業において査察団を援助する。</p> <p>23 査察施設の保全(退去の監視)</p> <p>(a) 被査察締約国は、査察団の入国情地點への到着</p> <p>24 査察団は、管理されたアクセスの範囲内で、査察施設からの輸送機関による退去について査察を行いう権利を有する。被査察締約国は、査察の最初に到着する外縁への到着の時に査察団が十分な情報を提供する。</p> <p>25 査察団は、査察施設に入る施設の要員及び輸送機関並びに査察施設を退去する施設の要員及び個人の乗組員の輸送機関は、査察の対象とならない。</p> <p>26 査察団が代替外縁又は最終外縁のうち最初に到着する外縁への到着時に、査察施設の保全(査察による退去の監視の手続)を開始する。</p> <p>27 25の手続は、査察団による輸送機関のための出口の特定並びに、当該出口及びそれを利用する輸送に関し、査察団による記録の作成、写真撮影及びビデオ撮影の作成を行ふことを含むものとする。査察団は、査察施設から退去するための輸送が他に行われないことを点検するため同行員を伴い外縁の他のいかなる場所にも赴く権利を有する。</p> <p>28 査察団は、査察施設の所在地の検証</p> <p>(a) 感知器の使用</p> <p>(b) 無作為の選定によるアクセス</p> <p>(c) 試料の分析</p> <p>29 査察団は、管理されたアクセスの範囲内で、査察施設からの輸送機関による退去について査察を行いう権利を有する。被査察締約国は、査察の事前の説明及び査察のための計画</p> <p>30 査察の事前の説明及び査察のための計画</p> <p>31 退去の監視の手続については、査察が行われている間継続することができる。ただし、査察の対象となる輸送機関では、査察の対象とならない。</p> <p>32 査察の事前の説明は、第二部37の規定に従つて行う。被査察締約国は、査察団にアクセスを認めるのに先立ち、安全上の措置及び受入れに関する措置についての説明を当該査察団に対して行う。</p> <p>33 査察の事前の説明は、第三部37の規定に従つて行う。被査察締約国は、査察の事前の説明において、査察団に対し、機微に係るものでありかつ申立てによる査察の目的に關係しないと認められる設備、文書又は場所を示すことができる。</p> <p>34 査察団は、査察の事前の説明の後、自己に示す縮尺された地図又は略図の提供を受ける。査察団は、また、施設の要員及び記録の利用可能性について説明を受ける。</p>

平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号

化學兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

具体的な場所を含む。)を明示する査察のための最初の計画を作成する。当該計画は、また、査察団を小集団に分割するか否かを明示する。当該計画については、被査察締約国及び査察施設の代表者に提供する。当該計画の実施は、(c)の規定(アクセス及び活動に関する規定を含む。)に適合したものとする。

外縁における活動

35 査察団は、最終外縁又は代替外縁のうち最初に到着する外縁への到着の時に、このBに規定する手続に従って直ちに外縁における活動を開始し及び申立てによる査察が完了するまでこれらの活動を継続する権利を有する。

36 査察団は、外縁における活動を行うに当たり、次のことを行う権利を有する。

(a) 第二部の27から30までの規定に従って監視のための機器を使用すること。

(b) ふき取りにより試料を採取すること及び空気、土壤又は排水の試料を採取すること。

(c) 自己と被査察締約との間で合意する追加的な活動を行うこと。

37 査察団の外縁における活動は、外縁から外側

50 メートルを限度とする幅の地帯内で行うことができる。査察団は、また、被査察締約国が合意する場合には、当該地帯内の建物又は工作物に対するアクセスを認められる。すべての指向性を有する監視については、外縁の内側に向ける。申告された施設については、被査察締約国により、当該地帯は、申告外縁の内側、外側又は双方の側に設けることができる。

C 査察の実施

一般規則

38 被査察締約国は、要請外縁内又は要請外縁が最終外縁と異なる場合には最終外縁内でのアクセスを認める。これらの外縁内での具体的な場所へのアクセスの程度及び性質については、管理されたアクセスを基礎として査察団と被査察締約国との間で交渉を行う。

39 被査察締約国は、査察の要請において提起されたこの条約の違反の可能性についての懸念を解消するため、できる限り速やかに、いかなる場合にも査察団の入国情点への到着の後百八時間以内に、要請外縁内でのアクセスを認める。

40 被査察締約国は、査察団の要請に応じ、査察施設への空中からのアクセスを認めることができる。

41 被査察締約国は、38に規定するアクセスを認めるに当たり、財産権又は検索及び押収に関して当該被査察締約国が有する憲法上の義務を考慮して、最大限度のアクセスを認める義務を負う。被査察締約国は、管理されたアクセスにより、国家の安全保障を保護するために必要な措置をとる権利を有する。この41の規定は、この条約によって禁止されている活動を行ってはならないとの義務の回避を隠すために被査察締約国が援用することはできない。

42 被査察締約国は、場所、活動又は情報への十分なアクセスを認めない場合には、申立てによる査察を引き起こしたこの条約の違反の可能性についての懸念を解消するための代替的な手段を提供するため、あらゆる合理的な努力を払う義務を負う。

43 第四条から第六条までの規定に従って申告された施設の最終外縁への到着の後、査察の事前説明及び査察のための計画についての討議に引き続いてアクセスが認められる。この場合において、当該説明及び討議は、必要な最小限度に限られるものとし、いかなる場合にも三時間を超えてはならない。第三条1(d)の規定に従つて申告された施設については、最終外縁への到着の後十二時間以内に、交渉を行い、及び管理されたアクセスを開始する。

44 査察団は、査察の要請に従つて申立てによる査察を行うに当たり、この条約の違反の可能性についての懸念を解消するのに十分な関連する事実を提供するために必要な方法のみを使用する。

るものとし、当該懸念の解消に関連しない活動を慎む。査察団は、被査察締約国によるこの条約の違反の可能性に関する事実を収集し及び記録するものとし、被査察締約国が明示的に要請する場合を除くほか、明らかに関係のない情報を求め又は記録してはならない。収集された資料であつて収集後に関連しないことが判明したものについては、保有してはならない。

45 査察団は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、任務の効果的な及び適時の遂行に合致する方法で申立てによる査察を行うとの原則を指針とする。査察団は、できる限り、自分が受け可能と認める手続のうち最も干渉の程度が低い手続からとのものとし、自分が必要と認める場合にのみ、より干渉の程度が高い手続に移行する。査察団は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、任務の効果的な及び適時の遂行に合致する方法で申立てによる査察を行うとの原則を指針とする。査察団は、できる限り、自分が受け可能と認める手続のうち最も干渉の程度が低い手続からとのものとし、自分が必要と認める場合にのみ、より干渉の程度が高い手続に移行する。

46 査察団は、化學兵器に關係しない機微に係る設備、情報又は場所の保護を確保するため、被査察締約国が行う査察のための計画の変更の提案その他の提案(事前の説明の段階を含め査察のいかかる段階で行われるかを問わない)を考慮する。

47 被査察締約国は、アクセスのために使用される外縁出入りするための地点を指定する。査察団及び被査察締約国は、48の規定による最終外縁内及び要請外縁内の具体的な場所へのアクセスの程度、査察団が行う具体的な査察活動(試料の採取を含む)、被査察締約国による具体的な活動の実施並びに被査察締約国による具体的な情報の提供について交渉する。

48 被査察締約国は、秘密扱いに関する附屬書の規定に従い、化學兵器に關係しない機微に係る設備を保護し並びに化學兵器に關係しない秘密の情報及び資料の開示を防止するための措置をとる権利を有する。当該措置には、特に、次のことを含めることができる。

(a) コンピュータ・システムのオンライン接続を終了し及びデータ表示装置の使用を終了すること。

(b) 機微に係る表示、貯蔵品及び設備を覆うこと。

(c) 設備の機微に係る部品(例えば、コンピュータ又は電子系統)を覆うこと。

(d) コンピュータ・システムのオンライン接続を終了し及びデータ表示装置の使用を終了すること。

(e) 化學物質に関する附屬書の表1から表3までに掲げる化学物質又は適當な分解生成物が存在するか否かについての試料の分析を制限すること。

(f) 無作為の選定に基づくアクセスの方法を採用すること。当該方法を採用する場合には、査察員は、査察を行う特定の割合又は数の建物を任意に選定することを要請される。同様の方法は、機微に係る建物の内部及び当該建物内にある物について適用することができること。

(g) 例外的な場合には、査察施設の特定の場所へのアクセスを個々の査察員にのみ与えること。

49 被査察締約国は、査察団が十分なアクセスを認められず又は48の規定に従つて保護された物の要請において提起されたこの条約の違反の可能性についての懸念と関係する目的のために使用されていないことを査察団に対して証明するため、あらゆる合理的な努力を払う。

50 49の規定についての懸念と関係する目的のために使用されていないことを査察団に対して証明するため、あらゆる合理的な努力を払う。

51 第四条から第六条までの規定に従つて申告された施設については、次の規定を適用する。

(a) 施設協定を締結した施設については、最終外縁内のアクセス及び活動は、当該施設協定

官報(号外)

によって定められる境界内において阻害されない。

(b) 施設協定を締結していない施設については、アクセス及び活動についての交渉は、この条約に定める査察のための一般的な指針によつて規律される。

(c) 第四条から第六条までの規定に基づく査察のために認められるアクセスを超えるアクセスは、このCに定める手続に従つて管理される。

52 第二条1(d)の規定に従つて申告された施設については、被査察締約国は、47及び48に規定する手続により、化学兵器に關係しない場所又は工作物への十分なアクセスを認めなかつた場合には、当該場所又は工作物が査察の要請において提起されたこの条約の違反の可能性についての懸念と関係する目的のために使用されていないことを査察団に対し証明するため、あらゆる合理的な努力を払う。

53 オブザーバー

54 ブザーバーの参加に関する第九条12の規定に従い、オブザーバーが査察団の到着の時から合理的な期間内に査察団と同一の入国地點に到着するよう調整するため、技術事務局と連絡を保つ。

55 オブザーバーは、査察期間中、被査察締約国若しくは接受国に所在する要請締約国の大使館又は大使館が存在しない場合には要請締約国と連絡を取る権利を有する。被査察締約国は、オブザーバーに対し通信手段を提供する。

56 オブザーバーは、査察施設の代替外線又は最終外線のうち査察団が最初に到着する外線に到着する権利及び被査察締約国により当該査察施設へのアクセスが認められる権利を有する。オブザーバーは、査察団に対し勧告を行う権利を有するものとし、査察団は、適当と認める範囲内でその勧告を考慮する。査察団は、査察が行われている間を通じて査察の実施及び調査結果

についてオブザーバーに常時通報する。

57 査察期間は、被査察締約国との合意により延長する場合を除くほか、八十四時間を超えてはならない。

58 D 査察の事後の活動

59 査察の報告については、査察団が行った活動及び査察団による事實關係の調査結果(特に、申立てによる査察の要請において示されたこの条約の違反の可能性についての懸念に関するもの)を概括的に要約するものとし、この条約に直接関係する情報のみを含める。当該報告には、また、査察員に対して認められたアクセス及び協力の程度及び性質並びに当該アクセス及び協力が査察団が査察命令を遂行することをどの程度可能にしたかについての当該査察団による評価を含める。申立てによる査察の要請において示されたこの条約の違反の可能性についての懸念に関する詳細な情報は、最終報告の附

60 17の規定を考慮し、査察のとりあえずの報告を

56 国内滞在期間を通じて、被査察締約国は、オブザーバーが必要とする便宜(例えば、通信手段、通訳、輸送、作業場所、宿泊、食事、医療)を提供し又はそのための措置をとる。被査察締約国又は接受国におけるオブザーバーの滞在に係るすべての費用については、要請締約国が負担する。

57 査察期間は、被査察締約国との合意により延長する場合を除くほか、八十四時間を超えてはならない。

58 D 査察の事後の活動

59 査察の報告については、査察団が行った活動及び査察団による事實關係の調査結果(特に、申立てによる査察の要請において示されたこの条約の違反の可能性についての懸念に関するもの)を概括的に要約するものとし、この条約に直接関係する情報のみを含める。当該報告には、また、査察員に対して認められたアクセス及び協力の程度及び性質並びに当該アクセス及び協力が査察団が査察命令を遂行することをどの程度可能にしたかについての当該査察団による評価を含める。申立てによる査察の要請において示されたこの条約の違反の可能性についての懸念に関する詳細な情報は、最終報告の附

61 17の規定を考慮し、査察のとりあえずの報告を

61 査察の完了の後二十日以内に被査察締約国に提供する。被査察締約国は、化学兵器に關係しない情報及び資料であつて、その秘密性のため技術事務局の外部に送付されるべきでないと認められるものを特定する権利を有する。技術事務局は、当該報告案の変更について被査察締約国が行う提案を検討し、及び裁量により、可能な限り当該提案を採用する。その後、査察の最終報告においては、申立てによる査察の完了の後三十日以内に、第九条の21から25までの規定に従つて行われる配布及び検討のため、事務局長に提出する。

62 第十一部 化学兵器の使用の疑いがある場合における調査

1 A 総則

1 化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の疑いがある場合に第九条又は第十条の規定に従つて開始される調査については、この附屬書及び事務局長が定める詳細な手続に従つて行う。

2 化学兵器の使用の疑いがある場合に必要な具体的な手続は、次の追加的な規定によるものとする。

B 査察の事前の活動

3 事務局長に提出する化学兵器の使用の疑いがある場合の調査の要請には、可能な範囲内で、次の事項に関する情報を含めるべきである。

(a) その領域内で化学兵器が使用された疑いのある締約国

(b) 入国地點又はアクセスのための他の安全な経路についての提案

(c) 化学兵器が使用された疑いのある場所の所在地及び性質

63 事務局長は、資格を有する専門家であつて特定の分野におけるその専門的知識が化学兵器の使用の疑いがある場合の調査において必要となるものの名簿を作成し及びこれを常時改定する。当該名簿については、この条約が効力を生じた後三十日以内及び当該名簿が改定されるごとに、各締約国に対し書面により通報する。当該名簿に掲げる資格を有する専門家は、各締約国が当該名簿の受領の後三十日以内に書面により受け入れない旨を宣言する場合を除くほか、指名されたものとみなす。

64 事務局長は、具体的な要請の事情及び特性を考慮して、申立てによる査察のために既に指名されている査察員及び査察補の中から査察団長及び査察団の構成員を選定する。更に、具体的な調査の適切な実施のために必要とされる専門的知識が既に指名されている査察員からは得られない事務局長が認める場合には、査察団の

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

構成員は、資格を有する専門家の名簿の中から選定することができる。

9 事務局長は、査察団に対する説明に際し、査察が最も効果的かつ速やかに行われることを確保するため、調査を要請した締約国又はその他の者が提供した追加の情報を当該説明に含める。

査察団の派遣

10 事務局長は、化学兵器の使用の疑いがある場合の調査の要請を受領した後直ちに、関係締約国との連絡を通じ、査察団の安全な受入れのための措置を要請し及び確認する。

11 事務局長は、査察団の安全を考慮して、できる限り早い機会に当該査察団を派遣する。

12 調査の要請の受領の後二十四時間以内に査察団が派遣されなかつた場合には、事務局長は、その遅滞の理由について執行理事会及び関係国に通報する。

13 査察団は、到着の時に及び査察が行われている間はいつでも、被査察締約国の代表者から説明を受ける権利を有する。

14 査察団は、査察の開始前に、特に事務的な措置及び安全上の措置の基礎となる査察のための計画を作成する。当該査察のための計画については、必要に応じて改定する。

C 査察の実施

アクセス

15 査察団は、使用された疑いのある化学兵器により影響を受ける可能性のあるすべての場所へのアクセスが認められる権利を有する。査察団は、また、当該化学兵器の使用についての効果的な調査に関連すると認める病院、難民の収容施設その他の場所へのアクセスが認められる権利を有する。これらのアクセスについては、査察団は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察団が必要と認め、

16 試料の採取

かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査察員又は査察補の監督の下に、試料の採取を援助する。被査察締約国は、また、化学兵器が使用された疑いのある場所に隣接する区域及び査察団が要請する他の区域から適当な対照試料を採取することを許可し、並びにその採取に協力をする。

D 報告

17 使用の疑いがある場合の調査における重要な試料には、毒性化学物質、弾薬類及び装置、彈薬類及び装置の残渣、環境に関する試料(例えば、空気、土壤、植物、水(雪)並びに入又は動物の生物医学上の試料(例えば、血液、尿、排せつ物、組織)を含める。

18 採取された試料と同一のものを入手することができる、かつ、試料の分析が現地外の実験施設において実施される場合において、要請があるときは、その分析の完了の後、残りの試料は、すべて被査察締約国に返還される。

査察施設の拡大

E この条約の締約国でない国

19 査察団が査察が行われている間に隣接する締約国に調査を拡大する必要があると認める場合には、事務局長は、当該締約国に対し、その領域へのアクセスの必要性について通告し、並びに査察団の安全な受入れのための措置を要請し及び確認する。

F 手続

20 査察団は、その主要な勤務地に戻った後二時間以内に、とりあえずの報告を事務局長に提出する。最終報告については、査察団がその主要な勤務地に戻った後三十日以内に事務局長に提出する。事務局長は、執行理事会及びすべての締約国に対し、とりあえずの報告及び最終報告を速やかに送付する。

G 内容

21 査察団が査察が行われている間に隣接する締約国に調査を拡大する必要があると認める場合には、事務局長は、当該締約国に対し、その領域へのアクセスの必要性について通告し、並びに査察団の安全な受入れのための措置を要請し及び確認する。

H 査察期間の延長

I 手續

22 査察団は、被査察締約国領域への到着の後二十四時間以内に、事務局長に対し状況報告を送付するものとし、更に、調査が行われている間を通じて、必要に応じ、経過報告を送付する。

23 査察団は、その主要な勤務地に戻った後二時間以内に、とりあえずの報告を事務局長に提出する。最終報告については、査察団がその主要な勤務地に戻った後三十日以内に事務局長に提出する。事務局長は、執行理事会及びすべての締約国に対し、とりあえずの報告及び最終報告を速やかに送付する。

J 内容

24 状況報告には、援助を緊急に必要としていることその他の関連する情報を記載する。経過報告には、援助が更に必要であることが調査の過程において明らかになった場合には、その旨を記載する。

K 最終報告

25 最終報告は、特に調査の要請において示された使用された疑いのある化学兵器の使用についての事実関係の調査結果を要約したものとする。更に、当該使用に関する調査報告には、調査の過程についての説明(調査の各種の段階に応じたもの)であつて特に次の事項に言及したものとを含める。

(a) 試料の採取及び現地における分析が行われた場所及び時期
(b) 裏付けとなる証拠(例えば、面談の記録、医療上の検査及び科学的な分析の結果、査察団が調査した文書)

26 査察団が、その調査の過程において、特に実験施設における採取した試料の分析を通じて、不純物その他の物質を識別することによって、使用された化学兵器の出所を識別するために役立つ可能性のある情報を得た場合には、当該情報は、その資源を同事務総長の利用に供する。

E この条約の締約国でない国

27 化学兵器がこの条約の締約国でない国に係る設備を保護し及び秘密の資料の開示を防止するための措置

F 目次

A 秘密情報の取扱いに関する一般原則
B 技術事務局の職員の雇用及び行為
C 現地における検証活動を行うに際し機微に係る設備を保護し及び秘密の資料の開示を防止するための措置

G 内容

1 A 秘密情報の取扱いに関する一般原則
i. この条約に基づく機関の責任を適時、かつ、効果的に果たすために必要な最小限度の量の情報及び資料のみを要請すること。
(b) 査察員及び技術事務局のその他の職員が最高水準の能率、能力及び誠実性を満たすこと

を確保するために必要な措置をとること。
c) この条約を実施するために協定及び規則を作成し並びに締約国により機関に對してアクセスが認められる情報をできる限り正確に明示すること。

2

事務局長は、秘密情報の保護を確保することについて主要な責任を負う。事務局長は、次の指針に従って、技術事務局による秘密情報の取扱いを規律する嚴重な制度を確立する。

(a) 情報は、次のいずれかの場合には、秘密情報と認める。

(i) 当該情報を利用した締約国であつて当該情報に関するものが秘密情報として指定する場合

(ii) 認められていない情報の開示が、当該情報に関する締約国又はこの条約の実施の権限に対し、損害を引き起こすことが合理的に予想されると事務局長が判断する場合

(b) 技術事務局が取得したすべての資料及び文書については、秘密情報を含むか否かを判断するため、技術事務局の適切な組織が評価する。締約国が他の締約国によるこの条約の継続的な遵守を確認するために必要であるとして要請する資料については、定期的に当該締約国に提供する。当該資料は、次のものを含む。

(i) 第三条から第六条までの規定及び検証附屬書に従つて締約国が行う冒頭報告、冒頭申告、年次報告及び年次申告

(ii) 検証活動の結果及びその実効性についての一般的な報告

(iii) この条約に従つてすべての締約国に提供される情報

(c) この条約の実施に關連して機関が取得したいかなる情報も、次のいずれかに該当する場合を除くほか、公表してはならず、又はその他の方で提供してはならない。

(i) この条約の実施に関する一般的な情報について、会議又は執行理事会の決定に従い、取りまとめ、公開することができます。

(ii) いかなる情報も、当該情報に関する締約国の明示の同意を得て提供することがで

きる。

(iv) 秘密情報として分類された情報については、当該情報がこの条約の必要とするところに完全に一致する場合に限りて提供されることを確保する手続によつてのみ、機関が提供する。当該手続については、第八条

21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

(v) 秘密の資料又は文書に係る機微の水準については、当該資料又は文書の適切な取扱い及び保護を確保するために一律に適用される基準に基づいて定める。このため、この条約の作成過程における関連する作業を考慮して、情報を秘密の程度に関する適切な区分に分類すること及び情報の秘匿性が維持される正当な期間を定めることを確保するための明確な基準を有する分類制度を導入する。当該分類制度は、その実施に当たつて必要な柔軟性を維持しつつ、秘密情報を提供する締約国の権利を保護するものとする。当該分類制度については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

(vi) 秘密情報は、機関の構内で確實に保管する。資料又は文書の一部は、締約国国内当局に保管することもできる。具体的な施設の査察のためにのみ必要となる機微に係る情報（特に、写真、図面その他の文書）については、当該施設において施錠の上、保管することができる。

(vii) 情報については、技術事務局が、この条約の検証に関する規定の効果的な実施に最大限度適合するようにして、当該情報が関係する施設を直接特定することができない方法で取り扱い及び保管する。

(viii) 施設から持ち出す秘密情報の量について

は、この条約の検証に関する規定の適時の、かつ、効果的な実施のために必要な最小限度に保つ。

(ix) 秘密情報へのアクセスについては、当該秘密情報の分類に従つて規律する。機関内の秘密情報の配布については、知る必要がある場

合にのみ配布するとの基準に厳重に従う。

3 事務局長は、技術事務局による秘密情報の取扱いを規律する制度の実施状況について、毎年、会議に報告する。

4 締約国は、機関から受領する情報をその情報に関して定められた秘密の水準に従つて取り扱う。締約国は、要請に応じ、機関が締約国に提供する情報の取扱いの詳細を提供する。

B 技術事務局の職員の雇用及び行為

5 職員の雇用条件については、秘密情報へのアクセス及び秘密情報の取扱いがAの規定に従つて事務局長が定める手続に適合することを確保するようなものとする。

6 技術事務局における職務上の地位に基づき秘密情報へのアクセスが必要である場合には、当該地位については、アクセスが認められる範囲を明示した正式の職務規則によって規律する。

7 事務局長及び査察員その他の職員は、その職を退いた後も、その公的任務の遂行に際して知るに至った秘密情報を権限のない者に開示してはならない。事務局長及び査察員その他の職員は、いずれかの締約国に關係する自己の活動に関連してアクセスが認められた情報を、いかなる国若しくは団体に対しても又は技術事務局外のいかなる個人に対しても提供してはならない。

8 査察員は、その任務を遂行するに当たり、その査察命令を遂行するため必要な情報及び資料のみを要請する。査察員は、随伴的に収集した情報をあって、この条約の遵守についての検証に關係しないものの記録は作成しない。

9 職員は、個々に、その雇用期間中及び雇用期間の終了の後五年間に適用される秘密の保護に関する契約を技術事務局と締結する。

10 査察員その他の職員は、不當な開示を避ける

ため、警備上考慮すべきことにつき適切に助言を受け、及び不当に開示した場合に課される制裁につき適切に注意を喚起される。

11 締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所における活動に関する秘密情報へのアクセスが職員に対して認められる少なくとも三十日前までに、当該締約国は、当該職員に対して認められる予定のアクセスについて通報を受ける。ただし、査察員について該職員に対して認められる予定のアクセスについて通報を受ける。ただし、査察員について該職員に対する予定のアクセスが職員の任務の遂行を評価するに当たっては、秘密情報の保護をもつて足りるものとする。

12 査察員その他の技術事務局の職員の任務の遂行を評価するに当たっては、秘密情報の保護に関する当該職員の記録について特別の注意を払う。

C 現地における検証活動を行うに際し機微に係る設備を保護し及び秘密の資料の開示を防止するための措置

13 締約国は、秘密を保護するために必要と認めた措置をとることができる。ただし、この条約の本文及び検証附屬書に従いこの条約を遵守していることを証明する義務を履行することを条件とする。締約国は、査察を受ける時に、査察団に対し、機微に係るものでありかつ査察の目的に關係しないと認める設備、文書又は場所を示すことができる。

14 査察団は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、任務の効率的な及び適時の遂行に合致する方法で現地査察を行うとの原則を遵守する。

15 査察団は、査察の実施を規律するこの条約の本文及び附屬書の規定を厳格に遵守する。査察団は、機微に係る設備を保護し及び秘密の資料の開示を防止するための手続を十分に尊重す

平成七年三月三十日 衆議院会議録第十九号

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに

業に関する条約の締結について承認を求めるの件

卷之三

八

- 16 檢証に係る措置及び施設協定を作成するに当たり、秘密情報を保護する必要に十分な考慮を払う。個々の施設のための検査手続に関する協定には、施設において検査員がアクセスを認める場所の確定、現地における秘密情報の保護の機器及び継続的な監視のための設備の使用に関する具体的かつ詳細な措置を含める。

17 検査の後に作成する報告には、この条約の遵守に関連する事実のみを含める。当該報告については、機関が定める秘密情報の取扱いを規律する規則に従って取り扱う。必要な場合には、報告に含まれる情報については、技術事務局及び被検査締約国の外部に送付する前に、機密の程度の低いものとするための処理をする。

D 秘密の扱いに関する違反は当該違反の疑いがある場合の手続

18 事務局長は、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する勧告を考慮して、秘密の扱いに関する違反又は当該違反の疑いがある場合にとられる必要な手続を定める。

19 事務局長は、秘密の保護に関する個々の契約の実施を監督する。事務局長は、秘密情報の保護に関する義務の違反が生じたとの十分な根拠があると判断する場合には、速やかに調査を開始する。事務局長は、締約国が秘密の扱いに関する違反を申し立てる場合にも、速やかに調査を開始する。

20 事務局長は、秘密情報を保護する義務に違反した職員に対し、適切な懲戒処分を行う。重大な違反の場合には、事務局長は、裁判権からの免除を放棄することができる。

21 締約国は、事務局長が秘密の扱いに関する違反又は当該違反の疑いを調査し及び違反が確かめられた場合に適切な措置をとるに当たり、可能な範囲内で協力し及び支援する。

22 機関は、技術事務局の構成員による秘密の扱い

いに關する違反について損害賠償責任を負わね
ては、会議の補助機関として設置する「秘密の
扱いに關係する紛争の解決のための委員会」が
検討する。同委員会は、会議が設置する。同委
員会の構成及び運営手続を規律する規則につい
ては、第一回会期において会議が採択する。

1 締約国は、いかなる場合に、何等の目的で、
発生、生産、取得、貯蔵、保有、移譲及び使用
を行わないことを約束すること。

2 締約国は、保有する化学兵器及び化学兵器
生産施設を申告し、原則として条約発効後十
年以内に廃棄すること。

3 締約国は、他の締約国の領域内に遺棄した
化学兵器を廃棄することを約束すること。

4 締約国は、本条約によって禁止されていな
い目的のために毒性化学物質等を開発、生
産、取得、保有、移譲及び使用することは認め
られるが、一定の毒性化学物質及びこれら
の物質に関連する施設等は本条約に基づく検

義、査察について適用される一般規則等について規定している。「秘密情報の保護に関する附屬書〔秘密扱いに関する附屬書〕」は、秘密情報の取扱いに関する一般原則等について規定している。

本条約は、六十五番目の批准書が国際連合事務総長に寄託された日の後百八十日で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本条内に希望するものは、比学五器の完全な

1 締約国は、いかなる場合に、何を其の手段として、
2 発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲及び使用
3 行わないことを約束すること。
4 締約国は、保有する化学兵器及び化学兵器
5 生産施設を申告し、原則として条約発効後十
6 年以内に廃棄すること。
7 締約国は、他の締約国の領域内に遺棄した
8 化学兵器を廃棄することを約束すること。
9 締約国は、本条約によって禁止されていない
10 の目的のために毒性化学物質等を開発、生
11 産、取得、保有、移譲及び使用することは認め
12 られるが、一定の毒性化学物質及びこれら
13 の物質に関連する施設等は本条約に基づく検
14 証措置の対象とすること。
15 締約国は、自國の憲法上の手続に従い、
16 本条約に基づく自國の義務を履行するために
17 必要な措置をとること。
18 締約国は、この条約の趣旨及び目的を達成
19 するため、化学兵器の禁止のための機関(以下
20 「機関」という)を設立し、機関は、本条約
21 の実施を確保するとともに、締約国間の協力方
22 のための場を提供すること。
23 機関の内部機関として、締約国会議、執行
24 理事会及び技術事務局を設置すること。
25 機関は、締約国との条約違反の可能性につい
て懸念が生ずる場合には、締約国の要請に応
じ、疑義の対象となる施設及び区域に対しても
申立てによる査察(抜き打ち査察)を行うこと。
26 が認められること。
27 この条約の有効期間は、無期限とするこ
と。
28 なお、三の附属書は、条約の不可分の一部を
29 成し、「化学物質に関する附屬書」は、ある毒性化
30 学物質等を化学物質の表(表1から表3まで)
31 に掲げるべきであるか否かを検討するための指
針について規定するとともに、具体的な毒性化
32 学物質等を化学物質の表に掲げている。「実施
33 及び検証に関する附屬書(「検証附屬書」)」は、

衆議院会議録第十一号(一)中正誤	正	ペジ 段行誤	外務委員長 三原 朝彦
公 上 未 六 公債負担	公債負担	下 三 食料管理費	食糧管理費
否 下 三 否 因により	否決 因による	二 二 特別的な	特例的な